

厚生労働委員会議録

四

六九

出席委員		平成十六年十一月五日(金曜日)		午前九時三十四分開議	
委員長	鴨下一郎君	理事	大村秀章君	理事	北川知克君
理事	長勢甚遠君	理事	木村青山君	理事	宮澤洋一君
理事	五島正規君	理事	河野石崎君	理事	三井辨雄君
理事	山井和則君	理事	太郎君	理事	福島豊君
理事	大島丘君	理事	一善君	理人	北川知克君
三ツ木村義雄君	原田河野君	三ツ木村義雄君	令嗣君	菅原杏子君	(厚生労働省大臣官房審議官)
宮腰光寛君	山際大志郎君	宮腰光寛君	太郎君	中山信治君	政府参考人
渡辺具能君	大島健太君	渡辺具能君	一善君	上川小西君	(厚生労働省大臣官房審議官)
伊藤山口範子君	伊藤富男君	伊藤山口範子君	太郎君	井上福島君	政府参考人
森岡阿部尾辻	森岡衛藤	森岡阿部尾辻	一善君	吉野福井君	(厚生労働省大臣官房審議官)
山本信一君	正宏君	山本信一君	太郎君	泰秀君	厚生労働省大臣官房審議官
政 府 參 考 人	(政 府 參 考 人)	政 府 參 考 人	政 府 參 考 人	政 府 參 考 人	政 府 參 考 人
政 府 參 考 人	(政 府 參 考 人)	政 府 參 考 人	政 府 參 考 人	政 府 參 考 人	政 府 參 考 人
厚生労働大臣	厚生労働副大臣	厚生労働大臣	厚生労働副大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣
内山	内山	内山	内山	内山	内山
石毛	石毛	石毛	石毛	石毛	石毛
鎌子君	鎌子君	鎌子君	鎌子君	鎌子君	鎌子君
大蔵君	大蔵君	大蔵君	大蔵君	大蔵君	大蔵君
晃君	晃君	晃君	晃君	晃君	晃君
同日	同日	同日	同日	同日	同日
辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任
和田寺田	和田寺田	和田寺田	和田寺田	和田寺田	和田寺田
隆志君	隆志君	隆志君	隆志君	隆志君	隆志君
学君	学君	学君	学君	学君	学君
十一月四日					
医療費負担増の見直しに関する請願(塩川鉄也)					

年金制度の改悪反対に關する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇号)

同(石井郁子君紹介)(第一一二号)

同(穀田恵一君紹介)(第一二三号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一四四号)

同(志位和夫君紹介)(第一五五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一六六号)

年金法の実施中止に關する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一七七号)

同(石井郁子君紹介)(第一八八号)

同(穀田恵一君紹介)(第一九九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一一〇号)

同(志位和夫君紹介)(第一一二号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一二二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一三三号)

同(山口富男君紹介)(第一三四号)

同(吉井英勝君紹介)(第一五五号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一七五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一七六号)

同(穀田恵一君紹介)(第一七八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一七八号)

同(志位和夫君紹介)(第一七九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一八〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一八一号)

同(山口富男君紹介)(第一一二号)

同(吉井英勝君紹介)(第一八三号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一一二号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一一二号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一二二六号)
利用者負担の大幅増など介護保険の改悪反対に
関する請願 塩川鉄也君紹介(第二二六号)

同(石井郁子君紹介)(第一二一八号)
同(穀田恵一君紹介)(第一二一九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一二三〇号)
同(志位和夫君紹介)(第一二三一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一二三三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一二三三号)

同(山口富男君紹介)(第一二三四号)
同(吉井英勝君紹介)(第一二三五号)

労働組合法改悪反対に関する請願 照屋寛徳君
紹介(第四一号)

改革年金法の実施中止、最低保障年金制度の実
現に関する請願 赤嶺政賢君紹介(第五二六号)

同(石井郁子君紹介)(第一五七号)
同(穀田恵一君紹介)(第一五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一五九号)
同(志位和夫君紹介)(第六〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六二号)
同(山口富男君紹介)(第六三号)

同(吉井英勝君紹介)(第六四号)
社会保障制度の拡充等に関する請願 赤嶺政賢
君紹介(第六五号)

同(石井郁子君紹介)(第六六号)
同(穀田恵一君紹介)(第六七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第六八号)
同(志位和夫君紹介)(第六九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六一〇号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第六一一号)

同(山口富男君紹介)(第七二号)
同(吉井英勝君紹介)(第七三号)

臓器の移植に関する法律の改正及び臓器移植の

普及に関する請願(松本純君紹介)(第七四号)
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等
に関する法律第十九条の改正に関する請願(荒
井聰君紹介)(第九四号)
社会保障制度拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹
介)(第一〇〇号)

(石井郁子君紹介)(第一〇一号)

(穀田恵二君紹介)(第一〇二号)

(佐々木憲昭君紹介)(第一〇三号)

(志位和夫君紹介)(第一〇四号)

(塙川鉄也君紹介)(第一〇五号)

(高橋千鶴子君紹介)(第一〇六号)

(山口富男君紹介)(第一〇七号)

(吉井英勝君紹介)(第一〇八号)

(吉井英勝君紹介)(第一〇八号)

(穀田恵二君紹介)(第一一〇号)

(佐々木憲昭君紹介)(第一一〇号)

(志位和夫君紹介)(第一一三号)

(塙川鉄也君紹介)(第一一四号)

(高橋千鶴子君紹介)(第一一五号)

(山口富男君紹介)(第一一六号)

(吉井英勝君紹介)(第一一七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、
第百五十九回国会、内閣提出、児童福祉法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣
府政策統括官山本信一郎君、警察庁生活安全局長
伊藤哲朗君、文部科学省大臣官房審議官山中伸一

君、スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官
尾山眞之助君、厚生労働省大臣官房審議官岡島敦
子君、大臣官房参事官瀬上清貴君、医薬食品局食
品安全部外口崇君、雇用均等・児童家庭局長伍
藤忠春君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鷲下委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○鷲下委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。上川陽子君。

○上川委員 おはようございます。自由民主党の
上川陽子でございます。

さて、児童虐待問題に関する今回の児童福祉
法の一部改正ということでございますが、さきの
通常国会で成立しました虐待防止法の改正と相互
に補完するものである。残念ながら、同時に成立
するべきものができなかつたということでござい
ます。上川陽子君。

○塙川鉄也君紹介(第一一四号)

(高橋千鶴子君紹介)(第一一五号)

(山口富男君紹介)(第一一六号)

(吉井英勝君紹介)(第一一七号)

は本委員会に付託された。

でまず一番初めに大事なことは、そうしたお子さ

んたちとの信頼関係をいかにつくるかということ

と。非常に厳しいケースの場合には、この信頼感

をつくるだけでも数年はかかるというケースもあ

るということをございまして、この虐待問題とい

うのが非常に難しい、また困難な問題であるとい

うことを改めて認識する機会がたくさんございま
した。

そこで、まず尾辻大臣にお伺いしたいと思いま
すが、児童虐待の現状と取り組みにつきましての
大臣の思い、また取り組みに對しての姿勢、お考
えといったことにつきまして、よろしくお願いい
たします。

○尾辻国務大臣 各々のケースまでよく御存じの
委員にお答えいたしますのも今さらながらと思いま
すが、御質問でございますから、お答えいたし
たいと存じます。

児童虐待への対応につきましては、平成十二年
の児童虐待防止法の施行以来、さまざまな施策の
推進が図られてまいりましたが、依然どいたしま
して、虐待に関する相談件数は近年急増いたして
おりますし、また、その内容も困難なケースがふ
えております。また、虐待による死亡という不幸
な事件が発生をもいたしております。こうしたこ
とから、社会全体として早急に取り組むべき重要
な課題であると認識をいたしております。こうしたこ
とにいうふうに思います。

今大臣がおっしゃったように、虐待の早期発見
と自立支援ということが非常に重要であります

が、とりわけ、早期の発見と早期予防ということ

についていかに取り組むことができるかどうかと
いうことが、勝負どころではないかというふうに
思っております。

私も育児をした経験から、母子手帳を、出産後
も、ゼロ歳児の中でも一ヶ月健診、三ヶ月、四ヶ月
健診、六ヶ月健診、九ヶ月、十ヶ月健診、ある
いは一歳児になってからも半年ごとに、また三歳
児健診と、いろいろな健診を受けた記憶がござい
ますて、今どんなふうに変わっているのか定かで
はございませんけれども、そうした健診の折々に
的確にその早期発見をしていくことが大事
ではないかということを改めて、こうした乳幼児
の死亡事例、とりわけゼロ歳児の死亡事例が多い
という形の結果の中から出てくるわけでございま
す。

こうした児童虐待は、子供の心身の発達や人格
の形成に著しい影響を与えますとともに、虐待の
世代間連鎖を引き起こすことも指摘されておりま
すなど、世代を超えて大きな影を落とすものでござ
います。

こうした児童虐待は、子供の心身の発達や人格
の形成に著しい影響を与えますとともに、虐待の
世代間連鎖を引き起こすことも指摘されておりま
すなど、世代を超えて大きな影を落とすものでござ
います。

そういう意味で、この乳幼児健診の機会を早期
発見の非常にいいチャンスというふうにとらえて
いくことが大事ではないかということにつきまし
てのお考えをお聞かせいただきたいというふうに
存じます。

○伍藤政府参考人 御指摘のございました乳幼児
健診の有効性でございますが、乳幼児健康診査

は、親が専門家へ相談をいたします、あるいは専

タを見てみましても、年々一・五倍とか一・三倍

ということでおざいまして、平成十五年の時点で
は二万六千五百七十三件、まだ潜在的にはこの二

倍とも三倍とも言われるぐらいの状況になつてい
るんじゃないかというわけでございます。

ことし三月に発表されました報告によります
と、これは児童虐待死亡事例の検証結果というこ
とでございますが、虐待によつて死亡した児童の
うち、乳児が三八%と約四割を占めているとい
うことでござります。さらに、そのうち、四ヵ月未
満のお子さんが五割を占めているという結果でござ
ります。大変ショッキングな状況であるとい
うことござります。

と、これは児童虐待死亡事例の検証結果というこ
とでございますが、虐待によつて死亡した児童の
うち、乳児が三八%と約四割を占めているとい
うことでござります。さらに、そのうち、四ヵ月未
満のお子さんが五割を占めているという結果でござ
ります。大変ショッキングな状況であるとい
うことござります。

タを見てみましても、年々一・五倍とか一・三倍

ということでおざいまして、平成十五年の時点で
は二万六千五百七十三件、まだ潜在的にはこの二

倍とも三倍とも言われるぐらいの状況になつてい
るんじゃないかというわけでございます。

ことし三月に発表されました報告によります
と、これは児童虐待死亡事例の検証結果とい
うことでございますが、虐待によつて死亡した児童の
うち、乳児が三八%と約四割を占めているとい
うことでござります。さらに、そのうち、四ヵ月未
満のお子さんが五割を占めているという結果でござ
ります。大変ショッキングな状況であるとい
うことござります。

タを見てみましても、年々一・五倍とか一・三倍

ということでおざいまして、平成十五年の時点で
は二万六千五百七十三件、まだ潜在的にはこの二

倍とも三倍とも言われるぐらいの状況になつてい
るんじゃないかというわけでございます。

ことし三月に発表されました報告によります
と、これは児童虐待死亡事例の検証結果とい
うことでございますが、虐待によつて死亡した児童の
うち、乳児が三八%と約四割を占めているとい
うことでござります。さらに、そのうち、四ヵ月未
満のお子さんが五割を占めているという結果でござ
ります。大変ショッキングな状況であるとい
うことござります。

タを見てみましても、年々一・五倍とか一・三倍

ということでおざいまして、平成十五年の時点で
は二万六千五百七十三件、まだ潜在的にはこの二

倍とも三倍とも言われるぐらいの状況になつてい
るんじゃないかというわけでございます。

ことし三月に発表されました報告によります
と、これは児童虐待死亡事例の検証結果とい
うことでございますが、虐待によつて死亡した児童の
うち、乳児が三八%と約四割を占めているとい
うことでござります。さらに、そのうち、四ヵ月未
満のお子さんが五割を占めているという結果でござ
ります。大変ショッキングな状況であるとい
うことござります。

タを見てみましても、年々一・五倍とか一・三倍

ということでおざいまして、平成十五年の時点で
は二万六千五百七十三件、まだ潜在的にはこの二

倍とも三倍とも言われるぐらいの状況になつてい
るんじゃないかというわけでございます。

ことし三月に発表されました報告によります
と、これは児童虐待死亡事例の検証結果とい
うことでございますが、虐待によつて死亡した児童の
うち、乳児が三八%と約四割を占めているとい
うことでござります。さらに、そのうち、四ヵ月未
満のお子さんが五割を占めているという結果でござ
ります。大変ショッキングな状況であるとい
うことござります。

タを見てみましても、年々一・五倍とか一・三倍

ということでおざいまして、平成十五年の時点で
は二万六千五百七十三件、まだ潜在的にはこの二

倍とも三倍とも言われるぐらいの状況になつてい
るんじゃないかというわけでございます。

ことし三月に発表されました報告によります
と、これは児童虐待死亡事例の検証結果とい
うことでございますが、虐待によつて死亡した児童の
うち、乳児が三八%と約四割を占めているとい
うことでござります。さらに、そのうち、四ヵ月未
満のお子さんが五割を占めているという結果でござ
ります。大変ショッキングな状況であるとい
うことござります。

タを見てみましても、年々一・五倍とか一・三倍

ということでおざいまして、平成十五年の時点で
は二万六千五百七十三件、まだ潜在的にはこの二

倍とも三倍とも言われるぐらいの状況になつてい
るんじゃないかというわけでございます。

ことし三月に発表されました報告によります
と、これは児童虐待死亡事例の検証結果とい
うことでございますが、虐待によつて死亡した児童の
うち、乳児が三八%と約四割を占めているとい
うことでござります。さらに、そのうち、四ヵ月未
満のお子さんが五割を占めているという結果でござ
ります。大変ショッキングな状況であるとい
うことござります。

タを見てみましても、年々一・五倍とか一・三倍

ということでおざいまして、平成十五年の時点で
は二万六千五百七十三件、まだ潜在的にはこの二

倍とも三倍とも言われるぐらいの状況になつてい
るんじゃないかというわけでございます。

ことし三月に発表されました報告によります
と、これは児童虐待死亡事例の検証結果とい
うことでございますが、虐待によつて死亡した児童の
うち、乳児が三八%と約四割を占めているとい
うことでござります。さらに、そのうち、四ヵ月未
満のお子さんが五割を占めているという結果でござ
ります。大変ショッキングな状況であるとい
うことござります。

タを見てみましても、年々一・五倍とか一・三倍

ということでおざいまして、平成十五年の時点で
は二万六千五百七十三件、まだ潜在的にはこの二

倍とも三倍とも言われるぐらいの状況になつてい
るんじゃないかというわけでございます。

○上川委員 そうした情報をお互いに交換したとしても、その後、きちっとその事情に応じて対応していくことが非常に大事だということは、まさに連携というのをしっかりと、仕組みの中でも、また意識の面でも、あるいはふだんの日常の活動の中でも徹底していくことが非常に大事だというふうに思いますので、ぜひ、さらなる指導徹底をよろしくお願いしたいというふうに思います。

今回の児童福祉法の改正では、児童相談に関する体制の充実ということが大きな柱になつております。児童相談に関する各地方自治体の果たすべき役割分担を明確にし、都道府県が運営している児童相談所については専門性を有する機能に特化する、そして一般的な相談業務については市町村レベルに対応をゆだねるということが盛り込まれているわけでございます。

そこで、まず市町村の役割についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。先ほどの児童虐待の早期発見、発生予防ということで、今の医療機関との連携も含めまして、市町村の窓口、あるいは第一次的な相談機能ということが大変重要で、またその役割が期待されるということです。今回の法改正では、要保護児童の対策地域の協議会を法定化していくことですが、そのねらいといふのはどういところにあるのでしょうか。

○伍藤政府参考人 虐待にかかわります関係の機関というのは大変多いわけでありまして、こういいろいろな機関がどうやって情報共有して連携していくかということが、虐待に対する上で一つのポイントであろうかと思います。そういった観点から、現在、それぞれの市町村におきまして、いろいろなネットワーク、協議会といったようなものができておりますが、今回、それを法定化して位置づけを明確にするということを提案させていただいているわけでございます。

今回の改正の中においては、このネットワークの中の運営の中核となる機関を明確にするという

ことで、責任体制を明確化するというのが一つでございます。

それからもう一つは、このいろいろな関係機関の中には、医療機関でありますとか行政機関などのように、情報提供することについて、いわゆる公務員の守秘義務とかそれ専門家としての守秘義務がかかるような、そういう職種も含まれておりますので、そういったところからも、こいつ一定の法律の要件を満たしたような場合に、はそういう要件が阻却されるといいますか、これまでおりますので、そういったところからも、この情報が提供できるというふうに法律で明確にします。

いうことが必要なわけでありまして、今回、協議会の構成員に守秘義務をかけた上で情報共有するというようなことを、この法律上も明確にしたところによりますと、活動上の困難な点といふところでございます。

こういったことで、責任体制を明確化し、それからできるだけ幅広く地域の関係機関が情報を共有していくということを法律上明確にしていくこととでございますが、今、市町村の虐待防止ネットワーク、地域の中の各機関が連携していく、この状況につきましての平成十六年の六月調査、設置状況の調査ということで、いただいたものがございまして、今現在の設置状況は八四・七%という

こととでございます。

この中でも、設置するというのがこれから法定の中でも義務づけられるわけであります。設置していない理由の幾つかのものの中に、地域の事情もあるうかと思いますが、コーディネートが非常に難しいと。これも、やはりコーディネートできる力を持っている方が中核となつていなければ、幾ら組織ができるとしてもそれがうまく運用できないということが指摘されているところでございます。

今ある市町村の虐待防止ネットワークの実態の中で、どのようなところに問題があるのか。さら

に普及し、それを充実していくために、今のように協議会の制度を法定化するというのも一つだと

思いますが、さらにそれを充実していくための課題とか、それに対する取り組みということがあります。お考えをお聞かせいただきたいと存じます。

それからもう一つは、このいろいろな専門性を有するスタッフの配置でございます。児童相談所は、児童福祉司さんが千八百十三人、これは平成十六年度のこととございますし、またスバーバイザー、スバーバイザーというのは教育・訓練指導担当児童福祉司ということで、このスバーバイザーの方が三百三十二名ということです。また、岸和田市の調査でも大変いろいろな相談の分野がありまして、現場では大変幾つもの相談所もあるということで、これも都道府県の比較を見てみると、非常に厚く配置しているところもあれば、まだまだというところもございます。

こういった面で、人員の配置、特に専門性の高い皆さんの配置ということにつきましての考え方としては、より多くお願いいたします。あるいははこれから取り組みということについて、よろしくお願いいたします。

○伍藤政府参考人 児童相談所は、これから、市町村に一定の事務を担つていただいた上で、できるだけ複雑困難な事例に対応するよう専門性を高めていく必要があるわけでございます。

こういった観点から、平成十四年度に、私も国いたしまして、子どもの虹情報研修センター、児童虐待を中心にして、地方の職員あるいは施設の職員の専門的な研修をするという機関を設立いたしまして、先ほど御指摘のありましたようなスバーバイザーの養成、こういった専門的な研修に今取り組んでおるところでございます。

それから、今回提案をしておりますこの法律の改正案におきましても、児童福祉司の任用資格について、専門性を確保するという前提でございま

すが、幅広く人材を登用するという必要性があるのではなかろうか、こういう御議論もございましてので、この登用資格の見直しを図るということを提案しておりますし、それから、新任の児童相談所長、これは、やはり現場で、第一線でそれが的確に判断をしていただく必要があるわけがありますが、こういう新任の児童相談所長に研修を義務づける、こういったことも今回の法案で提案をしておるところでございます。

こういった総合的な取り組みで、今後とも、児童相談所の職員の専門的な能力の育成に努めてい

きないと、うふうに考へております。

の前に、児童福祉社も含めましての児童相談所での専門性の高い機能を担うための体制というところにつきまして、今の現状は大変まだ人數的にも少ないということでありますし、また、高いレベルのプログラムを実施するためのさらなる資格というか皆さんも必要となるということにつきまして、もう一度お聞かせいただきたいと存じます。

○伍藤政府参考人 先ほど申し上げましたような

いろいろな政策を講じてきたいし、そういうことが基本でございますし、さらに、先ほど御提案のありましたスーパー・バイザー、こういった機能をさして、現在、都道府県において、児童相談所を中心としたモデル事業を実施して、児童相談所のスーパー・バイズ機能の充実を図る、こういったことに取り組みを始めたところでございます。

今後とも、先ほどの研修機関の活用とか、あるいはこういったモデル事業といったことを含めて、専門職員の育成と、それから地方における児童虐待対応のスーパー・バイズ機能、こういったもの強化に努めていきたいというふうに思つております。

○上川委員 非常に困難な、さまざま家庭環境の中です子供さんがいらっしゃるということで、いろいろなスキルを持った専門の方々がきちんと子供に的確に対応して、また信頼を得た形で、自立していくための支援ということをございますので、この運用につきましてもさらにつくつとウォッチしていただきまして、それが十全にその機

○上川委員 今、國の大変大事な責務ということでのそれぞれの職員は、また都道府県あるいは市町村、市あたりで研修をしていただくということです取り組んでおりますので、こういった専門職の研修にこれからも力を入れていきたいというふうに考えております。

今御指摘のありました新任児童相談所長の研修でありますとか、あるいは情緒障害児の短期治療施設の医師の専門研修でありますとか、児童相談所のスーパーバイザーの研修、心理職員の研修等、そういう非常に専門性の高い方々を、この中の中のセンターに来ていただいて集中的に研修をする、こういったことで今やつておりますし、末端

でござりますが、年間一億九千万円の補助、これは十分の十補助ということで実施をしていただいております。こういう専門職員の研修、あるいは調査、こういうことは国の責務であるというような観点から、こういつた事業に取り組んでおるところでございまして、これを一層充実していくたといふように思つております。

○伍藤政府参考人 子どもの虹情報研修センター
す。
現状の予算の状況と、それから、具体的なプログラムについて、力を入れているところ等につきまして、現状をお聞かせいただきたいと存じます。
ましたり童本語の所長さんのごくたる有能とし
うことにつきましても、このセンターで担つて
らつしやるということでございます。

能を担つていただいているかどうか、あるいは、研修につきましてもぜひ充実させていただきたいというふうに思います。

今御指摘がございました子どもの虹情報研修センターということでございますけれども、これは横浜市に置かれているもので、平成十四年の四月八日に設置されたというふうに伺っております。

非常に幅広い研修業務を一手に担つていらっしゃるということで、大変貴重な施設ではないかといふふうに思いますが、また、先ほど御指摘がありまして、元々は横浜市が運営する施設でございましたが、その後、民間の団体に譲り受けられました。それで、今現在は民間の団体が運営している状況であります。

申し上げましたが、現在は都道府県と指定都市がこの児童相談の業務を担つておりますので、都道府県と指定都市において通常の職員の研修を行う、こういう二本立ての体制になつております。一般の都道府県や指定都市における研修、これも非常に重要だというふうに思つておりますので、十六年度からは、都道府県 指定都市におき

とにかくまして、今、具体的な制度ということを取り組んでいることがございましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

特に都道府県や市町村レベルでの研修という、
ターゲットの専門性の高い機能の強化と、そして同時に
ベラアップするという意味でも、ナショナルセンター
では、そぞ野を広く、また同時に、広い人材をレ
ベルアップするというふうに考えていて、一本立てでやるべきというふうに考えて
るわけでございます。

特に、現場の中からは、自分たちの身近なところで研修のプログラムが、手軽にというか、すぐ受けられるような、こうした制度が欲しいといふような御希望も強く、いたいでいるところでございまして、今、市町村あるいは都道府県といふお話をございましたけれども、こちらにつきましても、

ルセンターという役割を大変期待されている、また、それに向けて、予算ということで補助金を出していらっしゃるということでございますが、ぜひしていらっしゃるということでござりますが、ひ、そうしたナショナルセンターとしての機能がさらに充実するように、こちらについてもよろしくお願いしたいというふうに思います。

今、局長も御指摘がございましたけれども、地域の現場の中では、こうした極めて専門性の高い、レベルの高い研修プログラムのほかに、現場での経験、並びに、絶えず研修をしながらスキルアップという観点で重要なことがあります。

ます専門的対応マニュアル、ガイドラインを作成したり、それから、相談対応職員の専門性強化のための研修を実施する、こういったことを国の助成のもとに実施しておるところでございます。

それから、来年度の予算の要求におきましては、新たに、保健師等の新たな職種の任用資格に 対応するための研修の実施、先ほど申し上げましたように、この任用資格をなさるということで、

そういうもののに対応する研修を実施していただきたくということで、一定の予算の準備をしておるところでございます。

たけれども、今おっしゃったような市町村あるいは都道府県レベルの研修、あるいは、平成十七年度につきましては新しいプログラムに対しても予算ということで措置していらっしゃるということになりますが、具体的な予算、どのくらいの規模であるかということにつきまして、お願ひいたし

○上川委員 研修のプログラムのマニュアルの開発、あるいはその現場での徹底ということについては、しても足りないぐらいの状況であるというふうに思います。予算につきましても、ぜひ都道府県、市町村でこうした予算が積極的に実施できるよう、またサポートの方もよろしくお願いしたいというふうに思います。

さて、先ほど冒頭で申し上げさせていただきましたけれども、虐待を受けたお子さんというのは大人への不信感が非常に高い。一番身近な大人といたしまして五億五千八百万円計上しておりますが、この中でいろいろな事業を都道府県、指定都市で選んでいただくということで、これはすべてがこの研修のための費用ではありませんが、内訳はちょっとわかりませんが、こういう児童相談所の機能強化事業というような予算の中、こういった研修にも対応しておるというところでござります。

いうのは親であるというわけでありまして、問題の根深さと、ということを御指摘させていただきまして、たけれども、こうしたお子さんが自立していく過程の中でも、やはり協調性とかそういう面では非常に厳しいものがあるということで、大きな規模の施設ではなかなか対応ができないというような御指摘も聞かれるわけでございます。

そういう意味では、もひとつ小見眞吾先生古賀景竜を

準備する必要があるのではないかということで、こうした点につきましても力を入れよう、こういう方向でございますが、現状と今後の取り組みの方針につきまして、お願ひいたします。

○伍藤政府参考人 虐待を受けた児童等のその後のケアの問題でございますが、御指摘のように、できるだけ家庭的な環境で受け入れて再生を図る、こういったことが必要だらうと思います。そういう観点から、児童が将来の家庭のモデルを経験できるようにする、こういう考え方と、それから、虐待という非常に深刻な事態をくぐり抜けってきた子供に対しよりきめ細かなケアを行う、

具体的には、十六年度予算におきまして、グループホーム型の児童養護施設である地域小規模児童養護施設を四十カ所から百カ所に拡充をするということを今進めておりますし、それから、グループホームはできなくとも、既存の養護施設の中で小規模なグループによるケアを行う、施設の中でケアを小規模化していく、こういうことであります。が、そういった単位を最低一カ所は整備する、施設の中に一単位は整備をする、こういうことで必要な職員を配置するような予算を計上しております。

こういうグループホーム化でありますとかケアの小規模化といったことについては、今後非常に重要な課題だと考えておりますので、今後とも積極的に進めていきたいというふうに思つております。

○上川委員 本来ならば、親子そろって家庭の中で暮らしていく、自立していく形が望ましいわけありますけれども、施設ということございまして、家庭的な環境の中で子供たちが心を開いていくことができるような、そうした取り組みということについては、特に重要なふうに考えます。

今、四十半から百十所近くで、こういった施設

四十代から百六戸と申しますとおりまして、だんだんに成果が出てくればさらに広げられるとは思いますけれども、一番初めの、初期の取り組み、あるいはこれから発展する上で、ぜひ初期の取り組みの中の課題とか問題点を十分に参考にしていただきながら、全国の中でもいろいろな地域に合わせたホームづくりということについて、現場の声を十分に聞いていただいて、きめ細かく対応していただきたいというふうに強くお願ひいたしますところでござります。

もう一つの可能性として、里親制度ということにつきましても、今回大変に力を入れようということでございまして、日本の中では里親制度がな

かなか普及しないという悩みも実は聞くわけですが、今は、今どういう課題や問題点というのを認識されていらっしゃって、それを克服すべく、どういう形で対応策を考えていらっしゃるのかということにつきまして、お願ひをいたします。

○伍藤政府参考人　虐待等を受けた子供を、先ほども施設の小規模化について触れましたが、できるだけ家庭的な環境の中でケアをしていく、それが再生への非常に近道であるということで、里親制度の有効性が見直されておるところでござります。

私どももこれは大変有意義な制度と思っておりますが、趨勢的には、ずっと戦後一貫して里親の数は減少ぎみでございました。ただ、里親について、この数年、専門里親の制度でありますとか、一族里親でありますとか、里親に対するいろいろな支援措置を講じてきておりますが、その成果かどうかわかりませんが、この二、三年には、減少傾

向から少し増加傾向に転じたところであります
て、私ども、これを非常に心強く思つておるところです。

アする。それも一人二人と預かっている家庭もございますが、そういう方々の負担を少しでも軽減するという観点から、里親をサポートする方々を定期的に、一週間に一回とか、ヘルパー的に派遣をする事業でありますとか、あるいは、里親がそれぞれ抱えている悩みをお互いに話し合える場、交流の場をつくる、こういったことで、お互に、養育技術の向上とか、悩みのお互いの交換といったようなことを通じてまた新たな意欲を出していただぐ、こういった事業を十六年度から始めてたところでありまして、こういったいろいろなサポートを強めることによって、できるだけ里親の数をふやしていきたいというふうに思つておるところでございます。

○上川委員 親子が分離しながら、小規模なグループホームあるいは里親で家庭的な環境で子供たちが立ち直つていく、それをまた周りから支援していくくという形、そうしたきめ細かな相互のサポートのし合いということが大事だということでございます。

本来ならば、子供は親のもとで育つというのが本来の姿だということで、できるだけ親子の再統合のプログラムということについて充実させていくべきだというふうに考えていますが、今回も北海道で視察をさせていただきまして、施設を見させていただきました。いろいろ、親子のグループカウンセリングとか、あるいは家庭、家族の統合のためのさまざまなプログラムが実施されているということでおざいますし、また、そのための施設ということにつきましても見学させていただきました。いろいろ試行錯誤の中で、それぞれの子供の状況に応じて、また親の家庭環境の中で努力

していらっしゃるということで、大変苦労していらっしゃる現場を見させていただきました。こうした施設の整備、あるいは具体的に統合のためのプログラムを本当にしっかりと開発して、そして、いいものをつくったものを実践していくといふことが非常に大事だなどということを改めて感じたところでございます。

いろいろ、各都道府県の中、あるいはさまざま児童養護施設の中でもそうしたことを努力しているわけでございますけれども、こうした取り組みに対しまして具体的な国の方々から幾つか提言をほどマニュアルをつくるという形のものもございましたけれども、こうした親子の統合プログラムについての、あるいは統合の実践活動に対しても支援という形について、事業の現状と今後の取り組みの考え方について、お聞かせいたいと存じます。

○伍藤政府参考人　虐待問題の中でも大変難しい、最大の課題であります、再統合といふことで、もとの家庭にいかに復帰させるかということ、非常に高い技術、あるいは専門性を要する部分でございます。

現在、養育力の不足している保護者には一般の子育て支援サービスを活用する、こういった方法が一般的であります。さらに、社会的に孤立している保護者にはグループでの援助、グループワークと言つておりますが、さらにもう一つ、精神障害のある保護者などにつきましては医療機関のあつせんによる治療を提供する。対象のさまざまな形態によつていろいろな支援の仕方も異なるわけであります。いずれにしても、そういったことで、親と最終的に再統合して一緒に住んでいただくということのために、どういうふうな親指導を行い、再統合のためのプログラムを準備すべきか。なかなかこれは難しい、統一的なものはまだ開発されておりませんが、それぞれの都道府県あるいは児童相談所で先駆的に取り組まれている事例もございます

ので、私ども、そういうものを参考に、そういうものを全国にまた紹介するとか、あるいは、国自身が厚生労働研究というような研究費を活用して、いろいろな専門家の方々から幾つか提言をしておるところでございます。

今後とも、先ほど言いましたように大変難しい分野であるし、かなりおくれておるところでもございますので、こういった保護者に対する効果的なプログラムの開発について、さらに研究を進めていきたいと、うふうに考えております。

○上川委員　北海道に視察に行かせていただいたときに、天使の園という施設、児童養護施設でございますけれども、行かせていただきまして、大変家庭的な雰囲気の中で、集団で暮らしているわけでありますけれども、先生方も大変きめ細かな、温かい心で御指導なさっている。恐らく全国のどの地域の中でもそうした皆さんのが頑張つていらっしゃるというふうに、非常に心強く思つて帰つてきたところでございます。

そうした現場の皆さん、とりわけ親子の統合ができるだけ図りたい、しかし、なかなか親御さんたちが子供の方を見ない、見てくれないという中で、きめ細かな活動をしていらっしゃるというこどございますので、先ほど精神的ないろいろなモデルの施設あるいはプログラムを応援していくこと、そういうお話をございましたが、ぜひそうしたものをおもつと注目していただきまして、光を当てていただきますて、いいモデルはすぐに全国の中でもかせいただきたいと、うふうに思います。

○伍藤政府参考人　児童虐待対策といわゆる三位一体改革との関係でございますが、今回の地方団体の提案によりますと、今議員から御指摘のありました児童虐待あるいは要保護児童対策といった補助金、負担金すべてを廃止するということになつております。

私どもの考えをいたしまして、この分野の取り組みには、今議員からも御指摘のありましたように、非常に大きな都道府県格差あるいは市町村の格差がある。そういう点で早急な体制づくりを進めていくためには、国の支援が不可欠であるというふうな認識でございます。特に、児童虐待

しながら、大分地に足のついた形で、全体として底上げが図られているなという感じはいたしましたけれども、予算的にはまだまだだとうふに私自身は感じていて、こういった児童の分野につきましては、対策が仮に不足しても、これを監視したり改善する力が非常に働きにくい。これは、地方政府の、何といいますか、いろいろな力関係の中で、児童の分野を弁護する、利害を代表する方がいないというような観点から、なかなか児童の問題は、隅に追いやられたり、非常に日陰に追いやられておつたというのが現状ではないかと、うふうに思います。

そういう観点で、児童虐待とか、今起つておる具体的な問題にどう対応していくかということ。私どもは、国を挙げてやはり取り組んでいくいろいろ議論がされているところでございますが、今まさに国がリーダーシップをとつてしまつかり、市町村も巻き込んだ形で、全体的な仕組みづくり、あるいは専門職の皆さんレベルアップといふことで、いろいろなプログラム、事業を進めていくと、うふうに思いますが、三位一体の改革との関連で、児童虐待防止にかかる予算のあり方につきましての基本的な考え方というのをお聞きたいと、うふうに思っています。

そこで、いろいろなプログラム、事業を進めていくと、うふうに思いますが、三位一体の改革のかかせいただきたいと、うふうに思います。

○上川委員　児童虐待対策といわゆる三位一体改革との関係でございますが、今回の地方団体の提案によりますと、今議員から御指摘のありました児童虐待あるいは要保護児童対策といった補助金、負担金すべてを廃止するということになつております。

私どもの考えをいたしまして、この分野の取り組みには、今議員からも御指摘のありましたように、非常に大きな都道府県格差あるいは市町村の格差がある。そういう点で早急な体制づくりを進めていくためには、国の支援が不可欠であるといふふうな認識でございます。特に、児童虐待

みもあわせて、大臣御自身のお考えをお聞かせいただきたいというふうに存じます。

○尾辻国務大臣

冒頭申し上げましたように、児童虐待への対応につきましては、社会全体として早急に取り組むべき重要な課題でございます。でありますからこそ、今般の児童福祉法の改正もお願いいたところでございます。

そしてまた、ただいままで御答弁申し上げてまいりましたように、平成十六年度予算では前年度の約三・五倍の予算を組みまして、大幅な拡充に努めまいりました。

ただ、来年度予算につきましては、三位一体一体との絡みもござりますけれども、私どもは、今局長

が御説明申し上げました私どもの代替案を提示しておりますところでござりますけれども、万全を期したいと考えておるところでございます。

そして、きょう、先生からさまざまなお指摘もいただきました。こうしたものを参考にさせていただきながら、虐待という重大な権利侵害から子供を守り、子供が心身ともに健全に成長できるよう、最大限、力を尽くしてまいりたいと存じます。

○上川委員 今の大臣のお言葉、ぜひぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

特に、少子社会ということで、これから子供が国の宝という中の、一つの大重要なメッセージを、この虐待の子供たちの声の中、発しているというふうに思います。ぜひそうした意味で取り組みを強化していただきたくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○宮澤委員長代理 次に、古屋範子君。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

本日は、児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働大臣にお伺いをしてまいります。

公明党の強い主張が随所に反映されました改正児童虐待防止法が十月一日に施行されましたが

りが過ぎました。昨年八月、私が衆議院の予定候補者になりましたときに、厚生労働大臣に見直しましたのがまさしくこの児童虐待防止法でございます。これまで対策強化を申し入れ、その申し入れを行つたのがまさしくこの児童虐待防止法でございます。私たちが推進してきたその改正法が実現したことには、大変感慨深いものがございます。

厚生労働省が本年九月に発表した昨年度の児童虐待相談処理件数は二万六千五百六十九件、前年より二千八百三十一件増加をしております。これは、十年前と比較いたしますと一六・五倍と、増加の一途をたどっているわけでございます。虐待のすそ野が広がっているというふうに考えられます。

こうした現状を見ますと、改正児童虐待防止法に基づく早期発見や自立支援など、行政の早急な体制整備が求められていることがわかると思います。この改正法は、国と地方自治体の責務として、虐待の発生防止から子供の自立に至るまで、切れ目ない支援を行うことを主眼とするものであります。この改正法は、これまでの待ちの支援から積極的に打つて出る支援への転換であり、防止への大きな効果が期待されているところでございます。

虐待防止策の充実強化を図るために、児童相談所の充実強化を盛り込んでいる今回の改正案は、さきに施行されている改正児童虐待防止法とあわせて両輪となる大変重要な法律であり、早急に成立させるべきと考えております。

ここで、改めまして、施行一ヶ月余りを経過した児童虐待防止に関する尾辻大臣の御所見をお伺いいたします。

○尾辻国務大臣 改正されました児童虐待防止法が十月一日から施行されたところでございますけれども、大変残念なことに、施行後におきましても、子供の虐待死など痛ましい事件が後を絶ちません。再三申し上げておりますけれども、児童虐待への対応は、社会全体として早急に取り組むべき極めて重要な課題であると認識いたしております。そして、こうした児童虐待に対応していく

ら虐待を受けた子供の自立に至るまでの、切れ目のない支援体制の確保が急務でございます。こうしたことなどを踏まえまして、これまた今お話を申し上げましたように、今般の児童福祉法の改正をお願いいたしておりますし、さまざまな政府の手を打つておるところではございますけれども、虐待という重大な権利侵害が繰り返されるとのないように、私どもはできる限りのことをしていかなければならぬ、そう考えておるところございます。

○古屋(範)委員 大臣も、大変この問題に関しましては深い御認識をお持ちというふうに伺わせていただきました。

次に、この虐待予防の強化策として、育児支援家庭訪問事業についてお伺いしてまいります。

私も今、高校生の子供がおりますけれども、子育て、子供が幼いころ、夫が海外出張が多く、ほとんど二人でいなければいけない、そういう中で、母親が虐待に至るケース、その心理というのもわからなくなはないという気がいたしております。多くの周りの友人に支えられて、助けられていたという記憶がございます。

この育児支援家庭訪問事業、新座市に参りましたときも、そこでも、初めてのお子さんが生まれたときは保健師が家庭訪問するという、大変こなは喜ばれているというような地域も見てまいりました。この育児支援家庭訪問事業は、我が公明党がマニフェストに明記するなど強く要望してきました。この育児支援家庭訪問事業は、我が公明党が実行計画を立て取り組むというふうなこと

本事業の取り組みの現状とともに、さらに広く活用するための啓発や具体策について、どのようにお考えでしようか。

虐待を事前に食いとめる効果が期待されている事業には予算をつけにくいとおっしゃいますが、既に導入し、手ごたえを感じている自治体も少なくありません。

○伍藤政府参考人 育児支援家庭訪問事業につきましては、委員御指摘のとおり、私ども、約千市町村ぐらいで取り組んでいただくという前提で予算を今年度計上いたしましたが、現在、百二十五市町村、実施率で一三%程度にとどまつておるという実情でございます。

○宮澤委員長代理 改正されました児童虐待防止法が十月一日から施行されたところでございますけれども、児童虐待死など痛ましい事件が後を絶ちません。再三申し上げておりますけれども、児童虐待

に引きこもっている、このような家庭には目が届きにくいのが現状でございます。

こうした健診に来ない家庭も含め、幅広く訪問し、積極的に虐待の予防につなげる。本年度、約二十億円の予算を組んでこの育児支援家庭訪問事業が実施されておりますが、予算化した自治体は百二十五市町村と、当初予想した約一割、大変低い率にとどまつております。各自治体は、財政が苦しい中、数字にあらわれる効果が確認にくい事例には予算をつけにくくとおっしゃいますが、既に導入し、手ごたえを感じている自治体も少なくありません。

虐待を事前に食いとめる効果が期待されている事業には予算をつけにくいとおっしゃいますが、既に導入し、手ごたえを感じている自治体も少なくありません。

虐待を事前に食いとめる効果が期待されている本事業の取り組みの現状とともに、さらに広く活用するための啓発や具体策について、どのようにお考えでしようか。

虐待を事前に食いとめる効果が期待されている事業には予算をつけにくいとおっしゃいますが、既に導入し、手ごたえを感じている自治体も少なくありません。

本事業の取り組みの現状とともに、さらに広く活用するための啓発や具体策について、どのようにお考えでしようか。

虐待を事前に食いとめる効果が期待されている事業には予算をつけにくいとおっしゃいますが、既に導入し、手ごたえを感じている自治体も少なくありません。

これまでの児童虐待防止策は、虐待が起きてしまつてからの対応に追われていた。その一方で、予防対策として、親同士が交流するつどいの広場の普及、また、虐待の兆候を見抜くために乳幼児健診に保育士を同席させるなどの取り組みは推進

されてまいりました。しかし、健診に来ない、家に引っこもっている、このような家庭には目が届きにくいのが現状でございます。

こうした健診に来ない家庭も含め、幅広く訪問し、積極的に虐待の予防につなげる。本年度、約二十億円の予算を組んでこの育児支援家庭訪問事業が実施されておりますが、予算化した自治体は百二十五市町村と、当初予想した約一割、大変低い率にとどまつております。各自治体は、財政が苦しい中、数字にあらわれる効果が確認にくい事例には予算をつけにくくとおっしゃいますが、既に導入し、手ごたえを感じている自治体も少なくありません。

虐待を事前に食いとめる効果が期待されている事業には予算をつけにくいとおっしゃいますが、既に導入し、手ごたえを感じている自治体も少なくありません。

ただ、今回の法案改正で、市町村が具体的に児童相談、児童の関係の相談業務を担うということが法律的にも明確にされますので、来年度以降、そういった形で、児童相談に市町村が直接対応しなければならないという法的な位置づけができるれば、今のような任意でやる事業以上に、市町村の自覚も高まつてくるのではないかというふうに期待をしておるところでありますて、こういう期待をしておるところです。

○古屋(範)委員 さまざま努力をされてるようありますけれども、核家族化が進んでおりますし、また、この密室というものの風穴をあける観点からも、ぜひともこの事業さらなる推進をお願いいたしたいと思います。

改正案の第十条一項また二項、十二条、また第十二条では、児童相談に関する体制の充実強化策の中、人手不足に悩む児童相談所の機能を、虐待など専門性の高い困難事例に重点化し、相談業務を市町村に分担するとしております。

児童福祉司の不足が叫ばれている今日、育児相談などは市町村が担い、また、児童相談所は虐待など深刻なケースを取り扱う専門機関にする。この体制整備によって、児童相談所の日常的な相談業務の負担が減る分、深刻事例への緊急対応が今までのふうに思いましたが、果たして現場において、改正案に描かれているようなことが現実になつていくのかどうか。私は、児童相談所の人手不足、また過重な仕事量、非常に満杯であるといふうに思いますけれども、仕事量に変化はないのかとの危惧を抱いております。この点について、具体的な御説明をお願い申上げます。

○伍藤政府参考人 平成十六年十一月五日

おります相談体制の役割分担ですが、児童相談所が現状では非常にパンク状態である、こうしたことから、ある程度これを専門的な相談に特化をして、基本的といいますか初歩的な相談、その他援助については市町村に役割を担つていただきたいということでおこなわれます。こうということで始めて、市町村の役割というものを法定化するということで御提案をしておるところでございます。

こういったことによって、今御指摘のありますように、体制はそれで本当に大丈夫かという指摘でございますが、これは、児童相談所の体制は今後どうなるのかということと、市町村の体制は大丈夫かという二つの面があろうかと思います。市町村につきましては、既にかなりのところでネットワークを組んでいただいて、事実上、もう先行してやつておる市町村も多うございますので、そういうことをモデルにしながら、軽度、ネットワークについて述べられておりますが、現行の制度は大変に重要であり、全自治体への早期設立を目指し、対策を強化すべきと考えます。

今回の改正案において、ネットワークを要保護児童対策地域協議会として法的に位置づけることにより、一日も早い体制の整備ができることが期待されておりますが、その推進についてお伺いいたします。

○伍藤政府参考人 このネットワーク、御指摘のとおり、現在、全市町村の四割程度に設置をされており、これは任意で、自主的に設置をされたるものにどう対応していくか。それから、市町村に任務を担つていただくとすれば、その市町村をある程度支えたり後方から支援をする、バックアップをして、あらゆる機関を総動員してこういった問題に對応していくことと、それから、情報の共有化を図るために、一定の守秘義務のもとに、できるだけ情報をそれぞれほかの機関に提供していくだけ対応していくことで今回提案をしておるわけでありますので、いろいろ推移を見ながら、できるだけそういう体制の整備についても努力をしていきたいというふうに思つております。

○古屋(範)委員 市町村とそして児童相談所、このネットワーク、また円滑なスタートをお願いしたいというふうに思います。

次に、二十五条では、児童虐待の早期発見や予防などを目的に、保健、医療、福祉、教育、警察などの諸機関が構成する児童虐待防止ネットワークについて述べられておりますが、現在、六月まで、全市町村の四割でこの設置をされているということが厚生労働省の調査で明らかになつております。

虐待が判明しながら、各機関の連携がないまま悲惨な事件に発展するということが相次いでおります。このことを考えますと、関係機関の連携強化は大変に重要であり、全自治体への早期設立を目指し、対策を強化すべきと考えます。

今回の改正案において、ネットワークを要保護児童対策地域協議会として法的に位置づけることにより、一日も早い体制の整備ができることが期待されておりますが、その推進についてお伺いいたします。

厚生労働省からいたいた資料によりますと、三条関係の児童福祉司についてお伺いいたします。

全国に配置されている児童福祉司の数は、本年五月現在で千八百十三人となつており、国が交付税で予算措置をする人口六万八千人に一人という基準を満たす自治体は、全体の四割となつております。すなわち、全国の都道府県のうち二十八都県が、対策のかなめとなる児童福祉司のこの配装置を満たしておらず、急増する虐待件数に対応し切れないというのが現状であります。さらに、児童福祉司一人が年百件を超える虐待相談を受け付けるなどの対応に追われ、熱心な人ほど燃え尽きてしまうというのが現状でございます。

こうした事態に対し、虐待防止のための予算も、今年度百六十六億円と昨年度の三倍以上獲得、また、来年度予算の概算要求でも百七十億円計上するなど、厚生労働省がこの児童虐待防止に熱心に取り組んでいる姿勢は大変評価できると思つております。

そして、ここ数年、政府は地方交付税の算定基準における児童福祉司の数をふやし、先ほど申し上げましたように、現在では六万八千人に一人となつたわけでございます。

しかし、御存じのように、地方交付税はその使途に拘束力がないために、国が増額しても、自治

これまで研究事業として行われてきた小児慢性特定疾患治療が、今回の改正で法的にきちんと位置づけられましたが、このことは、患者の皆様に安定的な制度として改善されたと喜ばれているというふうに思います。この改正に伴い、その対象疾患が四百八十八から五百十疾患に見直され、現在精査中と伺っております。

私は、この五月、先天性魚鱗癖という病気の患者さんにお会いする機会がございました。この疾患は、皮膚が広範囲に乾燥してひび割れができ、表面が魚のうろこ状のように脱落をしていくという病気でございます。かなり御苦労されておりまして、この病名がつくまでもう何年も、何十カ所の病院にも通うとか、また、やはり外見的な問題ですとか、水を扱つても痛むというようなことで職業にもつけない、大変御苦労されている方は々でございます。

これは十万人から二十万人に一人という頻度ですので、かなりまれな病気でございます。患者の方々は、生まれて二ヶ月たったころから顔が真っ赤な状態で、病名もわからぬ、風が吹いても痛む、洋服を脱ぎ着するときも痛む、また、運動などをすると、汗をかけないので体温が非常に上がります。それによって、さまざまなものに遭つたりですとかいう御苦労をされているのが現状でございます。

厚生労働省におきましては、平成十四年より、難治性疾患克服研究事業といったしまして、稀少難治性皮膚疾患に関する調査研究を行つております。私は、この夏、その研究者の一人でいらっしゃいます旭川医科大学の山本明美先生にもお伺いし、さまざまお話を伺つてしましました。遺伝ということで、また現在治療法が見つかっていないで、私は、この夏、その研究者の一人でいらっしゃいます旭川医科大学の山本明美先生にもお伺いし、さまざまお話を伺つてしましました。遺伝といふことで、やはり生きがり大変なことで、そういった支援をお願いしたいというようなお話をございました。

この魚鱗癖という疾患についても少しづつ研究が進んでいると思いますけれども、できればこの

小児慢性特定疾患の対象に、ぜひともこの魚鱗癖という疾患を指定いただければというふうに考えておりますが、御見解をお伺いたします。

○衛藤副大臣 先天性魚鱗癖に関してでございますけれども、御承知のとおり、今、稀少難治性皮膚疾患等に関する研究を行つているところでござります。慢性疾患であることを前提としたまして、治療方法の確立が強く求められている疾患有けれども、御承知のとおりでございますけれども、治療の見通し、それから治療にかかる費用等を総合的に勘案して行うということになつております。

追加疾患に関しましては、現在精査中でございまして、現段階で確たることを申し上げられないということは残念でございますけれども、ぜひ向こうで検討させていただきたいというふうに考えております。

○古屋(範)委員 ゼひとも、まださらなる研究の推進をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鶴下委員長 次に、泉健太君。

○泉(健)委員 民主党の泉健太です。

ようやく臨時国会がこうして始まつたわけですが、我々としては、早期の臨時国会というのを参考に議院選挙以降ずっと求めてまいりました。それにが、我々としては、早期の臨時国会というのを参考に取り組んでいただきたいという思いがありました。ただし、国会議員としては国会は開かれて当然といいます。

厚生労働省におきましては、もちろん、幾つか主要な問題についても早急に取り組んでいただきたいという思いがありました。そこで、学童クラブでは、本当に古い民家で、御近所の皆さんとの御理解を得ながら、本当に御協力を得ながら、そういう施設を運営されていました。時には、大家さんが急に立ち退いてくれと言つたり、あるいは、近所から近所迷惑だという話で立ち退きを迫られるケースもあるというふうに聞いております。

そういう中で、じや、認可保育園をつくろうか言つたり、あるいは、近所から近所迷惑だという話で立ち退きを迫られるケースもあるというふうに聞いております。

そういう中で、じや、認可保育園をつくろうかと、この厚生労働分野に携わる者としては、全国のさまざまな地域、施設を積極的に見に行こうといふ機会を持たせていただきました。党としては、開かれなかつたという状況で、我々民主党は、特にこの厚生労働分野に携わる者としては、全国のさまざまな地域、施設を積極的に見に行こうといふ機会を持たせていただきました。党としては、設費用が必要になつてくるという現状を聞くつて、本当に必要な、求めているものは何なのかなあります、ぶりすぐりの西五反田という幼保一元統合の施設先進地を見に行かせていただきました。そしてまた、神奈川県で行われております、

本当に皆さん、女性の皆さんの助け合いで運営をされている学童クラブ、こういったところにも現ておりますが、御見解をお伺いたします。

○衛藤副大臣 先天性魚鱗癖に関するご質問でございましたのは、やはり、法律あるいは制度、施設、こういったものを幾らつくても、しっかりとそこに魂を入れていかなければならぬ、大事ですね、魂を入れなければならないといふところを本当に感じたところであります。

要は、例えば幼稚園であれば、一つ幼稚園といふ基準を満たそうと思うと、本当にたくさんの中建築基準がある。そしてそれを満たそうと思えば、当然莫大な費用がかかつてくるわけですね。ですから、最近、例えばこの品川区の、おりすくーる西五反田でございますと、公設民営で行われているわけですが、NPOで運営をする。費用の節減のためにNPOの運営、あるいは柔軟な運用のためにNPOでの運営をしているわけです。そのためNPOでの運営をしてやるうと、なんとかという質問をしても、幼稚園でやらうと思うとんでもない費用がかかるてしまうし、カリキュラムがほとんどがきちんこちんになつてからなかなか自由度がきかないということでありました。

続きNPOでやりたいというお話を聞いてまいりました。

そしてまた、学童クラブでは、本当に古い民家で、御近所の皆さんとの御理解を得ながら、本当に御協力を得ながら、そういう施設を運営されていました。時には、大家さんが急に立ち退いてくれと言つたり、あるいは、近所から近所迷惑だという話で立ち退きを迫られるケースもあるというふうに聞いております。

そういう中で、じや、認可保育園をつくろうかと、この厚生労働分野に携わる者としては、全国のさまざまな地域、施設を積極的に見に行こうといふ機会を持たせていただきました。党としては、開かれなかつたという状況で、我々民主党は、特にこの厚生労働分野に携わる者としては、全国のさまざまな地域、施設を積極的に見に行こうといふ機会を持たせていただきました。党としては、設費用が必要になつてくるという現状を聞くつて、本当に必要な、求めているものは何なのかなあります、ぶりすぐりの西五反田という幼保一元統合の施設先進地を見に行かせていただきました。そしてまた、神奈川県で行われております、

本当に皆さん、女性の皆さんの助け合いで運営をされている学童クラブ、こういったところにも現おりますが、御見解をお伺いたします。

○衛藤副大臣 先天性魚鱗癖に関するご質問でございましたのは、やはり、法律あるいは制度、施設、こういったものを幾らつくても、しっかりとそこに魂を入れていかなければならぬ、大事ですね、魂を入れなければならないといふところを本当に感じたところであります。

要は、これはもう虐待ももちろんだけれども明らかに殺人事件というような状況の、あの事件の現場にも行って、話を聞いてまいりました。警察署そして児童相談所、そういったところからお話を聞いきたのですが、やはり冒頭申しましたように、法律をつくつて魂をちゃんと入れて、現場の方々がそこで魂を持つて動かなければ物事はなかなか解決していかないと、そういうことを、ぜひ大臣、副大臣、共通認識ということでお持ちをいただいたいというふうに思つております。

私は、冒頭の質問には、まずちょっと変わった質問というか、本音というか本心の部分をお伺いしたいということもありまして、先日、大臣には、BSEのことについて、牛肉を食べられますかという話を聞いたわけですが、ベジタリアンの方だということでお聞きいたいことでお持ちをいただいたいわけです。

きょうは、まず大臣に、やはりいろいろな虐待問題、こうして国の中で話をしていく分には、たくさん法律も見なければならない、そしていろいろな全国から上がつてくる事例も見なければならないという中ではあると思うんですが、大臣にお伺いをしたいのは、大臣のこれまでの御経験の中で、例えばお知り合い、あるいは友人から聞いた話でも結構です、こういった虐待のケースというのをどちらかでお伺いになられたことというのをござりますでしょうか。

確かに、国としては、間違いがあつちやいけないということで安全基準というものは必ず必要だ

ころといいますか、そうしたところで聞いたこと、見たことはございません。

○泉(健)委員 ゼひ、もしよろしければ、被害者とか立ち直っているという親の方かもしません、そういう当事者の、まさに生の声を聞く機会をぜひ厚生労働省の皆さんにもおつくりいただき、どこかでそういう機会、していただけないかなというふうに思うわけです。やはり、本当にそういうお話を間近で聞きますと、なぜなのかという疑問から、次第に、ある意味親も被害者だったかも知れないな、いろいろな新しい視点が見えてきます。

○尾辻国務大臣 冒頭に、あちこちの施設をごらんになつたというお話を伺いました、大変いいことをなさつたなど思います。

私もできるだけ現場は見たいと思っておりますので、今のお話は早速に実行をさせていただきました。大変ありがたく思います。

続いて、副大臣にもきょうはお越しいただいていたりということで、質問というか、省内の体制といたるところもきょうはお越しただいていたりのところです。

○泉(健)委員 いや、本当にありがたいお言葉で、これですべてじやないですが、虐待にかかる職員の方々や、まさに当事者の方々にも、一つ希望が見えてくるお話をだといふうに思います。

○衛藤副大臣 副大臣の方々には具体的な担当はあるけれども、大臣からは、旧労働とそれから児

りませんけれども、しかし全体的にやりますけれども、一応、内々に大臣の方から、とりわけ労働や少子化問題、児童の問題等を重点的にやるよう

にという指示をいただきながら、今やつてはいるところでございます。

○泉(健)委員 そこは、ようやくこうして副大臣制ができまして、やはり政治主導で、しっかりとこれから議員立法ももちろんふやしていかなければならぬ、そして政府内においても政治がしっかりと各地域の声を上げて、そしてそういう国民の声を直接反映させるような政治を行つていこうかと思います。

○尾辻国務大臣 そういう中で、厚生労働省の方には、ゼひととも、それぞれ担当分野というものを明確にしてい

ただく中で、やはりこういった虐待問題、今、厚生労働省の中でも非常に注目を受けてる大変重要な問題でありますので、ゼひともそういう形での担当の副大臣というものを制度としてつくつ

て、制度というか中の体制としておつくりをいただ

けないかなというふうに思うわけですが、そこに向けて、よろしければ御決意をいただければと

思います。

○尾辻国務大臣 今、私どものところは副大臣二人でございます。そこで、今副大臣からお答え申し上げましたように、大きく、旧厚生行政、旧労働行政ということで、二人の大臣の担当を決めておるところでございます。

ただ、それ以上また副大臣の数をふやすということはちょっととと思いまして、今そういう分担にしておるところでございます。

一方、今度は児童虐待防止法でございますが、これは、そうした大きな児童福祉の中の児童虐待に着目をいたしました特別法である、こういうふうに認識をいたしておりますところでございます。いざれにいたしますても、児童虐待防止という観点から見ますと、この二つの法律は車の両輪でございます。一体のものとして児童虐待防止対策を私どもは総合的に推進してまいりたい、こう考えております。

○泉(健)委員 そういうことで、衛藤副大臣の方も、もしかしたらもう既にそういう機会を設けられたのかもしれません、大臣同様、現場の方から声を聞く機会をぜひ設けていただきたいというふうに思つております。

では、実際、具体的な、この児童福祉法の中身について話をさせていただきたいというふうに思つています。

片一方が一般法であり、片一方が特別法であり、そして車の両輪という表現をなされたと思いますが、私はいい意味で、今児童虐待防止法も改正をなされ、そして各党派の議員の力でこうした形の改正がなされたということで、ある意味、新しいイヤにかわった時期だといふうに思つております。

私は、冒頭申し上げたいのは、児童虐待防止法を、以前、私もさきの通常国会では青少年の特別委員会の方で審議をさせていただきました。あるいは、主務大臣というのが当時の小野大臣だったとおりましたので、そこでも議論をさせていただい

たわけですから、この児童虐待防止法と児童福祉法の役割分担をどういうふうに御認識をされているかについて、大臣からの御所見をお伺いしたいと思います。

○尾辻国務大臣 まず、今般改正をお願いしております児童福祉法でございますけれども、こちらは、児童福祉全般に関する一般法、こういうふうに認識をいたしております。そこで、今回の改正につきましては、児童虐待防止対策の充実強化を図るため、児童相談所や児童福祉施設に関する体制などの児童福祉に関する基本的事項の見直しをお願いしておるということでございます。今申し上げたことで、児童福祉法に対する、どういうふうに考えておるかということは御理解いただける

だらうと思います。

一方、今度は児童虐待防止法でございますが、これは、児童虐待防止法の中の児童虐待に着目をいたしました特別法である、こういうふうに認識をいたしておりますところでございます。

これらは、児童虐待防止法の中の児童虐待に着目をいたしました特別法である、こういうふうに認識をいたしておるところでございます。

いざれにいたしますても、児童虐待防止という観点から見ますと、この二つの法律は車の両輪でございます。一体のものとして児童虐待防止対策を私どもは総合的に推進してまいりたい、こう考えております。

○泉(健)委員 全くそのとおりのお話かと思いま

す。

片一方が一般法であり、片一方が特別法であり、そして車の両輪という表現をなされたと思いますが、私はいい意味で、今児童虐待防止法も改正をなされ、そして各党派の議員の力でこうした形の改正がなされたということで、ある意味、新しいイヤにかわった時期だといふうに思つております。

今回、改正点が幾つかあるわけですが、ま

そういう中で、この児童福祉法もタイヤを今かえようというふうにしているわけですけれども、そこでやはりバランスというものもしっかりとつていかなければならぬし、バランスのとり方というのは、小さい方のタイヤに合わせるのでなく、やはり大きいタイヤに合わせなければならぬと思うんですね。しっかりとカバーできる、せっかく児童虐待防止法がつくった部分というものを有効に生かせるような児童福祉法でなければならぬ、そういう認識を最初に持つていただきたいというふうに思つております。

そういうところの観点で考えますと、実は今、児童相談所が大変多忙な業務を抱えていられるのではないかな。私も幾つも児童相談所を回らせ

ていただきましたが、我々は大体切り口として

は、これまで、この数年間は、やはり児童虐待という観点で児童相談所に訪問をするわけですね。

しかし、そこには、当たり前のことが、養護相談もある、保健相談もある、非行相談や育成相

談もある。大変さまざま、たくさんの業務を抱つていられる。それで、やはり、実情を聞いて

みたら、虐待担当は一人だつたり三人だつたり、所長が兼任をしていたり、大変厳しい状況で各児童相談所が行つてているという状況がございます。

児童虐待防止法が今こうして改正をされたとい

う中で、児童虐待のウエートが児童相談所の中で

随分と大きくなつてしまつてきているわけです。電話一つ

とっても、二十四時間のサポートも含めて、今、この児童虐待の問題で児童相談所は本当にこつた

返しているという状況です。

そういう中で、これまで児童相談所そのものには、今言つたような幾つもの相談の項目があつたわけですが、例えば、今もう一方で、この

国会では、議員立法で発達障害者支援法というの

が審議をされることになつていますね。そうしま

すと、この発達障害に関しては、相談に乘つていこう、そして発達障害支援センターとい

うところでは、相談に乗り、また判定をし、そして自立を促していくためのプログラムというもの

も行つていろいろという話になつてゐるわけです。

しかし、現段階の児童相談所における相談の種類及び主な内容というところを見ますと、例えば

自閉症相談というものが入つております。あるいは性格行動相談というのが入つております。適性相談、言語発達障害等相談というものが入つております。

ここら辺の仕切りについて、例えば、今回発達

障害者支援法ができるということであつて、そしてまた支援センターが各地に配置をされていると

いうことから考えると、今後、この児童相談所の業務をこういったところに移していく、そして児童相談所の業務を虐待の方に重点化をしていくと

いうおつもりがあるのかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

○尾辻国務大臣 まず、大きくお答えをいたしました

いと存ります。

今私どもが考えておりますのは、市町村の福祉事務所が大体最前線に立つていただいているわけ

であります。が、福祉事務所がまず対応していただ

く。いわば一次医療みたいなものかなと思つてお

ります。そして、それから深刻な事態が生じてお

るケースについて児童相談所が扱う。ですから、

今例えで言うと二次医療を引き受けもらう。

こういう大きな役割の中での仕組みを考えたい

と思つておるところでございます。

ここまで、大きくはお答えできるんですが、そ

の先の細かな、具体的な話になりましたら、よろ

しければ局長にでも答えさせますけれども、答え

させた方がよろしいでしようか。

○衛藤副大臣 児童相談所では、先生御指摘のとおり、児童にかかる自閉症、それから知的障

害、発達障害、また生活のいろいろな問題等につ

いて相談にあづかっているところでござりますけ

ども、虐待につきましてずっとふえておりますけ

村と児童相談所の連携、情報の共有化、一元化というものが本当にさられるような改革でなければならぬ」というふうに思うわけです。

もちろん、各市町村での窓口で子供たちの相談をしつかり受けとめられるということは大変すばらしいことだ。

らしいことだというふうに思つておりますが、少しその姿、イメージをお伺いしたいのは、今回相談業務が市町村になるというふうに考えております。専門的なものは児童相談所というふうにお

伺いをしておりますが、先ほど言つたような幾つも項目が分かれている相談の中で、すべての相談についてこれを市町村というふうに扱うのか、それとも、虐待についてだけ、軽いものと重いものみたいな形で割り振りをするという話なのか、そこについてお答えをいただきたいと思います。

○衛藤副大臣 現在、児童相談所で扱つておりますのは虐待も含めてでございまして、市町村には、そういう意味では今まで各地におきましても、障害者に対する療育等においても非常に困つておった部分がござります。より身近な形に、市町村にこらへ、とくよう、行きつけ、訪問して

田林いお原いをしよん、行きやすい 話問しやす
い形をとろうと。

情報を早く得ていこう、そして相談に応じながら、そこでどう振り分けるか。都道府県、児童相談所の立場で見ると、

証所の方はそれを後方支援したり、あるいは重篤な部分はすぐこちらにという形でやらせていただこうというところを意図するものでございますの

で、先生がおっしゃいますように、とりわけこの連携というものは非常に重要になつてくるという

くあいに詫譲をいたしております。

回、この児童相談に關して市町村にお渡しをしていくというのは、福祉事務所ということでおろしいですか。

○衛藤副大臣 市町村はいろいろな形で努力をしてくれるものだと思いますが、福祉事務所であつたり、あるいは児童家庭課みたいな形であつたり、

いろいろな町村の窓口がございますので、どううぐあいにやつていくかということについて、これは協議をさせていただくといううぐあいに思つてあります。市町村の独自性もちゃんと認めていきたいと思つております。

また、各町村では、そういう窓口もちゃんとしていないところがありますので、それをちゃんとつくつてもらえるようによしょうといふうぐあいに検討しております。

○東(健)委員 もう一つ懸念というか思うのは、今回のこの市町村への相談業務、どれだけ移行されるのかというのがいまいちまだはつきりつかめない部分もあるわけですが、それに伴つて、児童相談所の体制、配置、こういったものに変更があるという認識でよろしいんでしょうか。

○伍藤政府参考人 今回、通告の対象に市町村を加えるということで、通告する国民から見ればどこへ通告してもいいわけでありますから、児童相談所に通告する場合もありますし、それから福祉事務所に通告する場合もある。

ただ、市町村もその窓口に加わったということです、先ほど言いました虐待も含めて、市町村にまづいろいろな相談が来るということは十分考えられるわけで、その中から、非常に専門性を有するようなもの、難しい、困難な事例については、市町村から児童相談所に送付していただいて児童相談所で扱つていただく、こういうことになるわけで、これが事務的にいって具体的にどういうふうな配分になるかというのは、なかなか現実を踏まえてみないとわからない部分がございますが、できるだけ軽度なもの前さばきは市町村にやつていただき、こういうことでありますから、児童相談所の体制がこれによつて相当軽減されるかといふと、そういうことはないんだろうと。

引き続き、やはり困難な事例、虐待相談の多くは児童相談所に送られてくる可能性が高いわけでありますし、それから、市町村でやるそういう前さばきといいますか、最初の段階の対応についても、具体的なやり方等について児童相談所が後方

から支援をしたり相談に乗ったり、こういう新たな事務も生じてくるわけでありますから、事務量としては、今回の改正を機に児童相談所がかなり事務量が大幅に軽減されるとか、これによって体制をかなりスリム化してもいい、こういう実態に

はないと思います。むしろ、全体として社会的に急増しておる虐待問題に総力を挙げて、市町村まで加わっていただいて、何とか対応していくというのが実情ではないかなというふうに、感覚的なな

現で申しわけないんですが、そういうふうに思つております。

けですね。一般法として児童相談所がいろいろな業務をしている中での、やはりこれをどうするかということについて、我々考えていかなければならないわけです。

法にもありますけれども児童相談所に、これは虐待においては重篤も何もないわけです。とにかくもう児童相談所にござつかつてあらうこの情報は毫

ス会議を開いて虐待問題に対応していかなければ

ならない。これは虐待のケースですね。では、その虐待といふもののウエートが高くなっている児童相談所には、ほかにもたくさん相

談業務がありますよと。その相談業務においては、やはり児童虐待に一生懸命取り組んでいくと

いうことも児童相談所にはありますから、では、市町村の方にも移して、児童相談所は虐待の方に重点化をしようというお話をどう思うんですね。も

もちろん、障害の場合や非行の場合でも、重篤な場合においては児童相談所ということになるんですね。

そうなると、市町村が何をつくつていいのか。
す。

あるいは、窓口をたくさんつくって、人は配置をたくさんして、お金もかけたけれども、結局、一般市民にとつてはどつちに連絡していかかわらないみたいな話になつてしまつては困る。あるいは、市町村の方に、では、これまで児童相談所が行つていたように、例えば虐待、あるいはさまざまな相談になつた方々の記録カードを残すとしますね。市町村の方に記録カードを残すとする。同じようなカードをまた児童相談所もつくるなんという話になつたら、これは業務的には二倍の業務が必要になつてしまつとうといふ話でして、要は、カードが、今まで児童相談所に一つ置いておけばよかつたものが、二つになつてしまふ可能性があるかもしれません。

そういつたことも含めて、こここの部分の相談業務をしつかりと、どのように分けるのかということを我々に明確に提示をしていただきて、そして、その法律がいいのかどうかという話にやはりなつてくると思うんですね。

もし追加で今のお話の中で答弁があればと思いまますが、いかがでしよう。

○伍藤政府参考人 個別のケースにどう対応するかというのは、なかなかこれは千差万別、難しいことだと思いますが、いずれにせよ、今回、市町村に新たに事務を担つていただきたいことを法律上明確にするわけありますから、当然のことながら、御指摘のように、一般的にどの程度の事務を担つていただくのか、あるいはその事務処理の方法をどうすべきかといったことについては、この法律が成立をいたしましたら、私ども、それなりのガイドライン等を作成して、市町村、あるいはそれを支援する児童相談所にも明確に示すよう努めしていくかというふうに思つております。

○泉(健)委員 我々民主党としては、いつも、例えは省令でとかあるいはガイドラインで、指針でという話になつてくるわけですが、どうしてもういった審議の場ではそれがまだ明確になつていない。実際に現場が動くのは、そういうつた指針や

ガイドラインで動くわけですね。我々としては、やはりそこも今後しっかりと見ていかなければならぬなというふうに思つておりますので、もし何らかガイドライン等々をつくるという話であれば、それはその過程において、必ずそういった情報を我々にも公開をしていただきたいというふうに思います。

今回この件については、実は警察の方、あるいは学校関係ということで文部科学省さんにもお越しをいただいているわけです。

といいますのも、先日厚生労働省からいただいた虐待の死亡事例のいろいろな調査結果、検証結果というものを見てみますと、もうどこにも、これまで何回も言われてきたような理由が書かれているんですね。連携がうまくいかなかつた、こつちの方の認識が甘かつたとか体制がどうだこうだ、もうそういうことの繰り返し。当たり前なんです。

では、やはりこれを現場にも、この改正をすれば、すぐその中身について到達させなければなりません。例えば、児童虐待防止法が十月一日からになつた。そうしたら、もう即座に、あるいはその以前の警察官や学校の先生にはその中身が伝わつて、では対応がこう変わるんだよというのを明確に語つていただけるようにならなければならぬというふうに思うわけです。

そういう中で、今回、この相談業務が市町村にも窓口ができるという中で、改めて確認ですが、警察や学校が虐待を見つけた場合には、これは市町村ではなくて、すぐに児童相談所に通告をするということでおろしいでしょうか。それぞれ、警察官参考人 今回の児童福祉法の改正案では、児童の福祉に関し市町村が担う役割を法律上明確にするとともに、児童相談所の役割を専門性の高い困難な事例の対応等に重点化しようとするものと承知しているところでございます。

警察といたしましては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、このよくな改正

法の趣旨を踏まえ、一般的には、専門性の高い困難な事例の場合は児童相談所に、またそれ以外の場合は市町村に通告することになるものと承知しております。

なお、改正法案におきましては、市町村等には

児童の一時保護の権限は与えられておりませんので、直ちに一時保護をする必要のある児童の通告につきましては、これまでどおり児童相談所に通告することになるものと考えております。

○山中政府参考人 文部科学省でございます。

先生御指摘のとおり、児童虐待の防止に関する法律の一部改正法がさきの通常国会において成立しております。児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者、これについては、市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所等の関係機関に通報するということになつております。

○泉(健)委員 そこの、今回、専門性の高いといふ言葉が入つたことによって、逆に恐らく現場の方では、ではどれが専門性が高いんだ、当然そういふ話は出てくると思うんですね。そこでちゅうちょをする、あるいは何だかこれはこっちの方ではないだろうみたいな話で、宙ぶらりんになる

ケースというのが既に予想をされるわけです。

ですから、そういうことが絶対にないようになります。改めて、厚生労働省、文部科学省、あるいは警察や学校が虐待を見つけた場合には、これは市町村ではなくて、すぐに児童相談所に通告をする

ということでおろしいでしょうか。それぞれ、警察官参考人 今回の児童福祉法の改正案では、児童の福祉に關し市町村が担う役割を法律上明確にするとともに、児童相談所の役割を専門性の高い困難な事例の対応等に重点化しようとするものと承知しているところでございます。

○伊藤政府参考人 伊藤政府参考人 今回の児童福祉法の改正案では、児童の福祉に關し市町村が担う役割を法律上明確にするとともに、児童相談所の役割を専門性の高い困難な事例の対応等に重点化しようとする

連携をしていただきたいというふうに思います。続いてなんですが、今回はネットワーク会議が市町村で設置が可能ということになつてしまいましました。このネットワーク会議、既にもうほかの委員からも御指摘があつたかも知れませんが、全国で随分多くの自治体がネットワーク会議を持つようになってきております。

しかし、残念ながら、この前の小山市の事件でいいますと、ネットワーク会議は存在していたんですね。ネットワーク会議は存在していたけれども、要は、あの父親は以前生活のことなどで児童相談所に相談をしに来たことがあつたから、きっと今回も基本的には虐待をしない親だらうという前提で動いていたんですね、児童相談所が。ですか

か、そういうところから虐待にスイッチを切りかえることができなかつたというところが今回の問題なわけです。要は、ネットワーク会議というのは、だれかがスイッチを押さなければ動かない仕組みなんですね。

これは警察にも言えるかもしれません。では、なぜ、コンビニエンスストアの店員さんがこの子虐待の跡があるぞとわざわざ通報したのに、ネットワーク会議が開かれなかつたのか。そこでもし警察にもボタンを押す権限というか機能になつていれば、開かれていたはずなんですね。

ですから、私は、児童相談所だけがその判断をするということではなく、特に虐待痕なんかを見つけた場合においては、どこからでもボタンを押

すようにすべきだ、押せるようにすべきだというふうに思います。

そういうふうに思つますが、大臣、どうですか。

○尾辻国務大臣 よく協議をさせていただきま

○伍藤政府参考人 地域の協議機関、ネットワークで責任ある中核機関を定めていただきたいというのが今回の法律改正に盛り込まれているわけですが、どういう機関がそういう役割を担うかと

いうのは、それぞれの自治体が判断をしてお決めいただくということで、既に千近くの自治体でこいつは、それがの自治体が判断をしてお決めます。が、どういう機関がそういう役割を担うかと

いうナケーズもござりますし、あるいは福祉事務所が中心的な役割を果たしておるようなところもありますし、あるいは市町村の普通の市長部局と

ありますか、通常の機関が中心になつているような場合もございますし、いろいろさまざままでござります。

それまでの関係とか状況を踏まえて、それぞれ地域で自主的に判断をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○泉(健)委員 もちろん、各地域、児童相談所がないところもありますけれども、ぜひその辺も、またガイドラインをつくられるのかもしれません

せんが、明確に、どこからでもボタンを押せるというのは必ずつくつていただきたいというふうに思ひますし、どこが調整機関になるということも

思ひますし、その責任と権限をやはり明らかに書いていただきたいというふうに思ひます。

さらには、二十五条の四で、運営の細かなことについてはそれぞれ定めるというふうに書いてあるんですけど、これも、先ほど言つたような責任

と権限を明確にしていただきたいというふうに思ひます。

二十五条の二のところで、「関係機関」というところがあると思います。児童虐待防止法では「民間団体」という記述が書かれているわけですが、この中に

は、調整機関を指定するということが書いてあります。この調整機関というのは具体的にどこを指すのか。例えば、自治体によってそれは自由に決めていいという話なのか、主には児童相談所などが含まれるというふうに解釈して結構だと思います。

○泉(健)委員 その民間団体というのは、NP

〇、あるいはこの問題に非常に熱心に取り組んでいる市民団体といつても含むという認識でよろしいでしょうか。

〇伍藤政府参考人 現在、既に任意で活動しておられるネットワークの中に、そういういろいろな市民団体といいますか、NPO法人でありますとかいろいろな団体が加入して活動して実績を上げておられる実例もございますので、今後ともそういう形で参加をしていただければというふうに思っております。

〇泉(健)委員 今回、守秘義務の規定もしっかりと整えられました。そういう意味では、これまでなかなか、特に、民間団体といつてもNPOや市民団体、熱心に取り組んでこられた団体がなかなかこういった協議機関に入れないということを聞いております。そういう意味では、今後、守秘義務規定もしっかりとしてきましたので、こういった団体も入っていくものと私ども解釈しておりますので、その点もぜひまた注目をして、どういうところが構成団体になっているのかという調査を多分されると思うんですね、そういう中での調査結果も、私たち、注目をしているところです。

もう一つ、政令で定める市にも今回児童相談所を設置できるというふうに書いてあるわけですが、この政令で定める市というのは、今回、簡単に言えば中核市ということで考えてよろしいでしょうか。

〇衛藤副大臣 中核市も話し合いをやればできるというふうに考えております。

〇泉(健)委員 法律の五十九条の方には、「中核市並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市」というのがあるわけですが、これは何か中核市と別なものも定めるものがあるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

〇伍藤政府参考人 今回のこの御提案をしております児童相談所の設置市であります、中核市程度の人口規模を有する市を念頭に置きつつ、政令で個別に指定する市に児童相談所の設置を認める

ということと、中核市に限らず、同程度の規模であれば児童相談所を設置できる、正確にはそういうことでございます。

〇伍藤政府参考人 現在、具体的にそういった申し出は来ております。
〇泉(健)委員 私、少々不思議に思つたことがあります。
申し出といいますか、希望を表明しておる市も一、二聞いております。

〇泉(健)委員 私、少々不思議に思つたことがあります。
申し出といいますか、希望を表明しておる市も一、二聞いております。
〇泉(健)委員 私、少々不思議に思つたことがあります。
申し出といいますか、希望を表明しておる市も一、二聞いております。

〇泉(健)委員 一般的に網羅的に調査をして申し出といいますか、希望を表明しておる市も一、二聞いております。
〇泉(健)委員 私、少々不思議に思つたことがあります。
申し出といいますか、希望を表明しておる市も一、二聞いております。
〇泉(健)委員 私、少々不思議に思つたことがあります。
申し出といいますか、希望を表明しておる市も一、二聞いております。

〇泉(健)委員 では、そこからさらに中核市が同じ町の中に児童相談所を置くのかどうかという話になつてくるわけですね。これは、行政的に見れば何も問題はない、別なんだからという話になるわけですが、一般的の市民、住民にとっては、例えば、幾ら児童虐待に力を入れるといつても二ヵ所も施設は要らないんじゃないかななどという話になつてしまつては、これはおかしな話でして、ここが何とかならないのかなと思うわけです。三十五分の三十二、もう既に中核市の中に児童相談所があるという現状について、これを考えた上で、この中核市といふものを今回枠を広げましたという話なのか、そこがちょっと疑問に感じるところです。

〇泉(健)委員 中核市の中で児童相談所がないというのは、横須賀市、新潟市、高槻市ということになつてゐるわけですが、これは例えば、現在中核市にある施設を、では中核市の方に譲り渡して、あるいは金銭で譲渡でも結構です、そして、県としても一回ゼロから別な地域につくる、そんなことという話になつたんですが、これもなかなかうまくいかないということで、大変苦労されているという現状があります。

〇泉(健)委員 ここについては、これだけ、せっかく今法律で書いてあるのに、もう現状としてこういった状況になつてゐるわけですから、ここについては、例えば、県あるいは中核市、そういうところに皆さんしっかりと足を踏み入れて、協議をして、どういった形で児童相談所を適正に配置するのがいいのか、どういった管轄地域に区分するのがよいのかということを、積極的にここは調整にまた向

いかといふ御指摘もあるうかと思いますが、現に在、都道府県と指定都市で児童相談所を設置して、増大するいろいろな児童相談に対応しておることで、一つの道として今回、指定都市以外の市にも児童相談所を設置する道を開こうといふことで、こういう規定を置いたわけであります。確かに、中核市と県庁所在地がダブつてややこそがもう置いてあるという状況です。

〇泉(健)委員 では、中核市にある児童相談所を中核市が譲り受けで、それを、中核市のなかで中核市みずからが対応する。それから、既存のそれ以外の、今は児童相談所というのは非常に広い地域を担当しておりますから、都道府県の児童相談所はどこかほかのところに移転する、あるいは移転しないでそこで対応も可能かと思ひますが、はつきりわかりやすくなるためには移転して別のところに置いて、その中核市以外の広い地域を従来どおり担当する。こういった役割分担も可能ではないかと思つておりますし、御指摘のようなことは、方法としては可能かと考えております。

〇泉(健)委員 とはい、県と例えば市で施設をやりとりする、あるいは土地をやりとりするといふのは、非常に長期間の調整が必要なんですね。組織改変が両方にも必要になつてきます。私の地元でも、衛生関係の、京都府が持つていてる施設、そして京都市が持つていてる施設が統合したいという話になつたんですが、これもなかなかうまくいきませんか? お話を伺いました。我々からすれば、アトピー性皮膚炎、重大なケースは何百万も治療費をかけているケース、あるいは、僕も一時期そういう時期がありました難しい、入らないというお話をいただきました。ここについては、これだけ、せっかく今法律で書いてあるのに、もう現状としてこういった状況になつてゐるわけですから、ここについては、例えば、県あるいは中核市、そういうところに皆さんしっかりと足を踏み入れて、協議をして、どういった形で児童相談所を適正に配置するのがいいのか、どういった管轄地域に区分するのがよいのかということを、積極的にここは調整にまた向

させるというのが非常に難しい話なわけです。

そういう中で、この対象に含まれないのかなというお話をしてみましたが、以下の三点の理由から、それは難しいという話になりました。一つ

は、治療がある程度確立をされているというこ

と、そしてもう一つは、治療費がいわゆるこの小児慢性特定疾患に比べると軽費で済むというこ

と、そしてもう一つが、済みません、もう一つちょっと失念をしてしまいましたが、三つの理由があるというふうにお伺いをしました。

そういうことで、ああそつなかと思つたわけですが、しかし、やはりいろいろな患者団体に改めて問い合わせをしてみますと、治療費についての調査では、例えばアトピー・ステロイド情報センターというところに私問い合わせてみましたら、患者の中、対象者が千五百人ぐらいのアンケートをとったわけですが、百万円以上かかるという方が二百人を超えているというデータも出てきています。一年間の治療費が百万円以上かかるという方が二百人を超えているというデータがあるわけです。

例えばこういったことから見ても、何とかこういつたところに支援を差し伸べていただきたいと

いうふうに思うわけですが、この小児慢性特定疾患にはやはりアトピー性皮膚炎、どんな重い症状であつても含めることは難しいということで、確認の答弁をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 今、お話を伺つておりました。しかし、今の時点で答えると言われますと、既にお述べになりましたように、アトピー性皮膚炎につきましては、治療研究の成果により治療法が進歩するとともに普及していること、また、その治療にかかる医療費の負担が必ずしも大きくなり追加することは無理でございます、こうお答えせざるを得ません。

○泉(健)委員 その中で、これはレクのときの話なのでどこまで確信を持つた話か、あるいは正確な話かとお聞きいたしましたが、

な話かという話になるんですが、厚生労働省さん

としては治療モデルというのはある程度確立をされているというふうにお話をいただいたわけです。

これについて、確立をされているというのは何を指して言つておられるのかなというふうにして、また私も調べたわけですが、これは、厚生労

働省さんが調査研究の委託をされて、そしてその研究をされた研究班が策定をされましたガイドライン、このことについておっしゃられているのかどうか、それについて答弁をいただきたいと思います。

○岡島政府参考人 厚生労働省におきましては、アトピー性皮膚炎対策に關しまして、平成四年度から研究班を設置しまして、いろいろ研究を推進しております。その研究成果に基づきまして、アトピー性皮膚炎治療ガイドラインというものを作成しております。

これによりますと、個々の患者におきまして判断をする必要がござりますけれども「原因・悪化因子の検索・対策、スキンケア、薬物療法を適切に組み合わせて行う。」ということが規定され

ております。これが基本的な治療法ということ

で定められているということになります。

○泉(健)委員 これは、問い合わせをしたときに話が返ってきたのを今でも覚えております。要

は、研究班がやつていることだから、ガイドライ

ンは出しているけれども、ホームページもあるけ

れども、これは厚生労働省からのではなくて、九州大学の方にリンクをしていたらつながる

というようなお話をいただきました。

厚生労働省として、この取り組みというのは省の取り組みなのか、それとも、やはりあくまで研究班というか、厚生労働省ではないところの取り組みなのかと、いうところが問われているような気がします。ここについては、認識としてはどちらで考えればよろしいんでしょうか。

○岡島政府参考人 先生おっしゃられましたよう

に、本ガイドラインは、厚生労働省が行つております厚生労働科学研究の研究費を用いて研究を行

いまして、その成果ということをございます。また、その掲載されていますガイドラインにつきま

しても、ホームページにつきましても、九州大学であることはおっしゃるとおりでございま

す。

ただ、このガイドラインにつきましては、個々の医師が判断するに当たっての基本的な考え方と

いうことで、医学的な判断についてのものでござります。先生が先ほど御質問にございましたように、小児難病指定の基準になるかどうかというこ

とは、制度的な判断でまた別のものになるかと思

います。

○泉(健)委員 やはり、その対象になるかという話はもう先ほど終わっている話でして、要は、こういった取り組みをちゃんと厚生労働省としてやつ

ているんですよ。そして、せっかくつくったガイドラインも、厚生労働省はお金を渡しただけだ

と言われちやうと、やはり我々患者としては非常

に悲しい気分を、これは気分だけじゃないんです

が、悲しく思うわけですね。では、国はアレルギー対策は何をやつてくれているんだ、お金だけ渡して、その結果をホームページに載せればそれでいいのかという話になるわけですね。決してそ

うではない、やはり厚生労働省として、ちゃんとお金渡し、そして皆さんに呼びかけをしているんだと。

私は、実はこのガイドラインは、二十数年間患

きたものというものは見たことない。では、患者を、ある意味、言葉を選ばなければ、ばかりにしないでくださいと言いたいんです。

このお医者さん用はもうちょっと部数が多いわけですから、それで、我々だってやはりこういうものを見たいですよ。今、一つ一つ薬の名前まで我々がちゃんと理解をして、そして自分でつける、どうぞ選ぶかという時代になつていてるにもかかわらず、医療機関用と患者用を分けて発行し続けるところは、私は、これは患者の方の逆に治療をまたおくるせることにもなると思うんですね。やはりしっかりと、もう今の時代、こういった医療情報も公開するという意味で、患者の方にも行き渡らせたいださたいというふうに思うわけです。

今後、今までもうしようがない、今後のこのアトピー対策について、今何か考えられていることがありますかどうか、これは大臣、もしお話しで

きるようであればお願ひいたします。

○尾辻国務大臣 その件につきまして、今私はまだ何も聞いておりませんけれども、今の先生のお話でございますから、この後よく聞いてみたい、

こういうふうに思います。

○泉(健)委員 では、それは担当者の方からお願ひいたします。

○岡島政府参考人 先生がおっしゃられますように、国民に対して正しい情報を適切に提供していくくと、いうのは大変大事なことだというふうに思

います。

私は、実はこのガイドラインは、確かにおっしゃられましたよ

うに、パンフレットにつきましては千部しかございませんで、これも研究の一環としてございま

すので、量としては大変少のござりますけれども、一方で、先ほどの九州大学のホームページではございますが、ホームページで一般の国民の方にも見られるように情報提供しているところでござります。

また、研究班の主任研究者にお願いをしまして、アレルギー疾患等に関する相談員、保健所の

入所させておかずには、環境改善のための努力を常にしていく、という趣旨であれば、「一年」という期限をまず設けることは理解できます。ただし、「二年」という期限だけがひとり歩きしてしまって、「二年間何もせずに待てば子供が帰ってくる」というふうに親が一方的な期待をするというのが心配です。

一年目は指導措置の効果や環境調整のチェックポイントであつて、二年たてば必ずしも帰すわけではないということを、どうやって親や、また関係者に理解させていくかということが一つの重要なポイントだと思いますけれども、これについてなどのようにしていかれるつもりでしようか。

○伍藤政府参考人 今回の法案の改正の中で、御指摘のとおり、従来、子供を親から引き離して措置をする場合に、その期限がなかつたわけでございまして、この点について、いろいろな方面から、司法闘争を強めるべきであるとか、期限を設けるべきであるとか、いろいろな御指摘がなされおつたところでござります。

す。
てしまうことよりも、そのような定期的なチエ
クが必要なんだということがもつとわかりやすい
ような形で法案をつくっていただきたかったとは
思いますけれども、いずれにしても、その周知徹
底をしっかりとしていただきたいと思つております。

的見守っていくことが大変重要なこととありますから、継続的なかかわりを持つようになります。今後、児童相談所の運営指針ないにおきましても、こういう措置解除後の継続的なかかわり、こういったものの重要性について明確化をすると、というような形ではつきりさせ、それを用いて到底を図つていきたいというふうに思つておきます。

○水島委員 現在でも児童相談所の側ではそれが重要なことを十分認識しながらも、実際にそこまで手が回っていないというのが現実のようございまので、周知徹底するだけでは恐らく足りないので、と思います。

その点も含めてきちんと考えていただきたいな

てないとしても一度家裁の許可を得て人所拘置をとるくらいの枠組みが実際には必要ではないかとも思つてゐるわけですが、現在のような法的な枠組みがない中で、どうやってこれをきちんと確保していくかということについてはどのようにお考えでしようか。

○伍藤政府参考人 現実問題として、個々具体的な事例にどう対応していくか、これが一番児童相談所でも頭を悩まし、また大変難しいところだと思います。御指摘のようなケースにどう対応していくか、私どもも明快な方針といいますか、そういうのがあるわけではありませんので、このあたりは、どういうふうに具体的な事例を積み重ねながら、ケースワーカーを積み上げて、どういった方法

ことを業務としてやつていただきたいということをでこれを追加する、そういう法律改正を提案しておるわけであります。

それから、肝心の児童相談所は、そういうことを踏まえて、児童がどうなつておるか、どういう状況に置かれているかということをきちんと定期的に見つめて、児童の問題を早期に発見するための

の承認を得て児童を親から引き離して施設等に措置をする、そういう場合にも一応期限を二年と区切ることで、そういう改正を提案していくわけですが、これは、そういう期限を区切ることによって、保護者にも一定の理解を得られるし、それから定期的に第三者がチェックをされる、そういうことも期待できるということから行なうわけでありますので、二年を経過すると児童や保護者のもとに必ず戻ってくるということではなはないわけであります。それは委員御指摘のとおりでありますので、こういった趣旨のことを、私どもこれから、もしこの法律を改正、成立をいたしましたら、児童相談所長会議でありますとか、いろんな各都道府県の担当課長会議等を通じて趣旨を徹底するように努めていきたいというふうに思つております。

○伍藤政府参考人 子供が家庭へ復帰をした場合、その後のアフターケア、これが非常に重要なことは御指摘のとおりであります。

こういった観点から、どういう体制で家庭復帰後の子供を見守っていくかということでございまが、今回の法律改正で提案をしておりますのは、地域で要保護児童対策地域協議会、いわゆるネットワークをつくっていただき、身近なところでいろんな関係者がそういう要保護家庭にアプローチできる、あるいは目を光らせるといいますか、そういう意識を持つていただく、こういうことがまず必要かと思つております。それから、施設を退所するわけですが、その施設との面にも、施設を退所した後も、ぜひ退所後の児童についてどうなっているかという関心を持つて、ただくといいますか、アフターケア、こういったことを確保していくことが難しいという現実がござります。これをどうやって確保していかれるおつもりでしようか。

た い 重 量 の す る こ そ に は な い い
施 施 し す ま は な い い
も も す ま は な い い
の の す ま は な い い
怖 布 ふ は な い い
な い い い い い
も も す ま は な い い
導 の す ま は な い い
で す け れ ど も そ の よ う に 児 相 側 か ら の ア プ ロ チ を 続 け て い つ た と し て も 実 際 に は 中 途 で も ち ろん 一 時 保 護 か ら 入 手 措 置 と い う よ う な 手 段 を し て き こ う が で き る わ け で す け れ ど も 虐 待 が 再 発 て い る と い う 証 抱 も な い け れ ど も 親 が 指 導 措 置 を 受 け な く な つ て しま つ た と そ の よ う な 場 合 は 法 的 に そ れ を き ち ん と 確 保 す る 手 だ て い こ う の が 今 実 際 に な い わ け で ご ざ い ます け れ ど も そ の か カ わ り を 持 た せ る た め の 児 相 に 親 が 来 な く な つ て し ま う と か あ る い は 指 導 を 中 途 で 断 ら れ て し ま う と か そ の よ う な ケ ース が 実 際 に は あ る わ け で ご ざ い ます 言 わ れ た と お お か い に す つ と 指 導 を き ち ん と 受 け て く れ る よ う な 順 序 だ つ た ら も し か し た ら そ も そ も 虐 待 に 及 ば な い の か も し れ ま せ ん け れ ど も 実 際 に は そ の 指 導 が 途 中 で 切 れ て し ま つ て そ れ を も う 一 度 つ な ぐ ば け の 人 手 が な い た め に そ のま ま に な つ て し ま う そ な な ケ ース が 多 い の で は な い か と 思 い ま す

相指をがり親にうつすこに直しと一たかがいふうに思つております。がいいのか、国レベルでも研究していきたいと思ひますし、また現場からのいろんな提案なり具体的な事例というものを集積してみたいというふうに思つております。

ただ、一般論として、粘り強く保護者指導を受けるということを説得するといふことがやはり基本であります。が、そうでない場合には、虐待防止法にあります都道府県知事の勧告でありますとか、あるいは、場合によつては児童相談所による立入調査にまで踏み込むといふようなことを機動的にどうやつて活用するか、こういつたことがポイントだらうと思います。

いずれにしても、そういう、継続的ななかなか難しい、保護者を相手にしてどういうふうにしていくかということについては、具体的な手立ては限られておりますから、そういうものをいかにうまく駆使して、活用していくかということについて、私どもいろいろ研究をしていきたいといふうに思つております。

のかもしれませんけれども、実際にはその抗争の中で切れてしまつて、それをもう一度つなぐだけの人手がないためにそのままになつてしまふ。そんなケースが多いのではないかと思います。

虐待が再発すれば、それはもちろん、もう一度、一時保護から入所措置というような手段をとることができるわけですけれども、虐待が再発しているという証拠もない、けれども親が指導措置を受けなくなつてしまつたと、そのような場合には、法的にそれをきちんと確保する手だてといふのが今実際にはないわけでござりますけれども

立入調査にまで踏み込むというようなことを機動的に行なうやつて活用するか、こういったことがボイントだろうと思います。

いずれにしても、そういう、継続的になかなか難しい、保護者を相手にしてどういうふうにしていくかということについては、具体的な手立ては限られておりますから、そういうものをいかにうまく駆使して、活用していくかとことについて、私どももいろいろ研究をしていきたいとうふうに思つております。

○水島委員 先ほど私が提案をさせていただいた
ような枠組みも含めて、ぜひきちんと考えていた
だきたいと思っているんです。もちろん、現状で
も、児童相談所のアプローチが難しくても、例え
ば母子保健課ですか、のような方たちは、子育て
支援としてやつてくるのであれば、そんなに警戒
しないで受け入れができるというようなこ
とも当然あるわけでございますので、本当に、使
える資源を何でも使つていただきたいと思うんで
すけれども、そういうやり方を考えていく上で
も、やはり子育て支援と虐待対策といわゆる子供
の健全育成というのは実は同じことを扱っている
のだと私は思つております。

今まで少年院などの観察を続けてまいりまして、いわゆる非行に及ぶ子供たちで被虐待経験のない子を見つける方が今では難しいというふうに感じております。

今の日本で、子供たちが、ただ物を与えて放置され、大人たちにきちんととかわつてもらつていらないといふことも、広い意味でのネグレクトだと思つております。ですから、子供たちをきちんと育てていく、そういう言葉が好きな方たちに言わせればそれを健全育成と言うようですけれども、いわゆる健全育成というものをしていくためには、まずはどれだけ大人たちが適切な方法で子供たちとかかわっていくかということを考えるのが最優先課題であつて、それさえきちんと押さえなければ、子供たちは案外健康に育つていく力を持つていると私は思つております。

そのときに、そのような意識がないと、健全育成施策だけが現実離れしたやがんだものになつてしまつて、かえつて子供たちにとつて有害になり得るというふうにも思つておりますので、全体的な枠組み、今子供たちがどういう環境で育つているのかということへの認識というのはとても重要ですし、健全育成施策と子育て支援と虐待対策というものは常に連携させていく必要があると思つております。この点についての大臣の御認識はいかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたと申し上げました。あのときに私が申し上げたのは、今まさに委員が御指摘になつておられるようなことを頭の中に描いて申し上げたつもりであります。したがいまして、今のお話はまずそのとおりだと思います。

ただ、では具体的にそうしたものはどうやるん

だということになりますと、これは私どもが今から真剣に考えなきやいかぬ問題だと思ひます。

今まで少年院などの観察を続けてまいりまし

て、いわゆる非行に及ぶ子供たちで被虐待経験のない子を見つける方が今では難しいといふうに感じております。

今の日本で、子供たちが、ただ物を与えて

放置され、大人たちにきちんととかわつても

らつていらないといふことも、広い意味でのネグレ

クトだと思つております。ですから、子供たちを

きちんと育てていく、そういう言葉が好きな方た

ちに言わせればそれを健全育成と言つうですけ

れども、いわゆる健全育成というものをしていく

ためには、まずはどれだけ大人たちが適切な方法

で子供たちとかかわっていくかということを考え

るのが最優先課題であつて、それさえきちんと押

さえいけば、子供たちは案外健康に育つていく

力を持つていると私は思つております。

そのときに、そのような意識がないと、健全育

成施策だけが現実離れしたやがんだものになつ

てしまつて、かえつて子供たちにとつて有害

になり得るというふうにも思つておりますので、

全体的な枠組み、今子供たちがどういう環境で

育つているのかことへの認識というのはと

ても重要ですし、健全育成施策と子育て支援と虐

待対策というものは常に連携させていく必要があ

ると思つております。この点についての大臣の御

認識はいかがでしょうか。

○水島委員 そのような認識を持つていただいて
いる大臣であれば、小泉内閣の一員として、最近
どうも健全育成施策というのが何かひとり歩きをしてしまつて、現在子供たちが置かれている状況
を何も知らない人たちがあれやこれやと理屈をこね回しているような印象を受けておりまして、大変懸念しておりますので、そのような統合的な考え方で、そのまま進めていくべきなのだと、うことを
ぜひそれは声を大にして訴えていただきたいと思つております。

それは、恐らく、子育て、健全育成というよう

なことになりますと、むろん厚生労働省の所管ではない内閣府だとか、そういう話になつてくるのかもしれませんけれども、そういう縦割りのよ

うな考え方の方はもう一切排して、この現場をよく知つていらっしゃる厚生労働大臣として、しっかりとそれはおつしやつていただきたいと思つております。

さて、今度は各論になります。

そのような総合的な施策の中では、本日も、午前中の審議の中でも指摘がありましたが、普

通に乳児の割合が高かつたというような

ことを踏まえて、新生児訪問、あるいは健康診査

を受診されない方への対応を図るべきだというよ

ういうふうに思つております。

それから、本年三月末に、死亡事例を検証した

組みがいまだしというところございまして、こ

れを、まず市町村にそういう趣旨を徹底して、普及をしていくということが必要ではないかといふ

ふうに思つております。

それから、本年三月末に、死亡事例を検証した

際にも非常に乳児の割合が高かつたというような

ことを踏まえて、新生児訪問、あるいは健康診査

を受診されない方への対応を図るべきだといふ

ういうふうに思つております。

○水島委員 質問には答えていた大いにない

で、それが、意識の浸透を図るとともに、まず

実際に、乳幼児健診に行かれないケースというの

は、私が住んでいます宇都宮市でも、乳幼児健診の指定日というのは平日になつてゐるんですね。平日ですから、まず連れていくことができないわけですね。そうやって、行かれなかつたところにもな家庭については、きちんと地域のセンターに引継がれて、サポートが行われている、そんなふうに昨年も視察で見てまいりました。

日本では、やるとしたら、まず乳幼児健診に来る子供たちのフォローをきちんとしていくといふことだと思つております。それが日本で一番

現実的な形ではないかと思います。既に先進治

体ではそのような取り組みを始めているわけですが、そのことはぜひ今のお話を念頭に入れつつ、全般的な何かを聞いてみたいなど今思つております。

○水島委員 そのような認識を持つていただいて

いる大臣であれば、小泉内閣の一員として、最近

どうも健全育成施策というのが何かひとり歩きをしてしまつて、現在子供たちが置かれている状況

を何も知らない人たちがあれやこれやと理屈をこね回しているようになりますと、これは私どもが今から真剣に考えなきやいかぬ問題だと思ひます。

○伍藤政府参考人 乳児健診等で、受診をしない

家庭に積極的に行政の方からアプローチをする、

こういう対策が虐待予防のためにも非常に有効で

あるということで、本年度から、育児支援の家庭

訪問事業というようなことも国の補助事業として

進めておるところをございますが、自治体の取り

組みがいまだしというところをございまして、こ

れを、まず市町村にそういう趣旨を徹底して、普

及をしていくということが必要ではないかといふ

ふうに思つております。

それから、本年三月末に、死亡事例を検証した

際にも非常に乳児の割合が高かつたというような

ことを踏まえて、新生児訪問、あるいは健康診査

を受診されない方への対応を図るべきだといふ

ういうふうに思つております。

○水島委員 ゼひそうしていただきたいと思いま

す。

それから、先ほど乳幼児健診の受診率が約九割

というような御答弁があつたかと思うんです。

例えば、私の例で申しわけないんですけど

も、私もそんなわけで子供を乳幼児健診に、二人

目の子はなかなか連れていけないんですけど

も、そうしましたら、先日宇都宮市からはがきが

来てまして、乳幼児健診に来なかつたのはどういう

わけかと、その理由で丸をつけるようなはがきが

来ました。私はとりあえず、主治医にやつても

らつたというところに丸をつけて送り返しました

ら、その後のおがめもなしで。

私の場合は、たまたま親しい小児科医の方がい

らつしやるので、実際に診ていただいているん

ですけれども、これがもし、私がいいかげんに、

ただ丸をつけて返しただけだったとしたら、こ

れつきり何もないというのでは、余りにもちよと不安だなどいうふうにも感じましたし、先ほど九割という数字は、もしかしたら、そのように別の機関でやつたというようなことも簡単に統計的に処理をしての九割なのかもしれないなと田いながら伺っていましたので、そのあたりの実態をもう少しきちんと調べていただければうとうとを希望させていただきたいと思います。

及んでいなくても、そこで、実際に出かけていくで、ついでにいろいろな人と交流して話も伺って、またそれで少し子育ての幅が広がるということもありますので、それは虐待のリスクを低減させるということにもなると思いますので、ぜひこの乳幼児健診については、仕事をしている人にとっても行かれるようなときにきちんと設定をしていただきたいと思います。実は、これは予防接種についてもそうなんですけれども、それができないときの対応というものも、それはきちんと支援策として取り組んでいただきたいと思つております。

会できちんとその確認をする時間がございませんでしたので、ちょっときょうここで改めて、転居時の対応というもののも今回の改正虐待防止法においてさらにきちんと法律に盛り込まれて認識が深められたというふうに理解させていただいてよろしいか、その確認だけいただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 先般の児童虐待防止法の改正によりまして、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」というのが法律に明記されたところですが、その趣旨につきましては、一つは、国の関係省庁、厚生労働省でありますとか警察庁、文部科学省その他の関係省庁間の連携が一つでありますし、それから二つ目は、児童相談所と市町村、福祉事務所あるいはNPO法人、現場、地方におけるそういういった関係機関の連携、これが二点目であります。

そういった横断的な連携ということのはかに、児童が転居したときの自治体相互間の連携ということも当然含まれるというふうに理解をしております。

○水島委員 ゼひこれからは、転居が理由で虐待が再発するのを防げなかつたという事例が本当に一つもなくなるように、しつかりとこの虐待防止法の改正の趣旨を踏まえてお取り組みをいただきたいと思っております。

さて、今回の児童福祉法の改正案で、虐待をした親に、児童相談所の指導を受けるよう、家裁が勧告するという仕組みが初めてつくられるといつて、大変期待をしていたわけでございますけれども、実際の改正案を見てとてもがっかりいたしました。なぜかというと、その勧告が、親に対してではなく都道府県、つまり児童相談所に対してもいう仕組みになつているからでございます。これは、なぜ親に対しての勧告になかつたのか、その事情をお知らせいただきたいと思います。

○尾辻国務大臣 この辺のところは、関係省庁ともいろいろ調整をしたようでございます。その中

で出てきた理屈というのは、まず裁判所があります。この間の関係はいわば司法の関係で出てくる。今度は、児童相談所と保護者との間というのは行政の部分であるから、司法の部分と行政の部分だと。したがつて、司法的家庭裁判所が、司法、行政とくる、ここにいきなり、一挙に保護者今まで何物を言うはどうだろかと、どうもこういう理屈の整理になつて、こういう形にこの法律がおさまつたというふうに聞いております。

○水島委員 多分、その関係省庁というのは、一言で言うと法務省なんだと思います。今おつしゃつたように、児童が当事者であつて、保護者は当事者ではない、何かそういう理屈を法務省の方がどうもおっしゃつているようなんですねけれども、これは次回、時間がありましたら、法務省の方にぜひこの委員会に来ていただきたいと思っております。

実際には、少年審判を見ましても、少年法の改正によって、法律上、保護者への訓戒、指導等ができるようになってるわけです。この場合も保護者というのは決して当事者ではございませんので、そういう仕組みが既に法律上存在しているわけですから、今回の法務省の言い分といふのは私は法律の専門家でなくて申しわけないですけれども、そんな立場から見ても、ちょっとへ理屈ではないかなというふうに思つておりますので、これは次回、質問の時間がそれましたら、また法務省にも伺つてみたいと思つておりますけれども、とりあえず現行の枠組みできょうは質問をさせていただかなければいけないんですが、今回のこの法律の枠組みで考えますと、指導措置を受けない限り、親元に子供は帰されないというふうに解釈をしてよろしいんでしょうか。

勧告が児童相談所にされるということで、勧告そのものにお墨つきを与えようというのが今回の趣旨ではないかと思います。この場合、指導措置を受けない場合、どうなるかということを考えなけばいけないんですが、今回のこの法律の枠組みで考えますと、指導措置を受けない限り、親元に子供は帰されないというふうに解釈をしてよろしいんでしょうか。

○伍蔵政府参考人 この保護者指導というのは、虐待問題にどう対応していくか、あるいは再統合をどう図っていくかという上で非常に大きな論点でありますから、保護者指導を受けていただくと、いうことが非常に重要なファクターであります。が、いろいろな状況を勘案して、子供を親元に帰すかどうかということを最終的に、総合的に判断をするということ就可以了りますので、法律上、保護者指導を受けなかつたということだけをもつて、それのみの理由で必ずこの子供は帰すべきではないという結論に行くようにはなつております。それも非常に大きなファクターであります。それがも含めて総合的に判断をする、法律上の枠組みはそういうふうになつておるというふうに理解しております。

○水島委員 保護者指導が必要だということを家庭裁判所も判断するようなケースであつて、家庭裁判所が児童相談所に、保護者に指導を受けさせることによって、勧告をして、その結果があつてもなお保護者指導を受けようとしない保護者のものにも、子供が帰されるということがあるんでしょうか、今の御答弁であります。

○伍蔵政府参考人 基本的には、そういつたことで帰すという判断はしないということが通常であろうと思いますが、全く制度的にそういうのがあり得ないのかというと、それはあり得ないようになつておるという仕組みではないということを申し上げたわけで、現実論としては、保護者指導を行ふべきだという勧告を受けたようなケースについて、保護者が指導を受けない、保護者指導は受けないけれども保護者の状態が非常に改善されたということが論理的にはあり得るわけでありますから。そういうふたことではあります。実態としては、御指摘のようなケースについては、通常、親元に子供を帰すというような判断にはならないんではないかというふうに考えるところでござります。

○水島委員 実は今、大変重要な審議をしておりまして、今回の勧告というものにどれだけの重み

を与えるかということが今の御答弁にかかるつてるわけござります。

ここで、そういうケースは親元に帰することはまずあり得ませんと、いうふうにはつきり言つていたけれど、これは、子供を帰してほしい親にとっては、ちゃんと指導を受けなければいけないというインセンティブが働くわけですが、ここで最初から、あり得ないわけでもなくて、あり得るんですけれども、というような答弁をされてしまいますと、何か、親としても、じや、そのちょっとしたチャンスをねらってみようかなというような気持ちになつてしまふかと思うんです。

ちょっと、もう一度整理して御答弁いただきたいんですけども。

そもそも、指導しなくても親が改善するようなケースに対してまで指導を受けることを勧告するということは、確率からいっても、まず非常に低いことだと思っておりますので、指導措置を受けたのが家裁によつて勧告されるようなケースであつて、そして、それを親が拒否して指導措置を受けないという場合には、まず親元に帰されるこではないでしよう、ないでしようで結構ですのか。

○伍藤政府参考人 家裁によつてそういう指導の勧告がなされるというケースでありますから、かなりの問題があるケースであろう、そういう観点からいきますと、御指摘のとおり、基本的には帰すことはないといふうに考えてよろしいかと思ひます。

○水島委員 ありがとうございました。

そして、今回の枠組みの中ではそのようなことで進めていかれるということなんですか、やはり先ほど大臣が答弁してくださいましたように、裁判所の相手が児童相談所であつて、保護者といいます。

現在、裁判所がこの件にかかわっているボイン

トというのは親権にあります、保護者と都道府県の間に入つて調整をするという立場に裁判所はとどまつてゐるわけござります。でも、本来は、子どもの権利条約によつても保障されている子供の権利を守るために司法がもっと機能すべきではないかと私は思いますし、そういう意見をお持ちの方もたくさんいらっしゃるわけです。

このことについて、当然、裁判所のあり方です

から、厚生労働大臣としての御答弁は難しいかも知れませんけれども、裁判所がもつと子供の権利をもつと福社的な機能を担つていてもよいのではなくいかということを、ちょっと一人の政治家としての御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

○尾辻国務大臣 児童の保護につきまして、司法

がより積極的に役割を果たすべきだという御意見があることは私も承知をいたしております。どちらかというと、私もそうは思いますが、この場でのお答えはそこまでにさせておいていただきたいと思います。

○水島委員 私もそう思いましたと答えていただきましたので、ありがとうございます。

実際に、そういう枠組みについて真剣に議論す

べきときが来ていると思つております。子供の虐待だけではなくて、DVについてもそうでございまますし、高齢者虐待という問題もございます。そのように、司法といわゆる福祉施策の接点といいますか、そのような事例がこのところ本当に問題になつてゐるわけですので、そういう中での司法の位置づけというものを、ぜひそのグランドデザインをきちんと描いていかなければいけないと思つております。私たちもそういう努力をしていきたいと思つておりますけれども、ぜひ大臣の方でもお考えをいただきたいと思つております。

今回、指導勧告ができるという仕組みになりましたので、そななりますと、ますます指導の内容

の充実というものも問われてくるわけでございましたので、それから調査研究とか検証、そういった問題についてでありますと、従来から研修及び検証を行うものとすると規定をさせていたしました。この体制の整備はどうなつてあるのかということをお伺いしたいわけですが、それをおこうとしたところ、きのう、今私の手元にあります「子ども・家族への支援・治療をめのではなく、家庭裁判所のもともとの生い立ちから考えましても、そのような機能を、き合あうあなたへ」この冊子を御紹介いただきました。これは児童虐待防止対策支援・治療研究会が編集をしているものでございまして、ことしの六月に発行をされてるものでございますので、私が春に、通常国会のときに伺いましたときに、全く予告もしていただけなかつたというのは、相変わらず情報の出し惜しみをされているなと思ったのですけれども、きのうこれをいただきまして、ざつと読んでみたんです。大変すばらしい内容だと思います。本当に第一線の方たちが書いておられて、すぐには役に立つような、そんな冊子として仕上がつていて思ひますので、私、読んで感動しましたので、ありがとうございます。

○水島委員 日本においても非常に立ちおくれてゐる領域でございますし、こんなものがつくられていると、私も知りませんでし、今まで虐待関係でいろいろな虐待関係の、自治体の方もお集まりのようなどころに私も講演などで顔を出させていただくと、どこに行つても、大体指導のやり方というのがないんだから、そういうふうに思つております。

○伍藤政府参考人 この「子ども・家族への支

援・治療をするために」この冊子につきましては、初めてこういう形でまとめさせていただきましたので、これを都道府県などの現場にできるだけ周知するように配布していきたいというふうに思つています。

そこで、この冊子につきましては、これらについてお答えをいただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 この「子ども・家族への支

援・治療をするために」この冊子につきましては、初めてこういう形でまとめさせていただきましたので、これを都道府県などの現場にできるだけ周知するように配布していきたいというふうに思つています。

考えております。

二二一

それから、そのほかの調査研究とか検証、そういうふうに思つてますけれども、ぜひともこの問題についてでありますと、従来から研修及び検証を行つてもらつて、それで、調べてみたいと思います。

○水島委員 済みません。今の部分は私自身は通

せんで、調べてみたいと思います。

すと、指導と言つけれども、指導してやるんだといふような、そういう態度ではなくて、やはり支援する、一緒に取り組んでいくという姿勢がとても重要なだといふことがこの本の中にも書かれておりまして、まさに私も同じ気持ちでござります。だからこそ、虐待防止法を改正しますときには、指導ではなくて、指導や支援という形で、支援という言葉も使わせていただいたわけですけれども。

今回は児童福祉法の改正案の中で一貫して指導という言葉が使われておりますので、それに沿つて質問させていただいているわけですけれども、ぜひこのあたりの言葉の使い方についても、もちろん大きなくくりでいけば指導なのかもしれないけれども、実際にやつてある作業、また実際に親たちが必要としているものというのは、どちらかといふと支援であつて、虐待がどういうところに起つてゐるかといえば、先ほども申しましたけれども、経済的な余裕がなくなつたり精神的な余裕がなくなつたり、そういうところに起つてくるものに対して厳しく指導していくたら、ますます余裕がなくなつてしまつますので、かえつてそれは逆効果であるということを、多分厚生労働省の皆様は御認識だと思いますけれども、それはこんな言葉の使い方一つにもあらわれてくるところでございますので、ぜひその辺、これから言葉の使い方をもう少し慎重に考えていただきたいと思いますし、支援という色彩をもつと強く出していただきたいと思います。

は児童相談所が責任をとるという形になりますで
しょうか。その点を確認させていただきたいと思
います。

窓口が市町村で、虐待など難しい事例については児童相談所でというふうに説明を伺つておりますが、虐待というのは基本的に全部難しいケースですので、虐待はすべて児童相談所で責任を持つていただくと、うつぶやく理解をしてよろしいで

かると思つうんですけれども、それまでは、児童相談所がやはり今までどおりの役割を果たしていくこと、当然、窓口としての役割を果たすということでも重要だと思いますので、その点については、法律が変わったからさつと手を引くといふようなことがないよう、しっかりと御指導いただきたいと思っております。

そして、今おっしゃつた市町村のガイドライン

合には、大きな事件にでも発展しない限り、それが修正されるチャンスというものがございません。そして、今回の事件のように、そのときには既に手おくれになつてゐることが多いのが現実です。チェックをするには専門家の目が必要でございます。小山の事件でも、加害者を父親が力で抑えるというようなところに児童相談所が期待をして、子供を返してしまつてゐるわけですけれども、暴力をもつて暴力を抑えるという構造がどれほど危険なものかは専門家であればだれでもわかることだと思います。

対に聞きたくないと思うんですけれども、その点、ちょっと大臣にこれはきちんと御確認をいただきたいと思います。

悪さももちろんございましたけれども、虐待を押擡するためのアセスマントツールの不備がやはりありました。

談所で使えるように、こういうふうな体制に持つていいきたいと思っております。

具体的には、これらの指標について、本年度出でなければ作成をしたいということで、今研究会の運営を進めてるところですが、二月

そのような観點をもつて、児童相談所のやつて
いることをチエックしていくための仕組みといふ
のをどのように今考えられますでしょうか。
○衛藤副大臣 現在においては、私どもとして
は、我が国の児童虐待のこういった、(註)きみの

と、今私どもが御説明申し上げておるところで
は、当然児童相談所の役割になる、このことはも
うはつきりしていると思いますから、そのことを
別にここで否定するものでも何でもございませ
ん。

と思っております。もちろん、最後のところでは経験と勘というものは常に重要な要素になるわけですが、少なくとも基本的なレベルでは、だれがやっても一定水準が確保されるようなツールをつくる必要があると思っております。どんな

○水島委員 今、それぞれの児童相談所で使ふるやうにと、いふうにおつしやつたんですが、これでは、窓口が市町村になりますと、市町村でも使うようにならぬか。
○伍藤政府参考人 児童相談所以外にも、御指摘

は、職員の専門性確保のための取り組み、業務の方法等について、実情を把握することが重要といふぐあいに考えております。厚生労働省職員及び外部有識者をすべての都道府県それから政令都市に派遣して、ヒアリングを行いたいというぐあいに考えております。

それから、先ほどのお答えにもう一つだけつけ加えさせていただきますと、市町村の相談援助に関するガイドラインを私どもつくろうということは先ほど来御説明申し上げておりますから、今の先生の御指摘などを踏まえたガイドラインにさせていただきたい、こういうふうにお答え申し上げております。

ケースの相談を受ける場合でも、面接において聞くべき事項、注意すべき事項をきちんとリストアップして、虐待の可能性をまずは検討するといふことが、これは虐待相談という形で受けたものでなくとも、どんなケースでも子供に関するものであればまず虐待の可能性を除外する、そういう作業が必要になると思つております。

のような市町村でありますとか、あるいは場合によつては児童福祉司の関係施設等でもそういうものを活用できる、そういうふうにしていきたいというふうに思つております。

○水島委員 活用できるというよりは、実際に最初の受け入れ段階で虐待の可能性というのをチェックするためのガイドラインであるとも思つ

なお、ふだんの中におきましては、モデル事業等を導入しまして、外部の方々の意見がもつともつと反映できるように、いろいろな形で相談ができるようなどいう体制整備を急いでいるところでございます。

○水島委員 恐らく、市町村の体制が整備され
いく、またそこで人がきちんと確保されて、その
質が一定レベルに達していくまでにはある程度時
間がかかるというのは、普通に考えても当たり前
のことだと思いますので、今度法改正されたか
ら、これは市町村だ、これは児童相談所だといふ
ことで、そのすき間に落ち込むようなケースが出
ないよう、しっかりと軌道に、いつ乗るのかわ
かりませんけれども、軌道にしっかりと乗つてい
くまで、これは市町村合併のこともありますの
で、本当に軌道に乗るには、私、かなり時間がか

厚生労働省でもこのアセスメントツールをつくっておられる準備を進めているというふうに聞いておりますけれども、いつまでにどんなものをつくるうとうながされているのかをお答えいただきたいと思います。
○伍藤政府参考人 さまざまなかわい子たちの児童相談所がどういうふうに対応していくかということとで、それをある程度マニュアル化する、こういうことが必要であります。そういうふたつの観点から、本年の二月に専門家による研究会を設置いたしまして、御指摘のようなアセスメントツールといいますか、そういったものについての検討を今進めます。

な協議会というか審議会というか、そういうものがあるようですが、児童相談所側に問題意識がなかったというようなケースは、そういう仕組みはどうしても救済されないので、専門家が中に入つて、定期的に児童相談所の抱えているケースについてきちんと評価するとか、あるいは、最初に受け入れて、その処遇を決定する段階で、もつと外部の専門家の目を入れるとか、何かそういう形の仕組みが必要だと思つております。

二四

私も、今これといつて、こういう仕組みをすぐつくってくれというアイデアを持つてゐるわけでないんですけども、今申し上げたような方向に沿つて少し御検討いただきたいと思つておちらでもまた考え方させていただきたいと思つておられます。

時間がなくなつてしまひましたので、多分次の質問へいまでしかできないんですねけれども、ことしの2月に、厚生労働省は虐待による死亡事例の検証を初めてして下さいました。前から、検証してくれしてくれと言ひ続けてきましたので、やつとやつてくださつたというので、ちょっとと遅かつたという気はするけれども、何もやらないよりは、とにかくやつていただきたいというのはいいことでござりますので、遅かつたけれども、よくやつてくださいましたといふに評価をしております。

死亡事例の検証をしていただいて、そしてそれを全国の自治体に周知をしていたはずなのに、今回的小山の事件をなぞつてみると、その検証の中、児童相談所がかかわっていた例といふところに挙げられているその要件がかなり当てはまつてしまつて、その検証例をなぞるような事件が実際に小山でまた起つてしまつたわけでござります。これは、まさにその検証、そしてその周知徹底作業といふものが生かされていかなかつたということになるわけですから、この点については、今後、どういうふうに改善されいかれますでしょうか。

○衛藤副大臣　そのとおりでございまして、早速現地に厚生労働省の方からも行きました、派遣をして、そのことをちゃんと調べたところでござります。

そういう状況の中で、社会保障審議会児童部会

のものと児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を設置いたしまして、専門的、多角的な観点から、児童虐待の死亡事例などの重大事案の検証を行うということをまず第一点目としてやりたいと思つております。

それから、先ほど申し上げましたように、全国

の児童相談所の実情を把握するために訪問調査を行います。

それから、初期段階の情報収集とその評価のための指針を、専門家の意見を得つつ作成し、周知徹底したいというぐあいに思つてゐるところでござります。

○水島委員　周知徹底ができるいなかつたのをどう改善するかということを質問したので、ちょっとと今のは御答弁に余りなつていなかつたようになります。

時間がなくなつてしまひましたので、ちょっととその点は本当に——周知徹底といつても、ぱつと書類を送つただけで、それが自分のところの問題なんだ、自分のところでも起こり得ることなんだという意識を持つていただくことが周知徹底の際の重要なことでござりますので、この点について、きっちんと改善されたということをわかれています。

通告をしていた質問も全然終わつておりません

ことこのことにおいて譲るつもりもございません」

○鶴下委員長　何回もあります。

○小宮山(泰)委員　民主党的な

ます。初めて尾辻大臣の方に質問させていただき

ますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、児童福祉法の一部を改正する法律案への質問の前に、先日、我が党の泉委員のBSEに関する質疑を聞いていて疑問に感じたことがございましたので、これに関連いたしまして、ちょっとと質問させていただきたいと思います。こちらの方

に關しては、特定疾患などで輸血の問題等もござりますので、あながちこの法案から離れる質問ではないと思つております。

大臣はさきの質問において「私たちの立場は国民の食品の安全を守る立場でありますから、この点、この場合はBSE協議、「において譲るつもりは全くございません。絶えずそのことを申しておるつもりでありますし、日米交渉の場でも、一切そのことにおいて譲るつもりもございません」

このような趣旨の答弁をしておられました。また、外政府参考人も「今後、食品安全委員会の中で月齢の見直し等されておりますけれども、日本に入つてくるものについては国内と同等の安全性が確保されているものでなければいけない、このういう認識で協議をしてきた」と答弁がございました。

ここでは、私は一つ疑問が生じました。それは献血についてでござります。

ところで大臣は、献血はされたことがございました。

○尾辻国務大臣　何回もあります。

○小宮山(泰)委員　二十二、四、六、七名で、

ちょっとと与党の方、大分少な目でござりますけれども、委員の皆様は、献血は経験はございますが、この領域、本当に幾ら質問しても、し足りないくらいにまだ取り組みが必要な領域でござりますので、ぜひこの審議を通して、また、審議が終わつた後も、大臣にはしっかりとした御認識を持ってお取り組みいただけますようにお願い申し上げまして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○鶴下委員長　次に、小宮山泰子君。

○小宮山(泰)委員　民主党的な

ます。

そういつた項目もあります。そのほかには、最近

そういう方とか、また、エイズの可能性がある方とか、

そういう方なども、多くの方が献血の経験があるということですが、献血をする際に問診票に記入をされると思います。その最後に、献血を遠慮していただく方についての記述があるか

と思うんですが、その中には、風邪薬を飲んでい

る方とか、また、エイズの可能性がある方とか、

そういう方なども、多くの方が献血の経験がある

ことがあります。そのほかには、最近

は渡航歴、正確には欧州十カ国、英國、アイルラ

ンド、イタリア、オランダ、イスラ、スペイン、

ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガルに、昭

和五十五年、一九八〇年一月から今日に至るま

で、通算六カ月以上の滞在、居住歴がある方は、

安全が確認されるまでの間、献血を御遠慮いただ

いていますとあります。

何の安全が確認されるまでかと申しますと、英

国を中心に発生した変異型クロイツフェルト・ヤコブ病について、輸血による伝播に関して未知の部分が多い一方、牛海綿状脳症、BSEとの関連も強く指摘されていることが解明されるまで安全

が確認されないと、遠慮をいただくことであ

ります。

○外政府参考人　お答え申し上げます。

輸血用血液製剤の献血制限についてでございま

すけれども、この通知が意味するところは、BSE

などが発生した地域の牛肉を食べたことにより、

対象者は安全な輸血ができるないというように解釈できますが、そういう認識でもよろしいんで

しょうか。

○外政府参考人　お答え申し上げます。

輸血用血液製剤の献血制限についてでございま

すけれども、これは、委員御指摘のように、欧洲

の方でのBSE、そしてそれに基づく変異型クロ

イツフェルト・ヤコブ病の患者さんの発生等によ

りまして、そして動物実験の結果で、血液を経て

感染するリスクというものが、これが否定できな

いものでござります。そいつたことから、輸血

用血液のリスクを低減するために行っておるもの

でござります。そして、それは、一つは、献血を

する際に献血をしていただける方 자체をテストす

ると、いうことが、これが今の技術でできないとい

うことでもござりますので、まあ念のため、とい

うことでこういうことをお願いしているわけでござ

ります。

○小宮山(泰)委員　かなり大ざっぱな表現になつ

てしまつますけれども、疑わしい牛肉を食べた可

能性のある人間の血というのは、疑わしい牛肉を

食べたかもしれない、それが悪影響を与えるかも

しないということで、献血は实际上厳しく制限

されているのですから、疑わしい牛肉をましてや

輸入することはありませんということにつながつ

ていくんじゃないでしようか。

○外政府参考人　先日の答弁にもござりますけれども、国民の食

品の安全を守る立場、その中には、将来に対しても安心というのも厚生労働省のやはり一番の大きな柱だとは思いますが、疑わしい牛肉を食べた方の血よりも、疑わしいかもしれないけれども月齢がまた下がつて発症検査ができるないような疑わしい牛肉を食べる、そちらの方がこれから……（発言する者あり）わかりづらいんですね。

夷わしの牛肉をやにけ難入しないといふこと
まずその点に関しまして、ぜひ大臣の御決意も聞
かせていただければと思います。

○尾辻國務大臣 今のお話を伺いながら、わかりづらいというお話もあつたんですが、正直言つて、私も、どう整理するのかなと思いながら聞いておりました。何か、私自身が頭の整理ができるないです。

たた、血液の場合はもうとにかく検査する方法がない、だから、検査してみて危ない血液ならやめてくださいとか言えるのならないんでしようが、とにかく方法がないので、とりあえず、検査する方法がないから献血をやめてくださいというお願いをしておる、これは一つの事実としてあります。

それから、今申し上げているのは、国内と同等の安全基準で、もし輸入するならば、これもまだ輸入を決めたわけではありません、協議中であります。ですが、輸入するとするならば同等の安全基準、同じように安全を図つてやるという、そのことはそのことで、私の頭の中では整理できているんですが、どうも、どういうふうに先生の御質問にお答えすればいいのかなと思っておりまして、とりあえづそう申し上げます。

○小宮山(泰)委員　これは一九八〇年以降ということで、牛は今度そういう意味では処理をするからということで月齢二十カ月というような規定に下げたいと言つて交渉がされているとは存じ得ておりますけれども、既に最初の方であれば二十年以上たつてもこの案件に関しては解決がされないということになるかと思います。

また私自身も、イギリス留学に十代のころに

行つておりまして、実際、献血が現在はできておりませんが、二〇〇〇年までの間は献血ができておりました。二十回以上献血をしておりまして、ではその間十数年の間に献血された血、これがもし何かあつて、だれかに被害を及ぼしていたら、どうしたらいいんだろうという不安もござりますし、申しわけなくも思います。

日赤の方から厚生省に出している書類の中に
も、献血できないことによって、やはりこうやつ
て、狂牛病と当時は言われておりましたこのB.S.
Eの問題が、後々まで私たちの健康や、生活の中
での献血、場合によつては輸血ができないとい
う、ある意味で普通ではない状態に置かれるとい
うこととは、一種の不安をかき立てるものでもござ
います。

そして、私もそうですが、献血後に献血制限者
の対象であつたということを知ることも本当に苦
痛でもありますし、可よりも、二十年以上たつて

も献血をできないという、そういうふた異常な事態がずっと続いているというその不安、こういったものがいつまで続くのか、それが解明されることはあるのか。厚生省の中に今後、こういう食品か

らくる不安、まさに今私たち日本のこの輸入牛肉というものに対する不安、私たち献血ができなくなっている者は、それが現実となつてきているわけですから、その点に関しての展望等ありましたら、改めて大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

思い出したりしながら聞いていたんですけど。
最近献血したことがございませんでしたので、
今の先生御指摘の部分については、正直言つて知
りませんでした。御質問があるということで、こ
れまた極めて正直に言うと、けさこの話を聞い
て、ああそなのかなと思っておったわけあり
ます。

そこで、今のお話でありますけれども、今後ど

そこで、今のお話でありますけれども、今後どういうふうにするかというのはよく考えてみたいと思いますが、絶えず科学というのは進歩するわけでありますから、やがてそういうきつちりした面どうするかというようなことも、今のお話を伺つてみると、それはそのお立場の方からすると

いろいろお思いのこともあるわけでありますから、そんなことを含めて、もう一回検討はさせていただきます。

○○小宮山(泰)委員 ゼひ検討していただきたいと
思います。

これは食品と人間の体というものがつながつて
いるという一つの例だと思いますし、やはりこう
いったことを国がしっかりと研究をし、調査を

それでは、児童福祉法の関係に移らせていただい
たと思います。や、日本人や日本国にいる方々に日本という国は
安全な国なんだと思う、安心感を与える一つの例
たと思ひますので、また、さらに協議も持つて
いただきたいなと思います。どうぞよろしくお願ひ
いたします。

ます。
今回の児童福祉改正法の柱といたしまして、私が考えるところでは、やはり改正法第十条で市町村が担う役割を明確にし、第二十五条で、児童虐待

対策のネットワークとして、要保護児童対策地域協議会を置くことができるというところにあります。私は、市町村の虐待防止と理解しております。私は、市町村の虐待防止ネットワークが実際に機能するためには何が必要かという視点で質問をさせていただきたいと思つ

例えば、岸和田や小山の事件、また連日のよう
に報道される虐待に関する事件が後を絶ちませ
ん。虐待件数も増加の一途をたどっております
し、また、児童虐待の現状を、大臣自身、現在ど
う理解されているか、基本的な認識について、ま
ずお伺いさせていただきたいと思いますので、端
的にお答えいただければと思います。

北川委員長代理着席

〔委員長退席、北川委員長代理着席〕
○尾辻国務大臣 今お話をいただきました虐待防止ネットワークでございますが、こうした関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の上で対応していくことが重要である、こういうふうに認識いたしております。

○小宮山(麥)委員 ありがとうございます。

適切な対応が取り組まるということは本当に必要なことだと思いますが、法律はつくったけれども、また始動はしたけれども、実際には不ツト

ワークが機能しないということを大変心配しております。

というのは、厚生労働省の虐待防止対策室がごとし六月にまとめております、児童虐待防止を目的とする市町村のネットワーク設置状況という調

査結果を見てみると、ネットワークは全国市町村の約四割、市における設置率は六七%、指定都市はなんと一〇〇%設置しているという調査結果がございます。しかし、その中の困難な点というアンケートの項目を見ますと、効果的運営方法がわからぬという答えが、千二百四十三件中四百三十七件もあります。また、専門相談員など、

スーパーバイザーがないという答えも、一番目で、四百二十件もあります。

アンケートがこの六月に出ているわけですので、この児童虐待防止ネットワークの現状というものに関して大臣はどのように御理解されているのか、御見解を伺わせていただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 今各市町村で約千近いネットワークがでておりますが、午前中も答弁をさせ

いていただきましたが、非常にうまく機能しておるところもございますし、御指摘のように、形だけできてるけれどもなかなかうまく機能してない、こういうところもあります。千差万別でございまして、うまくいっていない要因としては、今御指摘のあつたように、スーパーバイザーがいいとか効果的な運営方法がわからない、あるいは

予算とか人材の確保が困難である、こういった幾つかの要因が指摘されておるわけでありますから、それぞれ自治体によつていろんな事情があるうかと思いますが、私どもとしては、どういった形で取り組んでいったらいいかということを今回の法改正を機にもう一度点検をして、うまくいつている事例等の要因を考えぐり出して、そういうことを参考までにお知らせするとか、あるいは会回の法律改正の趣旨、情報は必ず守られるので、関係機関にぜひいろんな情報を出していただきたい、こういう趣旨の徹底といったことをあわせてやつていただきたいというふうに思つております。

○尾辻国務大臣 実態は今お答えしたとおりだるうと思想します。

十三市町村のうち、児童虐待防止ネットワークを設置している件数三千二百四十三カ所、計画中三百六カ所を加えると約千五百カ所、ほぼ半数がネットワークができているということは先ほど答弁でもあったとおりだと思いますが、児童福祉司として働いている方は全国でわずか千八百人。先ほど水島委員の方からもありましたとおり、民主党の考えでは、児童福祉司などはきちんと全国に置くということをしなければ、やはりネットワークは機能しないのではないかという考え方ございまして。この点で、厚生労働省に確かな展望があるのかということをぜひ伺わせていただきたいと思います。

自治体に対しても、児童虐待死亡事例

○伍藤政府参考人　自治体の体制をどうするかといふことで、国と地方公共団体の役割分担といいますか、その基本的な考え方とかわる問題でありますから、それほど簡単な問題ではございませんが、私どもは、この児童福祉とか児童相談の問題に対応するために、先ほど御指摘のありましたように、地方交付税上の措置ということで、人員配置を手厚くするようになんとお願いして、こ数年、随分これは昔に比べれば引き上げてきたつもりでございます。

なお、急増する児童相談件数とかそういうものに比べると少ないのではないかと言われれば、そのとおりでございますが、現実に、地方公共団体、特に都道府県の組織の中で、こういった児童の介護、福祉、社会問題に対する取り組みが、

ですから、そちらの方の格差というものがあるからこそ、こういった流用するしかないような自治体というのも出てくるのではないかという気もいたします。やはり福祉司の配置基準というものを、これから要件を緩和していくというか、そういうふたことによつて、確実にこの交付税というものが児童福祉司に地域でも使われ、そして、多くの命を救い、相談を受けることができる。そういうふたことをしていかなければいけないんだと思いますが、改めてその点に関しまして、今後のことについて御所見を伺わせていただけないでしょうか。

その中で、御指摘ありましたけれども、的な運営方法がわからないところが三五%あるというのは、つくつたはいいが、どうするのという話でありますから、それはどう考へてもまずいと思います。何とかしなきやいけないとこだと考えます。

例の検証と今後の虐待防止対策についてという調査報告によりますと、児童虐待防止法施行直前の平成十一年度における地方交付税上の標準団体の児童福祉司は十六人。平成十五年度には二十三人まで増員されたとのことですけれども、実際には交付税の基準を下回る配置にとどまっている自治

の分野にとどけたる人員と予算を書いていたたかということは、これは今までに三位一体といふようなことで、地方は地方でというようなことを言われておりますが、こういつた問題とも関連いたしますので、大変難しい問題であります。私がども、これからもこういう分野の重要性、あるい

法施行にござつたところでございますので市町村とも相談の上どうしてもやはりこの政令上の基準について見直す必要があるといううまいに考えておりますので、慎重に、ちゃんとこれは検討していきたいというふうに思つておるところでござります。

○小宮山(泰)委員 せひ何とかしていただきたいと思います。

と指摘されています。「児童相談所は各自治体の機関であり、その体制整備については自治体の判断ではあるが、交付税はあくまで基準であり、地域における子供のおかれた状況をふまえ、適切な人員配置が必要である」とあります、「適切な人員配置を確保するために厚労省はどのようにそれを作りしていくおつもりなのか。その方針はありますのか。伺いたいと思います。

埼玉県、私も県議会議員をしておりましたけれども、来年度予算編成に関して政府への要望としては、児童虐待の増加で児童養護施設に入所する児童がふえてきて、きめ細かな対応をするためには、児童養護施設など児童福祉施設の職員配置の基準を改善してほしいという要望を提出しております。

は需要か二ースか急増しておるという実情をよ
く訴えて、自治体の理解を得るよう努力してい
きたいというふうに思つております。

〔北川委員長代理退席、委員長着席〕

○小宮山(泰委員) 自治体に関しましては、やは
りまだまだ人員等、また財源の問題等あるとい
うのも理解はできますし、交付税の分に関しまして
は、厚生労働省としては、基準よりも多く、毎年
予算を少しずつではありますけれども、伸ばして
いただいているということ、それはやはりこの児
童福祉社団というものが必要であるからだといふ
うに思つております。大臣も副大臣も、今大き
くうなずいていただいておりますけれども。
残念ながら、そういった中において、先ほど指
摘させていただきましたが、交付税は結局増額分

やはりこの問題に関しては、国も挙げて、児童虐待、こういった事件が起こらないようになります、そういうた覚悟というものが必要だと思いまして、それをあらわすものがやはりこの法案だと思っていますので、ぜひ実効性のある御検討もよろしくお願いいたします。

それでは、児童虐待対策では、厚生労働省のほか、文部科学省、法務省、警察庁など、それぞれが取り組んでいらっしゃいます。総務省もありますし、警察庁や法務省などもパンフレットなどをつくりつて、人権の問題やいろいろな角度から防止をする、そして受け皿になるようなことを、リーフレットなどをつくりつています。

さらになんですかれども、児童福祉社など、適切な人員配置について、だんだん時間が押しておきますが、次に聞かせていただきます。さきに引用した調査によりましても、三千百一

ます。恐らくこのような要望というのは、特に大都市部においては共通の問題ではないかと思いま
すが、この点に関しても御見解を伺わせていただきたいと思います。

というものがほかに流用されているのではないか。先ほどの答弁にもあったとおり、自治体によって格差があるということはありますけれども、やはりこれは、基準と実際の交付税の基準というものの

しかし、それでも今、漏れてしまつて、やはり悲惨な事件につながるという事例も起きているかと思います。これは一つには、各行政の縦割り行政というものがやはりどうしてもあらわれてしまつて、それが漏れてしまつて、やはり悲惨な事件につながるという事例も起きているかと思います。

まつてているのが現状ではないのかと思つております。

その結果、内閣には青少年育成推進本部が置かれていますけれども、青少年育成大綱も昨年作成されて、児童虐待についても記述がございました。重点項目にもなったかと思います。各省庁を束ねて、そしてさらにこの問題について取り組まれていくということにつきまして、関係の政府機関の横の連携というのも、こうなってきますと大変重要なことだと思つております。特に、法案改正後の内閣の取り組みについてぜひ御説明を簡単にお願いいたします。

○山本政府参考人 お答えいたします。

今、委員御指摘のとおり、児童虐待の対応につきましては、地方の現場におきましても、都道府県、市町村、それから国の機関もそうでございますが、多くの機関が関係をしております。したがいまして、それをバックアップ、リードする、中央省庁でも多くの省庁が関係をするということで、現在、厚生労働省を中心とした各般の努力をいたしております。

今、委員御指摘のように、私ども内閣府といたしましては、青少年施策の総合調整を行うという立場でございます。昨年末には大綱もつくり、この中に児童虐待につきましてもしっかりと盛り込みをさせていただいたところでございます。

大綱が策定された後におきましても、例えばこの本部の下に置かれております推進課長会議といふのがございますが、この四月の会議では、児童虐待問題を取り上げて、関係省庁、協議をしたところでございます。また、先般、先月の二十五日でございますけれども、青少年育成担当大臣が主宰します関係五閣僚から成る副本部長会議を開きました。この虐待問題も取り上げ、関係省庁、一層連携を密にして推進していくことを確認いたしました。

これからも内閣府といたしましては、児童虐待防止法、これは先般改正されましたけれども、その改正も踏まえ、関係省庁と連携を密にしながら

挙げてまいりたい、こういううぐあいに考えております。

○小宮山(泰)委員 今の答弁ですと随分やつています。

中において、十四番目の事項に青少年の健全な育成に関する事項がありますけれども、関連して、企画立案並びに総合調整。そういう意味では実績はあるんでしょうか。

○山本政府参考人 それぞの法律及びそれに基づきます事業につきましては、それぞれの所管省

庁が実施をしていくということでございます。私どもはそれを総合調整するという立場でございます。直近のものとしましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、昨年末に、青少年の育成という立場から、大綱、政府全体の指針を定めることを策定いたしましたところでございます。

それから、それに基づいて、関係省庁、多くの

省庁でやつていただいていることが効果を上げることが必要でございます。したがいまして、その立場でございます。昨年末には大綱もつくり、この情報交換を密にして、それぞれの省のやつていう施設をお互い理解をして、地方の現場までそれが届くように努力をしていく、そういう意味で努力をさせていただいているつもりでございます。

○小宮山(泰)委員 本当に、会議や連絡調整だけでは現場の事件というものは直りません。やはり各省庁が気合いで持つて、この問題を解決していくんだという思いがなければいけないと思いま

す。

ちょっととこれは厚生大臣、突然ではございますけれども、関係省庁とかNPOも参加しております児童虐待防止協議会、開催されていると思いま

すが、年一回、大体たつ二時間の関係者会議になつてます。かなりいろいろな虐待

防止関係の実績のあるNPO団体も参加されております。こういったいい会議というのはもつと

もっと拡充をしていかなければいけないと思いま

すけれども、こういったところを、例えば内閣府の中に男女共同参画局というようなものがあります、どんどん格上げされてありますけれども、同じように児童虐待防止ということとも内閣に格上げするというような、そういう提案はされるおつ

もりはありますでしょうか。

○尾辻国務大臣 先日、こうした子供たち、あるいは青少年の育成ということで、関係の三閣僚が集まりまして、その席で、今おっしゃったこと

ほとんどの同じようなことを私が言いました。もう少し、せつかく集まるのなら、時々思い出したよ

うに集まるんじゃなくて、ちゃんとときちり集

まつて、そしてきつちり話をして答えを出してや

らなきや、今まさにおっしゃったように、私がそ

のときそのとおり表現したと思うんですが、時々

思い出したように集まるだけじゃ余り意味ないん

じゃないだろうかということを言いました。です

から、そういう意味で、同じ認識を持つておると

いうことを申し上げたいと思います。

○小宮山(泰)委員 今、少子高齢化です。生まれ出たお子さんたちが順調に育つという意味におきまして、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、私、この厚生労働委員会へ来ますと、四月十六日の年金法案のとき

に、衆議院、しかも自民党の国対副委員長であります佐藤勉代議士から受けた暴力によって、むち打ち、本当に痛い思いを、負傷までいたしました。

最初のころ、私、この委員会室に来るちょうど

出入り口の、本当に乱闘とか何もないようなところできなり床にたきつけられましたので、た

だ私はそこに立つてたというか座つてていたとい

うか、何もしないままに、突然としていきなり床

にたきつけられて怖い思いをいたしましたの

で、正直この委員会前とか委員会室へ入るとい

うのも、また本人を本会議場やすれ違う中で見ると

いうのは、大変な、突然何か起るかわからな

い、暴力を振るわれるかもしれない、そういう恐

怖感が非常に来ますし、傷も痛むこともあります。

幸いにしまして、私の場合は大人でもありますので、弁護士を通じて対応すること、そしてその弁護士を通じてですけれども、佐藤勉代議士から謝罪文、平成十六年四月十六日、国会内において、私はあなたに対し有形力を行使して負傷させてしまったことにつき謝罪の意を表するものでありますと、いう謝罪文を、すぐにその事実については認めてこられましたので、いただきました。

やはりこういったことができたから、ある意味でつらい、痛い思いというのも乗り越えようとしておりますが、子供に至つてはそういったこともできない。ましてや、親子であったり、同居の方であれば、自分の生活を見てもらう、そういう意味ではすぐはるしかない、ある意味で本当に大きな中を生き抜かなければいけない。言うことを聞かなければいけない。しかし、暴力を振るわされ、命の危険もある。そういう人が全国に今、声なき声として恐らくあるんだと思います。

ぜひ、この法案、本来であれば、私自身一つ聞

きたかったのは、何で年金法案の前に通さなかつたのか。十月一日から施行の予定だったはずなのに、これがこれだけ遅くなつたこと、国会の責任において、これからはやはり実効性がある法案を通していくなければならないということ、この点に関しても、まだまだこれからもやはり引き続き議論していくなければならないということを最後に指摘させていただきまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○鶴下委員長 次に、山井和則君。

私もこの厚生労働委員会に入つて五年になりま

すが、なぜ私がこういう議員を志したのかとい

ますと、私は学生時代に、母子生活支援施設とい

う、親からの虐待あるいは夫からのDVで、お母

さんや子供が虐待を受けて駆け込んでくるシエル

ターで、ずっとボランティアをしておりました。その中で、子供が受けた心の傷、最も愛を受ける対象であるはずの親から虐待を受けた子供の本当に苦しい姿、そしてまた、その施設を出てからもなかなか就労するということも難しい、進学も、なかなか大学までは行けない、金銭的にも非常に貧しい。そういう中で、非常に素朴な話でありますが、そういう小学生の子供たちの声というのを政治家はちゃんと代弁してくれるのかなということを大学時代に私は思いました、そんな中で、私も政治に関心を持つて、議員に至ることになりました。

そういう中で、この児童福祉法の改正、まさに国民的な深刻な問題であります児童虐待をどう減らすことができるかということは、非常に重要な問題であると思います。そういう立場に立つて質問をさせていただきたいと思います。

その後、私は、福祉の調査で、尾辻大臣は世界各国をずっと回られたようですが、私も一年間かけて、イギリス、アメリカ、デンマーク、スウェーデン、シンガポールの老人ホームに一ヶ月ずつと、バングラデシュの児童養護施設に一ヶ月、泊まり込んでボランティアをさせてもらいました。そんな中で、きょうの質問にも関連するんですが、私は世界を回りながら、世界の中の日本の福祉ということをずっと研究をしておりました。そこで感心したことが二つ三つありました。残念ながら、日本は非常に福祉がおくれているということ。その理由はなぜかなというと、一つは、やはり日本はある意味で家族がしつかりしていた面がありまして、何でも家族任せになつていて、その点で公的福祉がおくれていたということ。それと、やはり政治家が福祉に关心が低かったのではなく、障害者、お年寄り、また、この児童虐待に関しても、大きな施設に一ヵ所に集めてしまった。そういうあきき傾向があるなということを

思つております。きょうはそういう観点からも質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、小山市の児童殺人事件にも関連したことで、提案を込めて大臣にお伺いしたいと思

います。

小山市の児童虐待、あのときも、発見したのはコンビニの店員さんでしたよね。すごいあざをつくってコンビニに来たということで、警察に通報になつて、そこからスタートしたわけですけれども、残念ながら、児童相談所も十分力になつてもえずに、子供が亡くなつてしまつたという悲しい事件になりました。

それに続いて、例えば、十月上旬に、ある意味で似たような事件がありまして、これは、ある容疑者の近くのコンビニエンスストアで、長女が一人でいるのを不審に思つたコンビニの店員が、十

月十二日、豊平署に通報して、警察が長女から事情を聞いたところ、お兄ちゃんに殴られたと話したと。札幌なんですが、この四歳のお子さんは、空腹に耐えかねてコンビニを訪ねたらしく、現金は持つていなかつた。

私は、この記事を見たときに、本当に涙が出そうになつた。親から虐待された、家で安心しているんだな田舎でも、最近はコンビニがあります。

虐待された子供は、もちろん、外に出してもられない虐待されている子供はだめですけれども、外出されたら、やはり暖かいところ、お菓子のあ

るところ、おなかがすいた子供は、コンビニにお金を持たずに行くわけですね。あるいは、親からのお使いで行くケースもあるわけです。

そこで、私の提案なんですが、全国のコンビニは大手のチーン店ですから、こういうコンビニの店員が発見したというケースが最近相次いでいるわけですから、厚生労働省さんからここに頼んでもらつて、一つは、例えばポスターを張つても

らう。児童虐待防止のSOSとか、困つていることがあつたら言つてください、そういう啓発のポスターを張る。

もう一つは、ああいうところは当然アルバイトの方がほとんどなんすけれども、その店員さんにも、もし、買いに来られたお子さんが万引きをしたり——やはり虐待されている子供は、御存じのように、お菓子を買つてもらえないなくて万引きしゃうケースもあります。あるいは、お使いに来て、もう頭が古くなつたんだなと思ひながら聞いておりました。そうだ、やはりいろいろな発想をしてみなきやいかぬのだな、こう思います。そうしますと、また古い頭だとついつい、向こうもお

店だから何と言つんだろうかなとか、余計なことを思つてしまつわでございますが、関係業界の皆さんともいろいろ御相談しながら、どんなことが可能なのか真剣に考えてみたいと思います。

使いに来ているのを目撃されているということなんですね。それで、親はアルコールが好きで、お金を使いまくり、暴力団との関係もあり、虐待を受けたということで、また、お母さんに対し

てDVもあつたということなんですね。

そこで、話は飛躍するかも知れませんが、私が、こういう記事を読んで、ちょっとと思いつきな

うのを見られたら、警察が児童相談所にぜひ通報してほしいということを流されたら、私は、未

然にあるいは早期に発見されるケースというのはやはりあるんじやないかと思うんですね。

はつきり言つて、自拍子もない提案かもしれませんが、私は、これで五人でも十人でも救われたらいいと思うし、また、こういうことが広まつて、虐待されている子供が、高いわけですけれども、コンビニのお兄ちゃんとお姉ちゃんにSOSを発したら、もしかしたら助けてもらえるかもしれない

と言え、子供の駆け込み寺としてのコンビニの役割というのもあるかもしれませんね。今、A.T.Mとか、大人にとって便利なということでもコンビニは利用されているけれども、こういう虐待されている子供の駆け込み寺というようなことになつたら、民間ですけれども、私はすごい効果的だと思うんです。

ちよつと突拍子もない提案ですが、尾辻大臣、いかがでしようか。

○尾辻国務大臣 委員のお気持ちが私にもうつてしまつていますので、逆にこんな調子でお答えさせていただきたいと思います。

今のお話を伺いまして、ああ、私も年をとつて、もう頭が古くなつたんだなと思ひながら聞いておりました。そうだ、やはりいろいろな発想をしてみなきやいかぬのだな、こう思います。そうしますと、また古い頭だとついつい、向こうもお

金を持っていない、どう考へてもがりがりにやせている、どう考へても服が汚い、あるいは服が臭いとか、こんなこと言つたら失礼かもしませんけれども、そういう子供たちは、もちろん商店

○山井委員 今月、児童虐待防止推進月間ということで、十一月一ヶ月、キャンペーンとかやってくださっているんですね。これはこれでありますけれども、ぜひとも、急な話かもしれないがたんでも、申し上げたように、コンビニというものを何とか有効利用できないか。そして、そこを一つの児童虐待の早期発見あるいは未然防止の拠点に、行政から民間に頼むのはちょっと都合のいい話かもしれないんですけれども、理解なり賛同してください。ただ、まだ前向きに御検討いただければと思います。

次に、国際的な児童虐待の比較ということに入りますと、国際的な比較、ちょっとこの二枚目の資料を見ていただきたいと思います。

それで、この上から五つ目に、「児童福祉司」の専門性」というところがあります。大臣と副大臣に渡した資料だけは蛍光ペンで、赤でラインマーク一がしてあります。それで、答弁をいただこうと思つたんですが、この児童虐待についての国際比較、厚生労働省さんにも以前からお願いしているいろいろ調べてもらつたんですけれども、そこで、五つぐらい私は違ひが言えると思うんですね。

一つは、外国は日本よりも司法の関与が強いということ。それと、二つ目は、きょうも議論になつておりますが、児童福祉司の数が日本は少ない。裏返せば、児童福祉司が一人当たり担当している件数が非常に多過ぎるということ。それと、三つ目は、その児童福祉司の専門性が低いということ。この三つですね。司法の関与が外国は強いつつ、それで専門性が高い、ソーシャルワーカーはもつと数多くやっている、この三つです。

それとともに、あと、虐待された子供の行き先としては、日本は大規模な施設。ところが、歐米

では、欧米ではどうなつてているかというと、きょうも議論で出ていましたけれども、里親がメーンで、それでない人はグループホーム、小規模な五、六人の家なんですね。ここは大事なんですが、大きな施設で五年も十一年も十五年も施設に入つていてもらうということは、本来は非常に子供にとってよくないことが多いと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、今回、児童福祉司の任用の見直しで、保育士、看護師、教師、保健師とか、非常に幅広く児童福祉司に任用できるようになりますが、私はやはり、繰り返しますが、日本では

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事件も起つたんじゃないかと言われている中で、こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げるのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカーになつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいうようなこと

をしながらやらなければいけないことだといふ

べきながら、実務経験のある方にお願いをして窓口

を広げていくという作業がどうしてもやはり片一方で必要だと思います。そういう中で専門性

をどう高めていくかということは、同時に、研修

等を通ずるとか、あるいはそういう育成機関を我

が国ももつと大事にしていくとかいうようなこと

をしながらやらなければいけないことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めていくことが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

いうところがございまして、それを何とか充実していきたいといふに思つています。

また、先ほどお話をございましたように、大き

い施設で囲い込むというの

ことは、当たり前のように児童養護施設、五十人、百

人という前提で考

えて、今もうはつきりと見直しの時代に入つてい

る。お話しのように、家庭的な雰囲気の中でそれ

ができるよう

に、家庭的な雰

囲気の中でそれ

ができるよう

ができます。専門性の問題でございますけれども、確かに私そのとおりだというふうに思います。ただ、まだなかなかそこまで育成ができるでないといふ

いう実情の中で、とにかく初期段階においてどれだけ相談ができるのか、どれだけきめ細かくでき

るのかと、いうことになつてくると、今まで実務に当たってきた保健師さん等に研修を受けていただきながら、実務経験のある方にお願いをして窓口

を広げていくという作業がどうしてもやはり片一方で必要だと思います。そういう中で専門性

をどう高めていくかということは、同時に、研修

等を通ずるとか、あるいはそういう育成機関を我

が国ももつと大事にしていくとかいうようなこと

をしながらやらなければいけないことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

あつたときに、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカー

になつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいう

ことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカー

になつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいう

ことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカー

になつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいう

ことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカー

になつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいう

ことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカー

になつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいう

ことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカー

になつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいう

ことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカー

になつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいう

ことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカー

になつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいう

ことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

世界の国で、日本以外で、保育士、看護師、教

師、保健師の方々がそういうソーシャルワーカー

になつている国というのは、はつきり言つて、私

が國ももつと大事にしていくとかいう

ことだといふ

べきなどがあつて、専門性を高めないと、それが

ます。そこで、こういった問題について、なぜそれが、これまでの大型施設中心から里親や小規

模な五、六人の家なんですね。ここは大事なん

で、繰り返し言いますが、大きな施設で五年も十

年も十五年も施設に入つていてもらうということ

は、本来は非常に子供にとってはよくないことな

のかもしれないということが重要だと思います。

ここで、こういう諸外国と日本との違いを踏まえた上で衛藤副大臣にお伺いしたいんですけれども、

も、今回、児童福祉司の専門性が低いから今回的小山市の事

件も起つたんじゃないかと言われている中で、

こういう保育士、看護師とかいろいろな方に広げ

るのは、逆行しているのではないかというふうに思つたんですね。

が入つていて、これでいいのかと、いうことをお聞きしているんですけれども、尾辻大臣は、児童養護施設、現場に行かれたことがあるでしょうか。あるいは、最近、グループホームや児童養護施設に行かれたことがあるか。行かれたことがあるとしたら、その感想はいかがか。お答えください。

○尾辻国務大臣 最近はございませんが、私、かつて県議会に籍を置いておりましたので、そのころに何ヵ所か行かせてもらいました。

る、ふやすための措置を一生懸命講じているところでございますけれども、この法改正に伴つて何とかふえてくれるということを、私ども、逆期待しているところでございます。とりわけ、今回は体制づくりを行うということが主たる法改正の目的でございますので、そのことについて今後とも頑張っていきたいと思つております。

小規模グループホームということが大規模な施設に比べてはるかに有利であるということについて

で言えば、児童養護施設を出て仕事をついても、またすぐに仕事をやめてしまっているという現状

○尾辻國務大臣　冒頭に、日本の福祉について三
点述べられました。

最初に、家族に頼り過ぎたんじゃないのうか。まさに私もそう思います。そして、それが一番端的にあらわれていたのが介護であって、やつと介護保険を五年前につくることができました。

一番目に、政治家の関心が薄かつたんじやないかというお話をなさいました。私は反省しなきやいかぬところだと思っています。

いろいろな意味で大変だなと思つたのが印象でございます。

○山井委員 いろいろな意味で大変だなということが、まあいいです、わかりました。そのいろいろな意味で大変だという言葉で、もう時間がないので理解しました。

要は、大人気で生活してはる。それと、言つた

て子供たちにとて非常にいい状況である。そちらの方がいい環境であるということについて認識をしていくところでございます。そういう意味で、まだまだ追いついていないということを、頑張っていきたいと思っております。御承知のとおり、十六年度予算におきまして百力所を目標にしておつても、まだ達成できてない」というふう

は自立心が育つ、社会性が育つ、経済観念も育つ。そういうふうな、やっぱりグループホームの方がいいという声が非常に強いわけですね。

では、何が問題なのかというと、一つには、人件費の補助しか出でていなくて家賃補助が出ていないんですね。やはり、一軒借り上げるときの家賃の部分のお金が出来ない。東京都なんかは、可か、

そして今 三点目の、大きな施設に入れりやい
いという、どうもそういう私どもの考え方方に過ち
があつたんじやないだろうかといふお話を触れて
今のお話を聞いておられます。これもそのとおりだ
と思ひます。

そして、細々申し上げませんが、最初のコンビ
ニの話じやありませんけれども、私ども、今まで

ら悪いけれども、かなり老朽化しているところがある。それでは、大部屋。考えてもみてください。虐待された子供が入ってくるわけですよね。ところが、入ってきたら、そこでまたいじめられる、怖いお兄さんがいるかもしれない。あるいは、最近私の行つた施設でも聞いたのは、五人部屋でゆっくりしていたところに、虐待されて非常にも落ちつかない子供が一人入つてきたり、その子供が暴れるせいで、その部屋全体の子供が全部が落ちつかなくなってしまったというようなこともありますですね。

○山井委員 このグループホームの問題、私だけじゃなく多くの委員が今までから指摘してきて、鳴り物入りの目玉でやつたら、数があふれなさい。正直言つて、私はちょっとお粗末だと思うんですね。私が質問したときは、いや、もうことはしは百ですけれども、その後ふやしていくますと、いう話だったわけですよ。ところが、ふたを開けてみると、百にも達していない。

それで、私の資料の中で、最後のページにもあ

独自で出していろいろらしいですけれども、本気でグループホームをふやすなら、私は、人件費の部分と、措置費だけじゃなくて、家賃の部分も出すべきじゃないか、これが一つの提案。

もう一つの提案は、今、老朽化している施設が多いわけです。ところが、五十人の施設を改築しようとしたら、また五十人の新しい施設をつくるないとダメなんです。ところが、今出ているのは、もうこれからはグループホームの時代で、グループホームの方がいいというのはわかっているし、子供も喜ぶから、五十人の施設を五人のグ

の考え方で、その中で考えるんじやなくて、本当に頭を切りかえて柔軟にいろいろ発想し、いいと思うことをやらなきやいかぬと思いますので、そう思っていますということを申し上げたいと存じます。

○山井委員 チルドレンファーストといいますか、やっぱり子供の意向が第一だと思うわけです。ただでさえ虐待を受けている子供たちが、やっぱり居心地のいいところにいられて当然だと

それで、そういう児童養護施設も今満員であるケースが多いんですけれども、尾辻大臣、グループホームがあえていないわけですよ。今までは四十カ所で、これではだめだということで、鳴り物入りの予算でことし百カ所になったのに、聞くところによると、まだ六十七カ所ぐらいしかめどが立っていない。私は本当は千カ所ぐらい必要だと思っているくらいなんですねけれどもね。

なぜふえないのか、どうふやいていこうと考えているのか、尾辻大臣、いかがですか。

○衛藤副大臣　正直言つて、なかなか計画どおりにふえていないところでござります。それに對す

りますが、左の方に書いてありますけれども、例えばアメリカだったら、六十万人の子供が里親で、十万人がグループホームと書いてあります。それで、最後の右のところを見ると、児童福祉施設の後からの就労自立支援の調査というのがあるわけですね。ここを見てみると、「百四十二人のうち、一年後就労を続けている」というのが五四%、七十七人。児童福祉施設を出てからの就職で、一年後続いているというのが七十七人で、もうそのときにはやめてしまつたという方が六十一人、四三%ですね。かつ、六カ月以内に四十八人、七九%がやめてしまつていて。つまり、一言

ループホーム十カ所にしたいという要望を持つてゐる方々が多いわけですよ、改築を機に。いいアイデアじゃないですか、これからの時代。ところが、今の厚生労働省の基準では、いや、それはだめだと。五十人の大きな施設は、建てかえるときは五十人だ、中をユニットとかグループに分けなさいという。これは余りにもしゃくし定規だと私は思うんですね。

衛藤副大臣、尾辻大臣でも、どっちでも答えていただければ、このことについて、こういうグループホームがもつとふえるようになすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

思います。
そこで、もう一つ大臣にお伺いしたいんです
が、やはりこれは特に中学校、高校生は個室の方
がいいと思うんですね。私も直接話を聞きました
が、親のことで悩んでいる、就職のこと、進路の
ことで悩んでいる。ところが、やっぱり二人部
屋、四人部屋だと落ちつかないというのがあるん
です。

れている子供のグループホームは全国でまだ四十カ所とか、けたが二けた違うわけです。

ここで、こういう虐待を受けた子供たちの施設も個室をふやすべきだと思いますが、尾辻大臣、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 それはもうおつしやるとおりだと思います。

それで、言いわけするわけじゃないんですが、さつき、どうしてそうなるんだということで、私も私なりに聞いてきたんですが、せめて努力は続けてきたという意味で申し上げるんですが、昭和二十三年が必要な面積。昭和三十年が一三・二平米、昭和五十一年が一九・七平米と、だんだんだんだんふやってきて、平成十二年で二五・九平米までふえてきております。ずっと努力は続けてきていますから、さらにもっと統けて、今一人部屋まで来ていますから、一人部屋までのところまでは何とか来ているようですが、その二人部屋の中でも、何か、できるだけ仕切りをつくってとか、努力はしているようでありますから、もう少し時間をしてくださいということだけを申し上げたいと存じます。

○山井委員 先ほど尾辻大臣が、以前訪問した養護施設、なかなか大変だと思ったというのは、多分、老朽化のこととか一人当たりの面積が狭いということだと思うんですね。ほかでもない、虐待されて一番傷ついている子供なわけですから、普通より居心地のいい場所にいられて私は当然だと思うわけです。

それで、最後の質問になりますが、そんな中で、結局この三位一体改革になつてくるわけですね。そういう中で、こういう虐待の予算とか、児童福祉司をもつとしっかりと配置せねばならないという中でこういう予算が一般財源化されるというのは、非常に私は逆行していると思っておりま

す。

加えてもう一つ言いますと、公立の保育所の補助金が一般財源化され、先日藤田議員も質問されました、半数ぐらいが保育料が値上げになつ

てしまつた。そういう中で、やはり民間、私立の保育所の補助金の一般財源化も私は問題があると

いうふうに反対をしたいと思つております。この点について、三位一体改革のこと、それと私立保育所の補助金のこと、この二つについて、答弁をお願いいたします。

○尾辻国務大臣 あるいは、どこかで怒られるこ

とになるかもしれないと覚悟して、先日、地方団体の皆さんと私が話をしたときに、地方団体の皆さんに申し上げたことをそのまま申し上げたいと

思います。

まず申し上げたのは、社会保障というの、国と地方が手を携えないとやれないでしよう、そう

いったようなことは申し上げました。そうした中で、率直に、皆さん方の御提案を私

の例えで言わせてください。それは、私たちは一生懸命いろいろな積み木を積んでいるつもりで

す。そのところに来て、これが気に入つた、これが気に入つたといって勝手に積み木を持つていかれると、この山は崩れ、この山は変形してしまつて、どうにもならなくなります。しかも、皆さん方

は、何か気に入つたと持つていかれるのは、まず言えることは、子供の関係のものを全部持つてい

るとしておられる、それで、老人のものは全部おまえたちやれと言つて、積み木の積んだ方に残しておられる。まあ、勘ぐつて言えば、年寄りはまだ今後どんどんふえて金がかかるだろうから、

金かかる方はおまえたちがやれ、子供ならだんだん減つて金がかかるなくなるから、おれた

ちがとるといつて積み木を持っていかれても、そ

れは困りますねと、実はそんな話をしました。そ

うしましたら、どういう理由だったか知りませんが、向こうから、そつくりそのままその言葉をおまえに返すと言われてしまつたんです。本当に申し上げたように、どこかで、こんな発言するとまた怒られることになるかもしれませんのが、率直に私がそう申し上げたということを申し上げて、お答えにさせていただきたいと思いま

す。

○山井委員 以上で、質問を終わります。

○鴨下委員長 次に、山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党の山口富男です。

児童福祉法の一部改正案につきまして、きょうは児童相談にかかる体制の充実の問題を中心にお尋ねしたいと思います。

今回の法改正の中心点の一つは、児童相談に関する市町村などの業務の規定を整備したこと、それから地方公共団体に対して、要保護児童対策地域協議会、いわゆるネットワークとか協議会と言

われますけれども、これを設置することができるというふうにしたことだと思うんです。

お尋ねしたいと思います。

○山井委員 お尋ねしたいと思います。

市町村の問題で、ここが第一義的な対応とい

うことになりますと、体制の問題や職員の技量や配置の問題が非常に大事になつてくるわけです。

最初に確認しておきたいんですけど、これは市町村の問題で、ここが第一義的な対応とい

うことになりますと、体制の問題や職員の技量や配置の問題が非常に大事になつてくるわけです。

私は、問題に対し早期に対応する、それから発生を予防するという立場からいきますと、間口を広げ、対応の幅を広げるというのは賛成なんですね。

最初に確認しておきたいんですけど、これは市町村の問題で、ここが第一義的な対応とい

うことになりますと、体制の問題や職員の技量や配置の問題が非常に大事になつてくるわけです。

最初に確認しておきたいと思います。

○伍藤政府参考人 今回、市町村に児童相談の一

定の役割を担つていただくというふうに考えてお

りますので、これをどうやって支援していくかと

いうことは非常に重要な課題だというふうに思つております。市町村におけるそういう相談体制の

整備が円滑に進むよう、児童相談所が市町村を支

援するモデル事業をまず実施したいというふうに考えておりますし、それから、中核的な機能、役割を果たしていくべきです。

本当に、申し上げたように、どこかで、こんな発言するとまた怒られることになるかもしれませんのが、率直に私がそう申し上げたということを申し上げて、お答えにさせていただきたいと思いま

す。

○山口(富)委員 その格段に進んでいくという中で、今後、法律化して、市町村の事務であるということを明確に位置づけることによつて、これがさらに格段に進んでいくものというふうに期待をしておるところでござります。

身をもう少し示してくれと言つてゐるんです。

す。

○伍藤政府参考人 具体的に、何年間でどこまで進むかということは、予測はなかなか難しいわけでございますが、可能な限り、市町村の事務を遂行するために、こういう、ネットワークといいますか、協議会が有効であるということではありますので、それを十分認識していただくように、私も、今までの実例等の紹介をしながら周知に努めていきたい、そういうことによつて、ぜひこの整備が進むように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山口(富)委員 今局長が言われましたように、先行きについては、はつきり言ひますと、今いろいろな問題がありますから、その明確じやないんです。それで、この厚労省の調査を見ますと、活動上の困難点として、現在ある協議会は、効果的な運営方法がわからぬ、スーパーバイザー、指導的な立場の人がいないという回答が多いわけですねども、同時に、今後の機能充実のための課題となると、これは、効果的な会議運営に加えて、児童相談所と関係機関の役割の明確化が必要だという答えも出でているんですね、結果が、厚労省はこれだけの調査をやつていてるんですから、調査をやつた以上、これに見合う対応策を考える責任がある。

それで、厚労省の方は、こうした結果も踏まえまして、協議会の機能を充実化させるという点で、どういう手立てをとるつもりなのか。先ほどの答弁を聞いておりますと、全国にある、いろいろうまくいっている実例などを知らせていくべきだというような答弁が繰り返されてるんですけれども、それにとどまらないで、どういう手打つのか、私は示していただきたい。

○伍藤政府参考人 市町村でやつていただきます事業についてのガイドラインを策定したいと思つておりますので、その中で、各地で行われております好事例等を取り上げて、これをモデル的に示す、そういったことも有効な方法だらうと思いま

ても、今みたいな、こんな調査結果では本当にまずいわけでありますから、いろいろな話を聞いてくる、そしてまた、今みたいな話もしつかり伝え

る、このことをぜひやらなきやいかぬなど今思つてます。

○山口(富)委員 では次に、具体的に、児童相談所の問題について、幾つかお尋ねしたいんですけども。

先ほどほかの委員の御質問にも答えましたが、どれか、こういう方法が唯一効果的だということじゃなくて、各地で今非常に効果を上げている取り組みも、児童相談所あるいは福祉事務所が中核的な役割を果たしたり、保健所が中核的な役割を果たしたり、いろいろな形態がございますので、それぞれ、市町村の実情に応じてこういう工夫をしていただきたい、そういう観点から、そういう自主性を尊重するような形で、私ども事例を紹介する等の、あるいは市町村の事務のガイドラインを示す、そういった間接的な方法で、できるだけバックアップをしていきたいというふうに思つております。

○山口(富)委員 大臣に答弁願いたいんですが、そのバックアップの体制をとる際に、私はやはり、かぎは児童相談所だと思うんですね。

市町村が対応するという問題をとつてみましても、今は非行の問題があり、障害相談があり、育成や親の養育問題があり、さまざま、本当に広い問題への対応を迫られるわけですね。そうすると、今、日本の体制のもとでは、福祉事務所もやつておりますが、児童相談所が一番の経験を積み、技量を持っているわけです。ですから、今度の法改正に伴つて、市町村がやり、また協議会もつくれるわけですけれども、同時にそれを本当に動かそうとする、児童相談所の役割、それから体制の強化が絶対に欠かせないと思うんですが、大臣にはそういう認識を持つてこの問題でのバックアップ、支援の体制を必ずとつていただきたい。答弁願います。

○尾辻国務大臣 今のお話は、もう全くそのとおりだと思います。

私は、いろいろなことを言つておりますが、一つ、これは間違いなくないことだなと思っておりますのは、この十一月から年度内かけて、各児童相談所を一つずつ訪問して、調査して歩くと言つてますから、そのときにいろいろな話を聞かなければいけませんし、ネットワーク一つをとりまし

ても、今みたいな、こんな調査結果では本当にまずいわけでありますから、いろいろな話を聞いてくる、そしてまた、今みたいな話もしつかり伝えれるような方、あるいは、児童相談所を経験したけれども、しばらく別のポジションにて、新しく所長として見えられた方、まずはこういう方々に、児童相談所の現状あるいは児童相談の現状というものをよく認識していただいて、いろい

ろな難しい問題にリーダーシップを發揮していた

だく、こういうことがまず必要じゃないかというふうに思つております。では、そのほかの、既に何年もやつててある所長が受けられないのかといえば、任意で受けていただくことも可能であります

が、まずはぜひとも研修を受けていただき能力を高めていただきたいと私どもが思つておる方々は、そういう方々でございます。

○山口(富)委員 全くまざい答弁ですよ。だって、任意で受けられるんぢやないんだ。この提案は「受けなければならない」なんだから。大臣、これは提案者なんですから、もちろん、いろいろ段取りの中で、まず新任の方というの、私はあり得ることだと思います。しかし、これは法改正の精神からいって、たとえ経験を積んだ所長さんであつても、今度の新しい到達点に立つての改正なんですから、当然計画的に全員に受けている、ただということでおろしいですね。

○尾辻国務大臣 今局長がお答えいたしましたように、今までの人の中には随分経験を積んだ人もいるでしようし、例ええば、おられるかどうかわかりませんが、例えればドクターがおられるとか、いろいろなことがあるんだろうなと思います。

そうした人もあるからということでお答えしておりますが、あと、法律の運用の話だと思いますから、運用は間違いないようになさせていただきました。この改正是、新任の所長がここにある研修を受けるという提案なんだなということを確認しておきたいと思

ます。

○伍藤政府参考人 児童相談所長の研修でございましたが、所長として随分経験を持つて長くやっておる方、こういう方は、既にリーダーシップを発揮されて、現場に習熟されておることだらうと思いますので、現実の問題として、私どもが念頭に置いておりますのは、初めて児童相談所長になられるような方、あるいは、児童相談所を経験したけれども、しばらく別のポジションにて、新

きたいんですけども、きょうの質疑の中で、児童福祉司の任用資格が広がる問題について、法改正に伴つて広がるという話を盛んに局長がされるんですが、この改正是法文上、一体どこからそういう話が出てくるのか示していただきたい。

○伍藤政府参考人 法律上は出てまいりませんが、省令でそういうふうに広げるというようなことを考えております。

○山口(富)委員 それが正しい答弁なんです。私は、あいまいにしゃいけないと思うんですね。法改正に伴つてと言われるけれども、現

実には省令の改正なんです。

それで、確認しておきたいんですが、省令の改正として今念頭に置いてる、新たに広げる分野というのはどういう職種の皆さんなのか、示していただきたい。

(委員長退席、北川委員長代理着席)

○伍藤政府参考人 現在、具体的に考えておりますのは、保健師でありますとか保育士であります、最終的にどのような形にするか、例えば教員でありますとか看護師でありますとか、まだ可能性としては幾つかあると思いますが、省令を策定する段階までに、よく検討して、詰めてまいりたいというふうに思っております。

○山口(富)委員 きょうは児童福祉司の皆さん専門性ということが随分議論になつたわけですねども、今挙がつたところでいきますと、保健師さん、保育士さん教員という名前が挙がつたわけですから、実際にこれまで経験を積まれたこういう方が児童福祉司として仕事をやろうとするとき、やはりそこには一定の落差があるわけですね。そこから、来年度の概算要求に、国の方で任用資格取得に伴う研修を実施したいという提案が、当然のこととして出てきたと私は思つんです。

となりますが、省令となると、私たち立法府からいきますと、当然ここで議論を踏まえた省令になるわけですねども、一体どういう研修の内容を用意しているのか。これは、職種を広げるというんですから、ぜひ示していただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 任用資格を広げるということに伴つて、こういったことも踏まえまして、任用資格取得のために必要な研修を十七年度予算で要求をしているところでございますが、基本的には、そういった方々のケースワーカー技術といいますか対人的な援助技術、こういったものの向上のためには必要な研修を実施する、こういう観点から國として都道府県を支援していく、こういう予算を要求しているところでございます。

○山口(富)委員 これはぜひ、予算だけでなく、その研修の中身について、この法案の質疑の件数なんです。ですから、そういうものは主に児童相談所の方も仕事としてやりますよということになっておりますから、とても今度の法改正だけで児童相談所の今の仕事の体制のしんどさが帳面したけれども、私ども日本共産党の議員団も調査に行きました、私自身は東京都の児童相談所でいろいろ聞き取りをやってまいりました。やはり、現場へ行つてみると、人手が足りない、それから、相談件数に対応するのが大変になつてゐるという話が随分出てまいります。

それで、きょうは、厚労省に示していただきたいんですけども、昨年度、全国の児童相談所が処理した児童虐待相談処理件数、これがどれだけあるのか、そして、これは十年前の一九九三年と比べて、一体どの程度伸びているのか、示していただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 二〇〇三年の児童虐待相談件数でありますのが、二万六千五百六十九件ということがございます。十年前の一九九三年の件数は千六百十一件ということでございまして、伸び率にして十六・五倍、こういう状況でございます。

○山口(富)委員 では、もう一つ数字を尋ねますのが、児童福祉司の数なんですねども、同じく昨年と十年前の一九九三年を比べてどの程度の変化があるのか、示していただきたい。

○伍藤政府参考人 一九九三年の児童福祉司の数は千百十七人でございまして、二〇〇三年、これが千七百三十三人ということでございまして、一・六倍の伸び率でございます。

○山口(富)委員 大臣、今数字が示されましたが、対応している相談件数がこの十年で十六・五倍、それに応ずる人数の方は一・六倍程度だ。私が、これが、今児童相談所を訪ねますと、人手が足りない、相談の対応をするのも手いっぱいである変だという声になつてくる、いわば裏づけのある数字だと思うんです、実体のある。

それで、今度の法改正で確かに市町村が対応を始めますけれども、そうだととも、今私が取り

上げた数字というのは、児童虐待にかかる相談の件数なんです。ですから、そういうものは主に児童相談所の方も仕事としてやりますよということになつておりますから、とても今度の法改正だけで児童相談所の今の仕事の体制のしんどさが帳消しになるようなものじゃないと思うんです。では、児童福祉司の体制をどういうふうに強めていくのかと云うとなんですかけれども、配置なんですが、交付税の基準、これを下回る児童福祉司の配置にとどまっている自治体数はどれだけあるのか、割合で結構ですから、示してください。

○伍藤政府参考人 今年度におきます地方交付税の積算基礎の上での配置であります、人口六万八千人に一人、こういう配賦基準が地方交付税上であります。この基準を満たしている自治体は四〇%、満たしていないところが六〇%という状況でございます。

○山口(富)委員 六割の自治体が満たしていないというわけですが、なぜこういう結果にとどまつているのか。これは厚生労働省としてはどういうお考えですか。

○伍藤政府参考人 私どもとしては、この交付税上の措置は、非常に厳しい中であります、総務省と交渉して毎年ふやしてまいりました。それから、こういうものの必要性について、あらゆる機会を通じて都道府県等に周知し、お願いをしておるところでございます。

なぜふえないか。これは、地方公共団体においてどういう判断をされるか。先ほど言いましたように、人員と金をどの分野に割くかということの最終判断は、都道府県知事あるいは都道府県が行うことでございますが、先ほどほかの委員の御質問にもお答えしましたが、大変こういうところに率先して取り組んでいる都道府県とそうでない都道府県の格差が非常に大きいという実情にあります。

○山口(富)委員 これは、現場サイドからはここに一番の問題ありますというのが繰り返し意見として上がっています。

例えは、私もお会いしてきたんですけども、全国児童相談所長会というのがあります。こここの会長をされている方が飯山さんといつて東京都の所長さんでありますけれども、昨年と今年度、毎年厚労省に要望を上げてます。

例えは、昨年度の要望でもこういうふうに言つています。「児童虐待に的確に対処するためには児童相談所の体制整備は不可欠です。」「次のように改善を求める。」と言つて、第一項が、「児童福祉法施行令第七条の三」の児童福祉司の配置基準を改正すること(人口十万人から十三万人に一人を人口五万人に一人)にしてほしい。私はこれは、実際に子供たちと対応している第一線の人たちからの要望として、軽々に聞き逃すわけにいかない要望だと思うんです。

<p>これが、私がお聞きしたところによりますと、かなり前から毎年出ているというんですね。ですから、今度の法改正に当たりまして、児童福祉司の全国的な配置を進めていくためには、もちろん今の交付金の問題もありますけれども、私はまず、国の配置基準、この施行令の部分を改善する、最低でも所長会が求めていた五万人に一人、私はこれでも基準としては低いと思いますけれども、少なくともここに直ちに持つていくぐらいの意気込みで法改正に真剣に取り組んでいただきたい。これは大事なことですので、これまでのこと全部大事なことですけれども、法律にかかわりますから、大臣、答弁お願ひします。</p>
<p>○尾辻国務大臣 ただいまの御質問は、きょう何人の先生に御質問いただきました。</p>
<p>きょう私がお答えしましたのは、今般の児童福祉法の改正案や、現在進展しつつある市町村合併などが児童相談所の業務に及ぼす影響や評価がある程度固まつた段階で、その時点での地方の自主的、主体的な判断を尊重する観点も勘案しながら検討していくことが適当であると考えております。こうお答えを申し上げてまいりました。</p>
<p>○山口(富)委員 そのある程度固まつた段階というのは、どのぐらいを見ているんですか。</p>
<p>○尾辻国務大臣 今、直ちに時期を申し上げるわけにはいきませんけれども、しかし、きょうの先生方のいろいろな御議論がありますから、そのことは十分踏まえながら時期も判断させていただきたい、こういうふうに考えます。</p>
<p>○山口(富)委員 先ほど、山井議員の資料にもありました。この配置基準というのは、国際的に見ますと、とにかく、けた違いに低いんですね。ですから、私はやはり、ある程度の時期を見てといふか動きを見てといふことにとどめないで、今までの法改正でせつかく新しい動きをつくるわけで、この時期に、このときに改正すべきだ、大臣はその政治判断をすべきだと思うんですが、重ねてこの点はもう一回答弁願います。</p>
<p>○尾辻国務大臣 十分承りましたと答えさせてい</p>
<p>ただきます。</p>
<p>○山口(富)委員 きょうはもう少し質問を予定していましたが、少し押し詰まってきたので、もう一度お尋ねしておきますけれども、児童福祉司以外の配置の基準の問題なんです。</p>
<p>それで、私たちが児童相談所に参りますと、相談員の方や心理判定員、今呼び名はいろいろ検討されているようですが、いろいろ職員の方がいらっしゃいますが、どうもきちんととした配置の基準がないようなんですね。これは現状はどうなっていますか。</p>
<p>○伍藤政府参考人 児童相談所の体制につきましては、中核となる児童福祉司についてはこういつた統一的な配置基準というのが定められておりましたが、そのほかの職員については特段そういった統一的な基準は定められていません。</p>
<p>そういう中で、実情に応じて今まで、心理療法の担当職員でありますとか、各種の職員の配置を、毎年予算要求しながら増員をしてきたところでございます。</p>
<p>○山口(富)委員 これは確かに予算要求してきたのは知っています。</p>
<p>それで、相談所を訪ねましても、やはりお子さんが来たときに、その心理状態などを一定期間、相談に乗つたり判断する期間が要るんですね。その方たちはなかなか苦労して仕事をしているんですけど、これは大問題だと思うんですね。</p>
<p>大臣に、この点については必ず配置基準の問題、他の職員の問題についても現状を調べて検討するというお約束をしていただきたいと思いま</p>

るような施設というのは、非常に高度なセンター病院的なところと思いますのですが、今度そこから児童を、一年ほど預かりして、それも、とても家庭的な環境、擬似的にお父さんとお母さんにかわるような御夫妻がいて、十人くらいの非行少年とか加害少年をケアする、その約二年間を経てまた地域にお返しするのですが、さて、地域にお返しする場合に、どこを窓口とするかというと、きょう皆さんのがたくさんの論議になつております児童相談所が窓口になるということです。

しかしながら、児童相談所は、一方で虐待を受けた子供たちのケアにも、日本の社会福祉士の皆さんは二百人以上をケースとして抱えておられますが、そこに、例えば加害少女あるいは加害少年で、復帰してまた社会で生きていきたいという子供たちの地域で生きていくための支援というまでの抱え込むと、本当に仕事量としては想像もつかないというか、現実にはお手上げ状態にならざるというような状況も承つてまいりました。

私があともう一つ、この国立の児童自立支援施設で指摘された点で非常に印象に残りますのは、入所児童の八割が被虐待、いわゆる虐待経験、普通の養護施設ですと、今、虐待経験は五割と言られていますが、国のセンター化された、非常に言葉は悪いですが、通常の施設では持て余す子供たちが行くところは、逆に被虐待児が多いと。結局、受けた心の傷、人間を信頼できない、まして家庭経験というのも本当にないというような子供たちが、実は被虐待児であるという二重、三重構造の中に、きょうこの問題の審議にかかるります。

私は、そうしたことを考えましても、まず、皆さんが御指摘になりました児童相談所自身の今回大きな改編の時期に当たっておりますし、どういふものとして位置づけて、どの程度充実させてやつていくのかというのは、非常に重要な時期に差しかかっておると思います。

最後の山口委員の御質疑の中で、昭和二十三年

では、もう本当に端的に伺いまして、これから厚生労働省として、この時代、複雑に入り組んだ子供たちの状況、家庭状況、子供たちの手助けの骨格になる、中核になる児童相談所を幾つぐらいを目標に設置していくこうとするのか、そのためには、現状の通知等々、五十万人に一ヵ所という通知がほとんどもう意味をなしていないような状態をどのように変えていこうと思っておられるのか。

今回、政令都市にもということでしたが、これもどなたかの委員の御質疑でありましたが、既にそこには一ヵ所設けられていたりする場合もありますが、これは綿密に検討してみないと、何ヵ所くらいいを目標に、そしてそのためにどうしていつたらいいかというのが、答えが出ないとと思うのですが、まず伍藤さんの方からの御答弁でも結構です、お願いします。

〔北川委員長代理退席、委員長着席〕

○伍藤政府参考人 児童相談所の設置数でござりますが、昭和六十二年に、いわゆる地方に対する国の技術的助言というような形で、児童相談所の設置数は、人口五十万人に一ヵ所程度が必要であり、各都道府県の実情に応じて設置することが適当である、こういう趣旨の助言をしておるところでございます。

そういう形で児童相談所を設置しておりますが、今回の法改正で、市町村に児童相談の一部の事務を担っていただくことになりますので、こういったことによる事務処理量の変化、あるいは、先ほども質問がありましたが、障害児の問題にどう対応していくか、児童相談所の役割も、これからまた、いろいろな形で変化をしていくと思いまので、そういう変動要因も踏まえながら、児童相談所の適正な配置ということに都道府県で取り組んでいただきたいと思います。

今回の法改正では、やはり相談所を設置し運営していくような実力といいますか、財政的な、人的なそういう能力があるものとして、一応今は都道府県、指定都市に置かれておりますが、これを中核市レベルまで広げられるように、まず枠組みをつくつたらどうかということでお提案をしておるわけでありますて、各地における児童相談というか、児童虐待とか、そういったものの実情を踏まえて、都道府県あるいは指定都市、さらには中核市において、どういった体制で取り組むことが適当か、積極的に検討していただきたいというふうに思つておるところでございます。

○阿部委員 五十万人に一ヵ所という基準が六年二年という御答弁でしたので、それにのつとつて私の先ほどのは訂正させていただきますが、どうしても、特に虐待問題がこのような形で社会的に大きな問題として浮上したのはこの十年。児童虐待防止法などをもう絶対につくらなきやいけないんだというふうに認識されたこの数年、やはり際立つて格段に児童虐待のケースはふえております、そぞ野が広がるし、問題が複雑化するとしていることで、その中で私たちは今現在審議をしておるわけです。

今のお御答弁中、とても気になりますのは、事務処理量が、今度地方にネットワーク等々ができる中で軽減されるやもしれないというふうな感覚がもし厚生労働省側におありであるのであれば、私はそれは大きな見当違いだと思います。

きょう、各委員が御指摘の、もう随所にありますたが、児童虐待という問題は、やはりかなりの専門性と緊急介入と、そして本当に苦しい決断を幾つも重ねていくような現場でございます。それゆえに、厚生労働省の基本方針としては、例えば現状の受け皿が中核市くらいしかできないとして、やはりこれは何度も尾辻大臣の言葉を拝借して恐縮ですが、二次医療の、要するに、一次を受ける二次がなければ一次もやれないわけです。必ずや充実させていかなくてはいけないという強い方向性で進んでいただかないと、やはり、きよ

うこれだけ遅い時間皆さんが審議を尽くしている意味が本当の意味で出てこないし、また、厚生労働省としても予算のいわば分捕りの大変な中で、私たちみんな総意でこのことの充実を求めて、それこそ超党派だと思います、子供のために頑張ろうとしているやさきですから、恐縮ですが、尾辻大臣には、その二次医療のセンターにも匹敵する、今医療の方でもこの二次医療センターが危うくなっているのですが、必ずや十分に厚生労働省として、それから増加する一途の虐待のある種のセンターですから、それ以外にさつき私が言つたような業務も加わっているわけです。そういう中で、もっと数の上でも充実させていくという方向性についての決意を一言お願いします。

○尾辻国務大臣 重要性につきましてはおっしゃるところなりでございます。ただ、地方にお願いする部分でもござりますので、私どもとしては、そういう立場でございますから、まさにお願いをしていきたい、こういうふうに考えます。

○阿部委員 もちろん、新しいものの設置には、建物にかかる費用とか人件費においても地方自治体の持ち分というのがありますので、確かに一方的にはいかないと思いますが、しかし、先ほど來の尾辻大臣の御答弁で、やはりこれは国がリーダーシップをとつて、今のところ、もう本当にそういうことをしなくてもよくなれば、それで私もうれしいけれども、現状、やはり子供のことはだんだん後送りになつて、そして予算を削られるときは先からという現状をずっとこれまで見てまいりましたので、ぜひ強い決意で臨んでいただきたいと思います。

それと、児童福祉司の数の配置のことは、皆さん何人の方が御質疑で、また大臣も御答弁でありましたので、私はその中で、いわゆる質と育成にかかわりますところで少し、これは予告してございませんが、お伺いしたいと思います。

私は、今度の法案改正を見て、一体この児童相談にかかる児童福祉司の方たちの質を、本当に専門的に上げていく、諸外国ではソーシャル

ワーカーがやつていらつしやいますようなものに上げていきたい。しかしながら、現状ではとても数も、ソーシャルワーカーの目当てもないから、とりあえず、変な言い方ですが、いろいろすそ野をふやして暫定的に、もうそつしなきや間に合わないから、先ほどの教育分野や保健師さんや、いろいろな人の配置もそこに入れ込んで考えようという、暫定的な、移行期のアイデアかなと、思つて拝聴しておりますが、しかし、その移行期するんだろうという疑義があるところがございま

格の見直しは、これは法律ではなくて運用で行われるそうであります。厚生労働省令で定める施設において一年以上福祉に関する相談等の業務に従事した者でなければならぬものとする、これは現状の社会福祉士をどこかで一年研修して、専門性を高めていこうということだと思いますが、果たしてそうした研修先というのは、まず、十分に数があるのか、受け入れられるのか。結局、研修は無給ではできませんから、賃金の問題も生じてきますが、果たしてこれはどのようなイメージで一年間の相談業務の研修をやつた者を探用していくかというふうにおっしゃっているのか。これは伍藤さんかと思います、お願いします。

○伍藤政府参考人 児童虐待というのは、大変いろいろな背景を持つて複雑な要因のケースが多いわけでありまして、今回の考え方には、そういうたるものに対応できる人材を幅広く登用して、しかも現場経験を積んでいただいて、いろいろなケースをワークに当たつていただこう、こういう考え方で考えているところをございます。

具体的には、研修の施設というところでは、保健所でありますとか、児童相談所でありますとか、あるいは各種の児童関係の施設、こういったところで一定の研修を積んでいただくということが必要かなと考えておりますし、そういった方々を、

○阿部委員 何だか鶏と卵の転がし合いをやつてゐるようで、例えば、おっしゃつたような、児相とか保健所とか施設でそういう経験を積んだ人をまた児相に持つてくるとおつしやいますが、この施設があるいは保健所が、あるいは児相がそういう人を雇うためにはお金が必要なのです。その人たちは研修をする。ただで研修をするわけにまゝりませんから、そういうところの具体的な保証、算段あつてこういうふうに書いておられるのか。私は、やはりその点が非常に計画倒れというか、本当のところこれでいくんだろうかという思いをぬぐい得ません。

次週まで結構ですから、私はまた来週質問に立たせていただきますので、具体的にどこで何人くらいどう養成して、この足りない児童相談所への人の配置を、一年どこかで予備的に勉強した人をそこに配置できるのかの具体的なアクションプログラムをお示しください。そうでなければ、こんなものは文章に書いただけで、意味を生じてこないと思います。

そして、私は、今、児童相談所に児童福祉司として入つておられる方が、一般行政職の方もそこにお助けていただきかなきやいけないほど人手不足であるという物理的な側面と同時に、先ほどどなたかの委員が御指摘になりましたが、やはり司法の関与がより明確でないと、全部の判断を児童福祉司が担わされるわけです。親との関係、本当に抜き差しならないような修羅場、それを全部背負う心理的な不安とケースの多さとの中で、やはりどうあっても、例えば今後ソーシャルワーカーのよう人の養成を国として挙げて、本当に国として挙げて考えていくという形にしないと、先ほどの第一次、第二次、二次のセンターだといつても、機能もできないし、継続してそこに若い人が来てくれないと思います。

の中で、ここの中に二十五名の児童自立支援の研修をするためのいわば教育機関が併設されていることを初めて知りました。私自身、子供にかかるわっていたけれども、一体、子供たちのための支援のスキルを磨いたり、そして、本当にそのことをやりたいというときに自分が自信を持ってやつていけるように学習できる場はどこであるのかと、いうことは、ずっと疑問に思っておりました。

私が描く一つの解決策は、先ほど言ったソーシャルワーカー、これは国家資格ですから、そのような方たちにもつとつとこの道に入つていただくということと同時に、この国立武藏野学院院内の研修施設の充実ということを、研修施設を充実するとは、すなわちそこの指導教官側も充実することでございますし、そのことによつて、現在毎年二十五名がそこに学び、あるいは児童相談所からの一時研修でもそこに行きというふうにしておられるそうです。

これも予告していなくて恐縮ですが、きょう私は、予告したのはみんな聞かれてしまいましたので、急遽考えてお願いする次第ですが、これはまだ尾辻大臣も御存じがない仕組みかなと勝手に私も推察いたしまして、ぜひ、日本の国財産、とにかく八十年子供の自立支援をやつてきた、そこで同時に研修をしながら、今度は自分がまたそういうスタッフとして育つていく、ああ、こういう仕組みがあつたのかと思いましたから、現在よりさらに充実させていくということを御検討いただいてだと思います。これもお願いで、予告なしで、ですので、ここまでで終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

あともう一点、伍藤さんにお願いいたします。

私は、先ほど、この問い合わせる児童虐待の死事例の検証の中で三十八人が乳幼児であつたと連して伺いたいのですが、この三十八人について、御報告を上川委員が御質疑されましたことに關は、例えば三ヶ月健診、保健所で行います健診を受診していたかいなかつたか、そのようなことを

○伍藤政府参考人 今私どもが把握しておる数字の中では、御指摘のありましたようなところまでは数字としては把握できておらないということですございます。

○阿部委員 私は小児科医で、今を去ること二十年前、川崎市の保健所でも、いわゆる子供の乳幼児健診にかかわっておりまして、当時私は、保健婦さんと一緒になつて、やはり今ちょうど伍藤さんがおつしやつたよつに、三ヵ月健診を受診されない家庭は必ず保健婦さんにおうちに行つていただき。必ず家庭には御事情があつて、例えば親御さんが精神的障害がおありになる、場合によつては結核等の感染症が発見される、あるいはお母さんが引きこもつておられるとかが見つかりますので、当時、かなり熱心に保健所活動をやつた自身の記憶がござります。

しかし、その後、国の行政的な取り組みは、そうした保健所の訪問活動というものを逆に引き揚げる形で今日に至り、そしてまた、ここに至つて、先ほど何回か御答弁の中に出てまいりましたが、保健師さんも随所にこの児童虐待防止ネットワークに活用させながらとおつしやいますが、やはりこれは厚生労働省としての一貫した行政的な見直し、すなわち、赤ちゃんがこの世に生まれてくるというところ、おなかに赤ちゃんができる、そして出産されるという、その早期の出発点のところで今きつちり把握してフォローしてさしあげることが非常に緊喫になつてゐると思います。

私は、地域にこれが一つおろされるということは身近でいいと思いますが、それに当たつてもいろいろな地域の事情があるからと、いう形で厚生労働省が逆に言うと一步も二歩も引いているといふ印象の中で、しかしながら厚生労働行政としては、私は、みずからやつてきた行政の見直しをぜひやつていただきたい。私が一緒に働いていた保健婦さんたちが随分そのことは、もう業務量がふえて、デスクワークがふえて、もう訪問に行けないのよ先生ということを私は何度も何度も聞きました。川崎という地域は決して豊かではない地域

Digitized by srujanika@gmail.com

で、やはり来てくれない患者さんというか親御さんの方が多いありました。

その点についても、今後保健活動を見直すとおつしやつた中で、児童家庭局だからという言い方もあるかもしれません。これは厚生省の省庁内

でも、全体の業務の流れ、どう移行してきたかという見直しが必要だと思いますので、もし御答弁いただければ、伍藤さんにお願いします。

○伍藤政府参考人 市町村の現場におきます保健活動、特に保健師さんの活動というのは、虐待問題においても大変重要な役割を果たしておりますし、保健活動の中におけるそういうウエートが年々高まつておるというふうに思つております。

そういう観点から、今、厚生労働省としても、保健師の増員に全体として取り組んでおりますが、その一つの大きな要因としてこういう児童の問題、虐待問題等への対応、こういう視点も強く主張して交付税措置等の要求を今してきておるところでございますので、そういう幅広い活躍をしていただくという観点から、今後とも保健師の充実に努めてまいりたいと思います。

それから、補足でありますが、先ほど任用資格の関係で、児童福祉司の新たに任用資格を広げる保健師あるいは保育士等の研修の場というふうに申し上げましたが、研修というよりも、正確には実務経験ということで、正規の職員として一定の、先ほど申し上げました保健所でありますとか各種の児童施設でありますとか、そういうところで正規職員として働いた経験をカウントして登用する、こういう趣旨でございまして、臨時にそこで研修を積むということではないので、念のために補足させていただきます。

○阿部委員 十分理解しているつもりです。それゆえにこそそれだけの人事費があるのかと。これは市町村側が出さなくちゃいけなくなつてきますから。そういうお尋ねであります。では、それだけの補助を出されるのかという問い合わせもありま

す。最後に、私は、来週は子供の慢性特定疾患につ

いてお尋ねさせていただきますが、今回の委員会

と直接には関係ございませんが、先ほど山井さんがコンビニに児童虐待防止のための何らかの役割を担つていただこうという御提案をされて、尾辻大臣もいいことだとおつしやつておられましたの

で、ちょっとコンビニに関係することで、実は臓器移植のドナーカードでございます。

これは、今コンビニに置かれておりまして、とてもコンベニエントなのですが、コンベニエントであるがゆえに、例えば道に落ちていたり、いろいろな問題も惹起しているように思います。

きょう私は一点お伺いしたいのですが、一点目は、まず、数日前の日経新聞に、日本で行われた脳死臓器移植三十一例のうちの数えて二十二例目の御家族から、いわゆる脳死に至る治療過程が、十分に治療を尽くされなかつたのではないかといふうに裁判が起こされたという報道がございました。

私は、この方は臓器は提供しておられるのですけれども、臓器移植法というのは、やはり十分に脳死に至るまでを治療されて、救命措置が全くされで、こういう訴えが起こされているということ

は、これは既に厚生労働省も検証会議をやつて検証がお済みであります。やはりもう一度きつちりと検証してみていただきたいというのが一点です。やはり信頼性にかかわつてまいりますから。

それといま一点、こういう臓器提供のドナー

カードにいろいろな不備があつても、例えば、丸のつけてある場所がちょっと足りなかつたり、期日が書いていなかつたりしてもドナーの意思として認めようというふうな厚生省の審議会の中での

御意見もあり、今週から多分パブリックコメントを求めておられるんだと思ひますが、これも臓器移植法の本来の精神にのつとれば、やはり、きっとその意思が確認されて、かかるべく臓器を提供していただくという原点から余りに遠く逸脱しないかというふうなところにまでいきかねません

ますと、結局、御本人意思を外してもいいのでは

ので、一例、今回訴訟になつたケースの検証と、このドナーカードをめぐる取り扱いは法本来の趣旨を大きく損ねることがないようお願いしたいと、二十二回理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○瀬上政府参考人 二十二例目の臓器移植法に基づく脳死判定事例につきまして、臓器提供者の遺族により、病院の診療行為に問題があつたとして、病院に対しまして損害賠償請求が提訴されたということは存じております。

この件につきましては、現在情報を得ている範囲では、臓器提供者の遺族と臓器提供施設との間の問題であります。厚生労働省としても、今後の動向を見守つてまいりたいと考えております。

また、ドナーカードの問題でございますが、臓器移植法が要件としております臓器提供を行う意図及び脳死判定に従う意思を表示するためのものでありますので、その取り扱いにつきましては、臓器提供に関する本人の真正な意思表示を必要とするという立法趣旨を踏まえたものでなければならぬということは、論をまつものではございません。

今回のカードに関する法律家五名によります作業班及び臓器移植委員会の報告によりますと、形式的なカードの記載不備によって臓器提供の意思が生かされなかつた事例の取り扱いについて、單にカードの形式面にのみとらわれた判断をすべきではない、本人が生前に有していた臓器提供に関する意思を正確に把握することが重要とされたものでございます。法の趣旨を踏まえたものと考えております。

こうした報告を受けまして、現在、先生御指摘のとおり、ホームページの上で、広く一般の方々からの御意見の募集を行つて、いただいておりま

す。寄せられます意見を参考にしながら、今後、具体的な運用のあり方について考えてまいりたいと存じます。

こうした報告を受けまして、現在、先生御指摘のとおり、ホームページの上で、広く一般の方々からの御意見の募集を行つて、いただいておりました。寄せられます意見を参考にしながら、今後、具体的な運用のあり方について考えてまいりたいと存じます。

○鴨下委員長 次回は、来る十日水曜日午前十時二十回理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後四時十五分散会

終わらせていただきます。

○鴨下委員長 次回は、来る十日水曜日午前十時二十回理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

七ページ一段末九行の「同条第四項」は「同条第六項」の誤り。

六項」の誤り。

七ページ一段末九行の「同条第四項」は「同条第六項」の誤り。

六項」の誤り。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第五号 第百五十九回国会厚生労働委員会議録第二十一号中正誤

平成十六年十一月十九日印刷

平成十六年十一月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局